

令和8年厚木市議会第5回会議（9月定例会議）提出案件一覧表

報告第15号	令和7年度厚木市一般会計継続費精算報告について
報告第16号	令和7年度厚木市公共下水道事業会計継続費精算報告について
報告第17号	令和3年度から令和6年度までの決算に基づく厚木市健全化判断比率の修正について
報告第18号	令和7年度決算に基づく厚木市健全化判断比率について
報告第19号	令和7年度決算に基づく厚木市病院事業資金不足比率について
報告第20号	令和7年度決算に基づく厚木市公共下水道事業資金不足比率について
報告第21号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
報告第22号	専決処分の報告について（厚木市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例）
議案第50号	教育委員会委員の任命について
議案第51号	教育委員会委員の任命について
議案第52号	令和7年度厚木市一般会計歳入歳出決算について
議案第53号	令和7年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について
議案第54号	令和7年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
議案第55号	令和7年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
議案第56号	令和7年度厚木市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
議案第57号	令和7年度厚木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について
議案第58号	令和7年度厚木市病院事業会計決算について
議案第59号	令和7年度厚木市公共下水道事業会計決算について
議案第60号	セーフシティあつぎ推進条例について
議案第61号	厚木市市税条例の一部を改正する条例について
議案第62号	厚木市立老人憩の家条例の一部を改正する条例について
議案第63号	厚木市斎場条例の一部を改正する条例について
議案第64号	厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例について
議案第65号	工事請負契約の締結について
議案第66号	工事請負契約の締結について
議案第67号	工事請負契約の締結について
議案第68号	工事請負契約の締結について
議案第69号	工事請負契約の変更について
議案第70号	市道路線の認定について
議案第71号	市道路線の認定について
議案第72号	市道路線の認定について
議案第73号	令和8年度厚木市一般会計補正予算（第2号）
議案第74号	令和8年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和8年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎ 令和8年度厚木市教育委員会点検評価報告書の提出について

報告第15号

令和7年度厚木市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 7 年 度 厚 木 市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 支出済額
				年割額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国 県 支出金	地方債	その他		
20 衛 生 費	10 清 掃 費	熱 導 管 ・ 自 営 線 整 備 事 業	6	294,826,000		247,500,000		47,326,000	261,110,300
			7	174,570,000		157,100,000		17,470,000	201,912,700
			計	469,396,000		404,600,000		64,796,000	463,023,000
35 商 工 費	5 商 工 費	観 光 施 設 改 修 事 業 (長 寿 命 化)	5	9,320,000		8,700,000		620,000	4,262,000
			6	22,162,000		16,600,000		5,562,000	21,901,605
			7	22,013,000		16,500,000		5,513,000	27,330,680
			計	53,495,000		41,800,000		11,695,000	53,494,285
40 土 木 費	10 道 路 橋 りょう費	生 活 道 路 整 備 事 業	5	105,000,000		105,000,000			40,069,700
			6	140,000,000		140,000,000			71,150,000
			7	175,000,000		175,000,000			261,613,200
			計	420,000,000		420,000,000			372,832,900
	20 都 市 計 画 費	複 合 施 設 周 辺 整 備 事 業	5	8,213,000		8,100,000		113,000	0
			6						7,101,600
			7	9,163,000		8,200,000		963,000	9,640,620
			計	17,376,000		16,300,000		1,076,000	16,742,220
45 消 防 費	5 消 防 費	消 防 庁 舎 改 修 事 業 (長 寿 命 化)	5	25,198,000	4,262,000	14,900,000		6,036,000	10,060,000
			6	59,920,000		44,900,000		15,020,000	61,752,065
			7	62,499,000		46,800,000		15,699,000	75,804,120
			計	147,617,000	4,262,000	106,600,000		36,755,000	147,616,185

一般会計継続費精算報告書

(単位：円)

績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
	234,900,000		26,210,300	33,715,700		12,600,000		21,115,700
	163,900,000		38,012,700	△ 27,342,700		△ 6,800,000		△ 20,542,700
	398,800,000		64,223,000	6,373,000		5,800,000		573,000
	0		4,262,000	5,058,000		8,700,000		△ 3,642,000
	12,600,000		9,301,605	260,395		4,000,000		△ 3,739,605
	20,400,000		6,930,680	△ 5,317,680		△ 3,900,000		△ 1,417,680
	33,000,000		20,494,285	715		8,800,000		△ 8,799,285
	40,000,000		69,700	64,930,300		65,000,000		△ 69,700
	71,100,000		50,000	68,850,000		68,900,000		△ 50,000
	261,500,000		113,200	△ 86,613,200		△ 86,500,000		△ 113,200
	372,600,000		232,900	47,167,100		47,400,000		△ 232,900
	0		0	8,213,000		8,100,000		113,000
	6,300,000		801,600	△ 7,101,600		△ 6,300,000		△ 801,600
	7,600,000		2,040,620	△ 477,620		600,000		△ 1,077,620
	13,900,000		2,842,220	633,780		2,400,000		△ 1,766,220
4,037,445	4,400,000		1,622,555	15,138,000	224,555	10,500,000		4,413,445
	45,400,000		16,352,065	△ 1,832,065		△ 500,000		△ 1,332,065
	56,700,000		19,104,120	△ 13,305,120		△ 9,900,000		△ 3,405,120
4,037,445	106,500,000		37,078,740	815	224,555	100,000		△ 323,740

報告第16号

令和7年度厚木市公共下水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 7 年度厚木市公共下水道

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			
				年割額	左 の 財 源 内 訳		
					国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公 共 下 水 道 第 10 (棚 沢) 処 理 分 区 未 普 及 対 策 事 業	令 和 6 年 度	80,000,000	20,000,000	60,000,000	
			令 和 7 年 度	66,297,000	20,000,000	46,200,000	97,000
			計	146,297,000	40,000,000	106,200,000	97,000
		公 共 下 水 道 相 模 川 右 岸 第 6 排 水 区 浸 水 対 策 事 業	令 和 6 年 度	150,000,000	70,000,000	80,000,000	
			令 和 7 年 度	250,000,000	80,000,000	170,000,000	
			計	400,000,000	150,000,000	250,000,000	
		公 共 下 水 道 中 津 川 右 岸 第 2 排 水 区 浸 水 対 策 事 業	令 和 6 年 度	50,000,000	20,000,000	30,000,000	
			令 和 7 年 度	118,208,000	41,000,000	77,200,000	8,000
			計	168,208,000	61,000,000	107,200,000	8,000

事業会計継続費精算報告書

(単位：円)

実 績				比 較			
支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
	国 県 補 助 金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金		国 県 補 助 金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金
				80,000,000	20,000,000	60,000,000	
146,296,700	41,000,000	105,200,000	96,700	△79,999,700	△21,000,000	△59,000,000	300
146,296,700	41,000,000	105,200,000	96,700	300	△1,000,000	1,000,000	300
				150,000,000	70,000,000	80,000,000	
340,708,500	150,000,000	190,700,000	8,500	△90,708,500	△70,000,000	△20,700,000	△8,500
340,708,500	150,000,000	190,700,000	8,500	59,291,500	0	59,300,000	△8,500
				50,000,000	20,000,000	30,000,000	
168,207,600	61,000,000	107,200,000	7,600	△49,999,600	△20,000,000	△30,000,000	400
168,207,600	61,000,000	107,200,000	7,600	400	0	0	400

報告第17号

令和3年度から令和6年度までの決算に基づく厚木市健全化判断比率の修正
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度から令和6年度までの決算に基づく厚木市健全化判断比率の修正について、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：％)

決算年度	将来負担比率	
	修正前	修正後
令和3年度	42.0	41.9
令和4年度	44.6	44.5
令和5年度	56.2	56.0
令和6年度	76.1	75.9

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 3 年度から令和 6 年度まで

厚 木 市 健 全 化 判 断 比 率
基礎数値の修正に伴う審査意見書

厚木市監査委員

令和 8 年 8 月 17 日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 佐 野 良 人

厚木市監査委員 神 子 雅 人

令和 3 年度から令和 6 年度までの基礎数値の修正に伴う健全化
判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 3 年度から令和 6 年度までの決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和3年度から令和6年度までの厚木市健全化判断比率 基礎数値の修正に伴う審査意見書

第1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和3年度から令和6年度までの各年度の健全化判断比率のうち、審査に付された将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和8年7月16日から令和8年8月7日まで

第4 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

審査に付された将来負担比率について、算定に用いた退職手当負担見込額に錯誤による修正が生じたため再審査を実施した。審査の結果、健全化判断比率のうち、次の将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

年 度	修 正 前	修 正 後	早期健全化基準値
3	42.0	41.9	350.0
4	44.6	44.5	
5	56.2	56.0	
6	76.1	75.9	

この度の修正に係る健全化判断比率の指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものである。今後は、再発防止に努めるとともに、適正かつ正確な算定がされることを望むものである。

報告第18号

令和7年度決算に基づく厚木市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく厚木市健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
厚木市の比率	—	—	4.2	97.3
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 7 年度

厚木市健全化判断比率審査意見書

厚木市監査委員

令和 8 年 8 月 17 日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 佐 野 良 人

厚木市監査委員 神 子 雅 人

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和 7 年度厚木市健全化判断比率審査意見書

第 1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 8 月 7 日まで

第 4 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位: %)

健全化判断比率	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
① 実質赤字比率	—	—	—
	11.25	11.25	11.25
② 連結実質赤字比率	—	—	—
	16.25	16.25	16.25
③ 実質公債費比率	3.2	3.7	4.2
	25.0		
④ 将来負担比率	56.0	75.9	97.3
	350.0		

※ 各項目の上段は厚木市、下段は早期健全化基準値を表している。

※ 上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がマイナス比率(実質収支の黒字等)となるためである。

報告第19号

令和7年度決算に基づく厚木市病院事業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく厚木市病院事業資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：％)

区 分	資 金 不 足 比 率
厚 木 市 の 比 率	――
経営健全化基準	20.0

令和8年8月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

令和 7 年度

厚木市資金不足比率審査意見書

病 院 事 業 会 計

厚木市監査委員

令和 8 年 8 月 17 日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 佐 野 良 人

厚木市監査委員 神 子 雅 人

令和 7 年度厚木市病院事業会計決算に基づく資金不足比率及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、
審査に付された令和 7 年度厚木市病院事業会計決算に基づく資金不足比率及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり
意見を提出する。

令和 7 年度厚木市病院事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 8 月 7 日まで

第 4 審査の方法

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

比 率 名	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
資金不足比率	—	—	—
	20.0		

※ 上段は厚木市、下段は経営健全化基準値を表している。

※ 上記表中の「—」は、資金不足がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、資金不足比率がマイナス比率(資金余剰)となるためである。

報告第20号

令和7年度決算に基づく厚木市公共下水道事業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく厚木市公共下水道事業資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：％)

区 分	資 金 不 足 比 率
厚 木 市 の 比 率	――
経営健全化基準	20.0

令和8年8月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

令和 7 年度

厚木市資金不足比率審査意見書

公共下水道事業会計

厚木市監査委員

令和 8 年 8 月 17 日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 佐 野 良 人

厚木市監査委員 神 子 雅 人

令和 7 年度厚木市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度厚木市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和7年度厚木市公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和8年7月16日から令和8年8月7日まで

第4 審査の方法

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

比 率 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金不足比率	—	—	—
	20.0		

※ 上段は厚木市、下段は経営健全化基準値を表している。

※ 上記表中の「—」は、資金不足がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、資金不足比率がマイナス比率(資金余剰)となるためである。

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

厚木市複合施設プラネタリウム兼多目的ホール外殻築造工事に係る工事請負契約（令和 7 年 6 月 2 3 日議決）について、公共工事設計労務単価等の改定に伴い、議決を経た契約の契約金額を変更した。

変更前	2 3 7, 3 8 0, 0 0 0 円
変更後	2 3 7, 9 1 7, 9 0 0 円

2 専決番号

専決第 1 1 号

3 専決処分日

令和 8 年 8 月 7 日

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

参考資料

1 工事名

厚木市複合施設プラネタリウム兼多目的ホール外殻築造工事

2 工事場所

厚木市中町 1 丁目717番地 1 ほか

3 契約工期

令和 7 年 6 月 24 日から令和 9 年 5 月 28 日まで

4 契約の相手方

横浜市中区吉田町65番地

清水・小島・山王建設共同企業体

構成員代表者

清水建設（株）横浜支店

執行役員支店長 富永 秀行 様

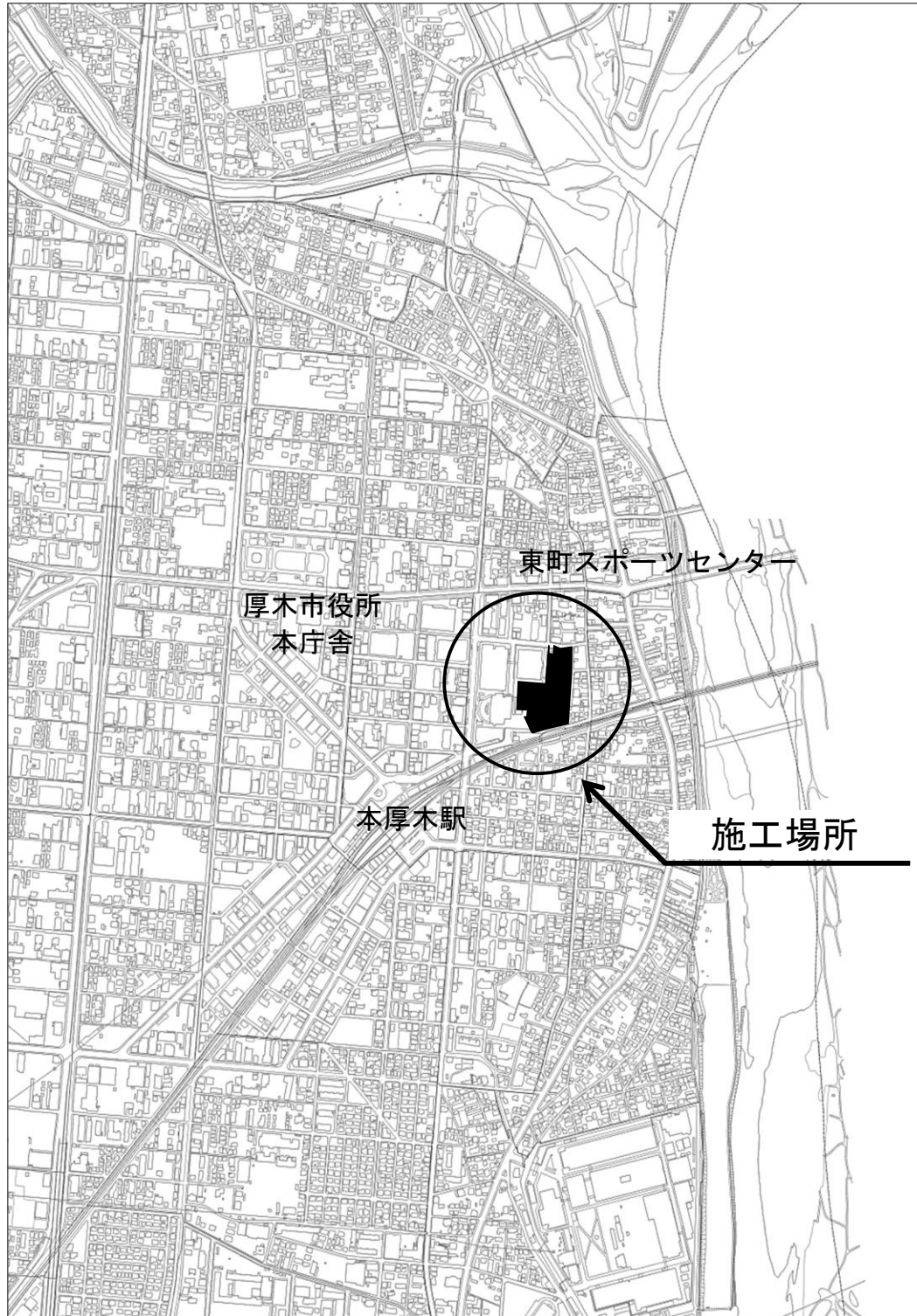
5 変更概要

公共工事設計労務単価等の改定に伴う契約金額の増額

6 変更金額

変更前	237,380,000円
変更後	237,917,900円
増額	537,900円

位置図



報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、厚木市認可地縁団体印鑑条例において同規則を引用している部分を改めるための同条例の一部改正（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第 1 2 号

3 専決処分日

令和 8 年 8 月 1 7 日

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

厚木市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

厚木市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年厚木市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第19条第 1 項第 1 号ト」を「第18条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
(代理人の申請) 第11条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請を地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項第7号</u>の代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。	(代理人の申請) 第11条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請を地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第19条第1項第1号ト</u>の代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

議案第50号

教育委員会委員の任命について

厚木市教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所	厚木市旭町1丁目
氏 名	飯 島 陽 子 様
	昭和45年生まれ

令和8年8月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

参考資料

飯島 陽子 様 略歴

本 籍 地	東京都新宿区
住 所	厚木市旭町 1 丁目
生 年	昭和45年
最終学歴	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科修了
職 業	大学教授（工学院大学）
経 歴	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手 ミシガン大学分子細胞発生生物学部博士研究員 公益財団法人かずさDNA研究所研究員 神奈川工科大学応用バイオ科学部栄養生命科学科教授

議案第51号

教育委員会委員の任命について

厚木市教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所	厚木市戸室2丁目
氏 名	山 本 正 彦 様
	昭和41年生まれ

令和8年8月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

参考資料

やまもと まさひこ 山本 正彦 様 略歴

本 籍 地	厚木市
住 所	厚木市戸室2丁目
生 年	昭和41年
最終学歴	群馬大学大学院教育学研究科修了
職 業	大学教授（桜美林大学）
経 歴	厚木市スポーツ推進審議会会長 現 厚木市教育委員会委員 現 ランニング学会副会長 現 特定非営利活動法人日本ノルディックウォーキング協会副理事長 現 一般財団法人アールビーズスポーツ財団代表理事

議案第52号

令和7年度厚木市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度厚木市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第53号

令和7年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第54号

令和7年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第55号

令和7年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第56号

令和7年度厚木市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度厚木市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第57号

令和7年度厚木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度厚木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第58号

令和7年度厚木市病院事業会計決算について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度厚木市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第59号

令和7年度厚木市公共下水道事業会計決算について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度厚木市公共下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

議案第60号

セーフシティあつぎ推進条例について

セーフシティあつぎ推進条例を別紙のとおり制定する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定する。

セーフシティあつぎ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会（以下「安心・安全な地域社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セーフシティあつぎ 市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心・安全な地域社会の実現を目指す活動の総称をいう。
- (2) 関係団体等 地域団体、事業者、教育機関、医療機関その他の安心・安全に関する活動を行う団体又は機関をいう。

(基本理念)

第3条 セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進すること。
- (2) 安心・安全な地域社会の実現に資する情報の収集及び発信を行い、セーフシティあつぎに対する市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図ること。

(市民の役割)

第5条 市民は、セーフシティあつぎに対する理解を深めるとともに、その取組に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、日常生活において本人及び周囲の安全の確保に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第6条 関係団体等は、セーフシティあつぎの推進のための情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心・安全の向上に寄与するよう努めるものとする。

- 2 関係団体等は、その専門性及び社会資源をいかし、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎの取組に協力するよう努めるものとする。

(セーフシティあつぎ推進基本計画)

第7条 市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セー

フシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(人材の育成)

第8条 市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、セーフシティあつぎの推進を担う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(市民及び関係団体等に対する支援)

第9条 市は、市民又は関係団体等が行うセーフシティあつぎの推進に資する自主的な活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(推進組織)

第10条 市は、セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けることができる。

(推進地区の指定)

第11条 市は、セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定することができる。

(評価等)

第12条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により評価した結果を公表するものとする。

(表彰)

第13条 市長は、セーフシティあつぎの推進に関し、顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人又は団体を表彰することができる。

2 前項の表彰は、顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に資することを目的として行うものとする。

(セーフシティあつぎ推進旬間)

第14条 市は、市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、毎年11月1日から同月10日までをセーフシティあつぎ推進旬間と定める。

2 市は、セーフシティあつぎ推進旬間において、市民及び関係団体等と協働し、地域の安心・安全のための活動を市内全域で展開するよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 11 月 4 日から施行する。
(厚木市セーフコミュニティ推進条例の廃止)
- 2 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）は、廃止する。
(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 16 号）の一部を次のように改める。
第 1 条中第 61 号を削り、第 62 号を第 61 号とし、第 63 号から第 100 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
第 2 条第 1 項中「第 99 号まで」を「第 98 号まで」に改め、同条第 2 項中「前条第 100 号」を「前条第 99 号」に改める。
第 3 条中「第 1 条第 100 号」を「第 1 条第 99 号」に改める。
第 5 条第 1 項中「第 100 号」を「第 99 号」に改める。
第 6 条第 1 項第 1 号中「第 99 号まで」を「第 98 号まで」に改める。
別表中 61 の項を削り、62 の項を 61 の項とし、63 の項から 99 の項までを 1 ずつ繰り上げる。
(厚木市部設置条例等の一部改正)
- 4 次に掲げる条例の規定中「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改める。
 - (1) 厚木市部設置条例（昭和 47 年厚木市条例第 18 号）第 2 条第 6 号カ
 - (2) 厚木市自転車安全利用促進条例（平成 24 年厚木市条例第 27 号）第 1 条
 - (3) 厚木市こども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 13 条第 2 項

新旧対照表

新	旧
厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係） （趣旨及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(60) 略 <u>(61)～(99)</u> 略 （報酬） 第2条 前条第1号から<u>第98号</u>までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。 2 前条第99号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内とする。ただし、特に必要があるときは404,800円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。 3 略 （報酬の減額） 第3条 第1条第99号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。 （報酬の支給方法） 第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び<u>第99号</u>に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。 2及び3 略 （費用弁償） 第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。 (1) 第1条第1号から<u>第98号</u>までに掲げる者にあつては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額 (2) 略	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係） （趣旨及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(60) 略 <u>(61)</u> <u>セーフコミュニティ推進委員会の委員</u> <u>(62)～(100)</u> 略 （報酬） 第2条 前条第1号から<u>第99号</u>までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。 2 前条第100号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内とする。ただし、特に必要があるときは404,800円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。 3 略 （報酬の減額） 第3条 <u>第1条第100号</u>に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。 （報酬の支給方法） 第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び<u>第100号</u>に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。 2及び3 略 （費用弁償） 第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。 (1) 第1条第1号から<u>第99号</u>までに掲げる者にあつては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額 (2) 略

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額
略		
<u>6</u> <u>1</u> ～ <u>9</u> <u>8</u>	略	

備考 略

厚木市部設置条例の一部改正（附則第4項関係）

（事務分掌）

第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置き、その事務分掌は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 市民交流部

ア～オ 略

カ セーフシティあつぎに関する事項

キ 略

(7)～(10) 略

厚木市自転車安全利用促進条例の一部改正（附則第4項関係）

（目的）

第1条 この条例は、セーフシティあつぎの理念の下に、自転車の安全な利用に関する基本的な事項等を定めることにより、自転車の安全な利用に関する意識の向上及び自転車に起因する事故の未然防止を図り、もって地域社会における自転車の安全な利用の促進に資することを目的とする。

厚木市子ども育成条例の一部改正（附則第4項関係）

（子育てに適した環境の整備）

第13条 略

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフシティ

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額		
略				
6 1	<u>セーフコミュニティ ティ推進委員会 の委員</u>	<u>委員</u>	<u>日</u>	<u>11,000円</u>
		<u>長</u>	<u>額</u>	
		<u>委員</u>	<u>日</u>	<u>10,000円</u>
			<u>額</u>	
6 2 ～ 9 9	略			

備考 略

厚木市部設置条例の一部改正（附則第4項関係）

（事務分掌）

第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置き、その事務分掌は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 市民交流部

ア～オ 略

カ セーフコミュニティに関する事項

キ 略

(7)～(10) 略

厚木市自転車安全利用促進条例の一部改正（附則第4項関係）

（目的）

第1条 この条例は、セーフコミュニティの理念の下に、自転車の安全な利用に関する基本的な事項等を定めることにより、自転車の安全な利用に関する意識の向上及び自転車に起因する事故の未然防止を図り、もって地域社会における自転車の安全な利用の促進に資することを目的とする。

厚木市子ども育成条例の一部改正（附則第4項関係）

（子育てに適した環境の整備）

第13条 略

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフコミュ

<u>あつぎ</u>の推進によるこどもの事故、けが等の発生の予防その他のこどもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。	<u>ニティ</u>の推進によるこどもの事故、けが等の発生の予防その他のこどもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。
---	---

議案第61号

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

厚木市市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税等の特例割合を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項第3号中「第29条の6第1項若しくは第2項又は」を削る。

附則第11項の見出し及び同項各号列記以外の部分中「及び第15条の9の3」を「、第15条の9の3及び第15条の11」に改め、同項第1号中「（イを除く。）」を「並びに第15条の11第1項」に改め、同項第2号中「第24項第1号（イのうち出力1,000キロワット未満のものに限る。）及び第3号（ロに限る。）」、「」を「第24項第3号（ロに限る。）及び」に改め、同項第4号中「附則第15条第24項第1号（イのうち出力1,000キロワット以上のものに限る。）及び第4号」を「附則第15条第24項第4号」に改める。

附則中第17項を第18項とし、第13項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

（改修特別特定建築物に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額の手続）
13 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び当該利便性等向上改修工事に係る部分が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- （2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- （3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- （4）家屋の建築年月日及び登記年月日
- （5）利便性等向上改修工事が完了した年月日
- （6）利便性等向上改修工事に要した費用の額
- （7）利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
(過料)	(過料)
第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。	第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 第33条第1項から第4項までの規定により提出すべき申告書又は報告書について、正当な理由がなくて提出をしなかった者	(3) <u>第29条の6第1項若しくは第2項又は第33条第1項から第4項までの規定により提出すべき申告書又は報告書について、正当な理由がなくて提出をしなかった者</u>
(4) 略	(4) 略
2及び3 略	2及び3 略
附 則	附 則
1～10 略	1～10 略
(法附則第15条、第15条の8、 <u>第15条の9の3及び第15条の11</u> の条例で定める割合)	(法附則第15条、第15条の8 <u>及び第15条の9の3</u> の条例で定める割合)
11 法附則第15条、第15条の8、 <u>第15条の9の3及び第15条の11</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、次のとおりとする。	11 法附則第15条、第15条の8及び <u>第15条の9の3</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、次のとおりとする。
(1) 法附則第15条第2項第1号及び第24項第1号並びに <u>第15条の11第1項</u> にあっては、3分の1	(1) 法附則第15条第2項第1号及び第24項第1号(<u>イを除く。</u>)にあっては、3分の1
(2) 法附則第15条第13項、 <u>第24項第3号(ロに限る。)</u> 及び第31項並びに第15条の9の3第1項にあっては、2分の1	(2) 法附則第15条第13項、 <u>第24項第1号(イのうち出力1,000キロワット未満のものに限る。)</u> 及び第3号(<u>ロに限る。</u>)、第31項並びに第15条の9の3第1項にあっては、2分の1
(3) 略	(3) 略
(4) <u>法附則第15条第24項第4号</u> にあっては、12分の7	(4) <u>法附則第15条第24項第1号(イのうち出力1,000キロワット以上のものに限る。)</u> 及び第4号にあっては、12分の7
(5) 略	(5) 略
12 略	12 略
(改修特別特定建築物に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額の手続)	
13 <u>法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事(同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この項において同じ。)</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び当該利便性等向上改修工事に係る部分が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律	

<u>第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は<u>同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</u> (4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> (6) <u>利便性等向上改修工事に要した費用の額</u> (7) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> <u>14～18 略</u>	<u>13～17 略</u>
--	-----------------------

議案第62号

厚木市立老人憩の家条例の一部を改正する条例について

厚木市立老人憩の家条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

老人憩の家の利用実態を踏まえ、施設の名称を変更するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

厚木市立老人憩の家条例（昭和48年厚木市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市立いこいの家条例

第1条中「老人の」を「地域住民の」に、「ほか、地域住民の」を「とともに、」に、「厚木市立老人憩の家」を「厚木市立いこいの家」に、「憩の家」を「いこいの家」に改める。

第2条、第3条第1項及び第5条中「憩の家」を「いこいの家」に改める。

別表中

「

厚木市立愛名老人憩の家
厚木市立長坂老人憩の家
厚木市立上古沢老人憩の家
厚木市立下古沢老人憩の家
厚木市立下沖老人憩の家
厚木市立岡田老人憩の家
厚木市立林老人憩の家
厚木市立岡津古久老人憩の家
厚木市立関口老人憩の家
厚木市立下川入老人憩の家
厚木市立金田老人憩の家
厚木市立宮本老人憩の家
厚木市立尼寺老人憩の家
厚木市立緑ヶ丘老人憩の家
厚木市立七沢老人憩の家
厚木市立千頭老人憩の家
厚木市立上落合老人憩の家
厚木市立片平老人憩の家
厚木市立中戸田老人憩の家
厚木市立上依知老人憩の家
厚木市立船子老人憩の家
厚木市立酒井老人憩の家
厚木市立山際老人憩の家
厚木市立下依知老人憩の家
厚木市立藤塚老人憩の家
厚木市立温水老人憩の家
厚木市立長谷老人憩の家
厚木市立及川老人憩の家
厚木市立鳶尾老人憩の家

厚木市立戸室老人憩の家
厚木市立日枝老人憩の家
厚木市立山際南部老人憩の家
厚木市立妻田東老人憩の家
厚木市立妻田西老人憩の家
厚木市立荻野久保老人憩の家
厚木市立荻野新宿老人憩の家
厚木市立温水・恩名老人憩の家
厚木市立愛甲老人憩の家
厚木市立毛利台老人憩の家
厚木市立三田老人憩の家
厚木市立厚木南老人憩の家
厚木市立金田東老人憩の家

」

を
「

厚木市立愛名いこいの家
厚木市立長坂いこいの家
厚木市立上古沢いこいの家
厚木市立下古沢いこいの家
厚木市立下沖いこいの家
厚木市立岡田いこいの家
厚木市立林いこいの家
厚木市立岡津古久いこいの家
厚木市立関口いこいの家
厚木市立下川入いこいの家
厚木市立金田いこいの家
厚木市立宮本いこいの家
厚木市立尼寺いこいの家
厚木市立緑ヶ丘いこいの家
厚木市立七沢いこいの家
厚木市立千頭いこいの家
厚木市立上落合いこいの家
厚木市立片平いこいの家
厚木市立中戸田いこいの家
厚木市立上依知いこいの家
厚木市立船子いこいの家
厚木市立酒井いこいの家
厚木市立山際いこいの家
厚木市立下依知いこいの家
厚木市立藤塚いこいの家

厚木市立温水いこいの家
厚木市立長谷いこいの家
厚木市立及川いこいの家
厚木市立鳶尾いこいの家
厚木市立戸室いこいの家
厚木市立日枝いこいの家
厚木市立山際南部いこいの家
厚木市立妻田東いこいの家
厚木市立妻田西いこいの家
厚木市立荻野久保いこいの家
厚木市立荻野新宿いこいの家
厚木市立温水・恩名いこいの家
厚木市立愛甲いこいの家
厚木市立毛利台いこいの家
厚木市立三田いこいの家
厚木市立厚木南いこいの家
厚木市立金田東いこいの家

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

新旧対照表

新	旧																												
<u>厚木市立いこいの家条例</u> (設置) 第1条 <u>地域住民の教養の向上と心身の健康増進を図るとともに、相互交流を促進するため、厚木市立いこいの家</u>(以下「<u>いこいの家</u>」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 <u>いこいの家</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。 (指定管理者による管理) 第3条 <u>いこいの家</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、主として当該いこいの家の存する地域に居住する者で構成される団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 2 略 (指定管理者の指定等) 第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が<u>いこいの家</u>の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。 2 市長は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う<u>いこいの家</u>の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。 別表(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>厚木市立愛名いこいの家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立長坂いこいの家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立上古沢いこいの家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立下古沢いこいの家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立下沖いこいの家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立岡田いこいの家</u></td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	<u>厚木市立愛名いこいの家</u>	略	<u>厚木市立長坂いこいの家</u>	略	<u>厚木市立上古沢いこいの家</u>	略	<u>厚木市立下古沢いこいの家</u>	略	<u>厚木市立下沖いこいの家</u>	略	<u>厚木市立岡田いこいの家</u>	略	<u>厚木市立老人憩の家条例</u> (設置) 第1条 <u>老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するため、厚木市立老人憩の家</u>(以下「<u>憩の家</u>」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 <u>憩の家</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。 (指定管理者による管理) 第3条 <u>憩の家</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、主として当該憩の家の存する地域に居住する者で構成される団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 2 略 (指定管理者の指定等) 第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が<u>憩の家</u>の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。 2 市長は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う<u>憩の家</u>の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。 別表(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>厚木市立愛名老人憩の家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立長坂老人憩の家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立上古沢老人憩の家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立下古沢老人憩の家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立下沖老人憩の家</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>厚木市立岡田老人憩の家</u></td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	<u>厚木市立愛名老人憩の家</u>	略	<u>厚木市立長坂老人憩の家</u>	略	<u>厚木市立上古沢老人憩の家</u>	略	<u>厚木市立下古沢老人憩の家</u>	略	<u>厚木市立下沖老人憩の家</u>	略	<u>厚木市立岡田老人憩の家</u>	略
名称	位置																												
<u>厚木市立愛名いこいの家</u>	略																												
<u>厚木市立長坂いこいの家</u>	略																												
<u>厚木市立上古沢いこいの家</u>	略																												
<u>厚木市立下古沢いこいの家</u>	略																												
<u>厚木市立下沖いこいの家</u>	略																												
<u>厚木市立岡田いこいの家</u>	略																												
名称	位置																												
<u>厚木市立愛名老人憩の家</u>	略																												
<u>厚木市立長坂老人憩の家</u>	略																												
<u>厚木市立上古沢老人憩の家</u>	略																												
<u>厚木市立下古沢老人憩の家</u>	略																												
<u>厚木市立下沖老人憩の家</u>	略																												
<u>厚木市立岡田老人憩の家</u>	略																												

厚木市立林いこいの家	略	厚木市立林老人憩の家	略
厚木市立岡津古久いこいの家	略	厚木市立岡津古久老人憩の家	略
厚木市立関口いこいの家	略	厚木市立関口老人憩の家	略
厚木市立下川入いこいの家	略	厚木市立下川入老人憩の家	略
厚木市立金田いこいの家	略	厚木市立金田老人憩の家	略
厚木市立宮本いこいの家	略	厚木市立宮本老人憩の家	略
厚木市立尼寺いこいの家	略	厚木市立尼寺老人憩の家	略
厚木市立緑ヶ丘いこいの家	略	厚木市立緑ヶ丘老人憩の家	略
厚木市立七沢いこいの家	略	厚木市立七沢老人憩の家	略
厚木市立千頭いこいの家	略	厚木市立千頭老人憩の家	略
厚木市立上落合いこいの家	略	厚木市立上落合老人憩の家	略
厚木市立片平いこいの家	略	厚木市立片平老人憩の家	略
厚木市立中戸田いこいの家	略	厚木市立中戸田老人憩の家	略
厚木市立上依知いこいの家	略	厚木市立上依知老人憩の家	略
厚木市立船子いこいの家	略	厚木市立船子老人憩の家	略
厚木市立酒井いこいの家	略	厚木市立酒井老人憩の家	略
厚木市立山際いこいの家	略	厚木市立山際老人憩の家	略
厚木市立下依知いこいの家	略	厚木市立下依知老人憩の家	略
厚木市立藤塚いこいの家	略	厚木市立藤塚老人憩の家	略
厚木市立温水いこいの家	略	厚木市立温水老人憩の家	略
厚木市立長谷いこいの家	略	厚木市立長谷老人憩の家	略
厚木市立及川いこいの家	略	厚木市立及川老人憩の家	略
厚木市立鳶尾いこいの家	略	厚木市立鳶尾老人憩の家	略
厚木市立戸室いこいの家	略	厚木市立戸室老人憩の家	略

<u>厚木市立日枝いこいの家</u>	略	<u>厚木市立日枝老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立山際南部いこいの家</u>	略	<u>厚木市立山際南部老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立妻田東いこいの家</u>	略	<u>厚木市立妻田東老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立妻田西いこいの家</u>	略	<u>厚木市立妻田西老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立荻野久保いこいの家</u>	略	<u>厚木市立荻野久保老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立荻野新宿いこいの家</u>	略	<u>厚木市立荻野新宿老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立温水・恩名いこいの家</u>	略	<u>厚木市立温水・恩名老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立愛甲いこいの家</u>	略	<u>厚木市立愛甲老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立毛利台いこいの家</u>	略	<u>厚木市立毛利台老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立三田いこいの家</u>	略	<u>厚木市立三田老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立厚木南いこいの家</u>	略	<u>厚木市立厚木南老人憩の家</u>	略
<u>厚木市立金田東いこいの家</u>	略	<u>厚木市立金田東老人憩の家</u>	略

議案第63号

厚木市斎場条例の一部を改正する条例について

厚木市斎場条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

使用料の徴収の特例の追加及び市外利用者の火葬炉の使用料の改定を行うため、本条例の一部を改正する。

厚木市斎場条例の一部を改正する条例

厚木市斎場条例（昭和47年厚木市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表火葬炉の項中

「

70,000 円
50,000 円
20,000 円
50,000 円
20,000 円

」

を

「

96,000 円
67,000 円
28,000 円
67,000 円
28,000 円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第4条第2項にただし書を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の厚木市斎場の使用に係る使用料について適用し、施行日前の厚木市斎場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

新旧対照表

新					旧				
(使用料の徴収)					(使用料の徴収)				
第4条 略					第4条 略				
2 使用料は、前納とする。 <u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>					2 使用料は、前納とする。				
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
区分		単位	使用料		区分		単位	使用料	
			市内	市外				市内	市外
火葬 炉	死亡時の年齢が12歳以上の死体	1体	10,000 円	<u>96,000</u> 円	火葬 炉	死亡時の年齢が12歳以上の死体	1体	10,000 円	<u>70,000</u> 円
	死亡時の年齢が12歳未満の死体	1体	7,000 円	<u>67,000</u> 円		死亡時の年齢が12歳未満の死体	1体	7,000 円	<u>50,000</u> 円
	死胎	1胎	3,000 円	<u>28,000</u> 円		死胎	1胎	3,000 円	<u>20,000</u> 円
	改葬	1件	7,000 円	<u>67,000</u> 円		改葬	1件	7,000 円	<u>50,000</u> 円
	身体の一部	1件	3,000 円	<u>28,000</u> 円		身体の一部	1件	3,000 円	<u>20,000</u> 円
略		略	略	略	略		略	略	略
備考1及び2 略					備考1及び2 略				

議案第64号

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例について

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

持続可能な住みよいまちづくりの実現に向け、社会情勢及び環境の変化に即した規定に改めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第7条」に、「まちづくり基本計画（第10条）」を「都市計画マスタープラン（第8条・第9条）」に、「第11条～第18条」を「第10条～第16条」に、「都市計画の案の作成手続（第19条～第22条）」を「都市計画決定等における住民参加（第17条～第25条）」に、

「

第3章 特定開発事業

」

を

「

第3章 大規模土地取引行為の届出（第26条）

第4章 特定開発事業

」

に、「第23条～第34条」を「第27条～第38条」に、「第35条～第42条」を「第39条～第52条」に、「第43条～第50条」を「第53条～第60条」に、

「

第4章 雑則（第51条～第56条）

第5章 罰則（第57条・第58条）

」

を

「

第5章 雑則（第61条～第66条）

第6章 罰則（第67条・第68条）

」

に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりにおける基本原則を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、まちづくりにおける市民参加及び適正な土地利用のための手続並びに特定開発事業における手続等及び基準等を定めることにより、持続可能な住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2条第1項中「育んでいくよう」を「育みながら、新たな魅力を創出し、これらが次世代に継承されていくように」に改め、同条第2項中「すべての市民が」を「全ての市民が健康で文化的な生活を享受し」に改め、同条に次の1項を加える。

4 まちづくりは、厚木市環境基本条例（平成30年厚木市条例第4号）の理念を踏まえ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとなるように行われなければならない。

第3条第1号中「有する者」の次に「、市内で事業を営む者」を加え、「所有者又は占有者」を「全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者」に改め、同条第3号エ中「隣接した」を「開発区域に隣接した」に改め、同条第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 近隣住民 開発区域の境界から規則で定める距離以内の区域(次号において「近隣区域」という。)において土地又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者をいう。

(7) 周辺住民 近隣区域の境界から規則で定める距離以内の区域において土地又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者をいう。

(8) 公共公益施設 次に掲げる施設をいう。

ア 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設

イ 消防施設

ウ ごみ及び資源集積所

第3条第9号中「以下」の次に「これらを」を加える。

第6条第2項を次のように改める。

2 事業者及び工事施工者は、開発事業を行うときは、本市が実施する脱炭素社会に向けた施策その他のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第7条の見出し中「防災」の次に「及び減災」を加え、同条第1項中「防災」の次に「及び減災(災害による被害を可能な限り最小化することをいう。次項において同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 事業者は、開発事業を行うときは、防災及び減災の推進に積極的に取り組むとともに、本市が実施する防災及び減災に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第8条及び第9条を削る。

第2章第1節を次のように改める。

第1節 都市計画マスタープラン

(都市計画マスタープランの策定)

第8条 市長は、基本原則に基づく良好なまちづくりを計画的に推進するため、都市計画法第18条の2に規定する基本方針として、厚木市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するものとする。

2 市長は、都市計画マスタープランを策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、都市計画マスタープランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ厚木市都市計画審議会条例(昭和44年厚木市条例第38号)第1条に規定する厚木市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(まちづくりの計画等)

第9条 まちづくりは、都市計画マスタープランのほか、次に掲げる計画等により行わなければならない。

(1) 都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画(以下「地区計画等」という。)

- (2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- (3) 厚木市景観条例（平成22年厚木市条例第3号）第5条第1項に規定する景観計画
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画
- (5) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画
- (6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市が策定した方針、計画等のうち、まちづくりに関するもの

第2章第2節中第11条の前に次の1条を加える。

（地域まちづくり協議会）

第10条 市長は、一定の地域の住民等により組織され、当該地域を対象とする地域まちづくりの推進を目的として、地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めたまちづくりの計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を策定しようとする団体であつて、規則で定める要件を満たすものを地域まちづくり協議会として認定することができる。

- 2 地域まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請を行つた地域まちづくり協議会に通知するとともに、その認定の内容その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり協議会（次項及び第7項において「認定を受けた地域まちづくり協議会」という。）は、第2項に規定する申請の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 5 認定を受けた地域まちづくり協議会を解散したときは、当該認定を受けた地域まちづくり協議会の代表者であつた者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該地域まちづくり協議会の認定を取り消すものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、市長は、認定を受けた地域まちづくり協議会が、第1項の団体に該当しなくなつたと認めるときその他規則で定める事由に該当したときは、その認定を取り消すものとする。

第11条から第13条までを次のように改める。

（地域まちづくり協議会に対する支援）

第11条 市長は、地域まちづくり協議会に対し、規則で定めるところにより必要な支援を行うことができる。

(地域まちづくり計画の認定)

第12条 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画が次の各号のいずれにも該当するときは、当該地域まちづくり計画について、市長の認定を受けることができる。

- (1) 当該地域まちづくり計画の対象となる地域（以下「地域まちづくり計画区域」という。）内に住所を有する18歳以上の者その他規則で定める者の2分の1以上の者の同意を得ていること。
 - (2) 当該地域まちづくり計画区域の面積が1,000平方メートル以上であること。
 - (3) 都市計画マスタープランに整合していること。
 - (4) その他規則で定める要件を満たしていること。
- 2 地域まちづくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請を行った地域まちづくり協議会に通知するとともに、認定を受けた地域まちづくり計画の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり計画に係る地域まちづくり計画区域内で特定開発事業を行う事業者及び工事施行者は、当該地域まちづくり計画を遵守するよう努めなければならない。
- 5 地域まちづくり協議会は、第1項の規定による認定を受けた地域まちづくり計画を変更しようとするとき（規則で定める軽易な変更であるときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。
- 6 第1項から第3項までの規定は、地域まちづくり計画を変更する場合について準用する。
- 7 地域まちづくり協議会は、第1項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた地域まちづくり計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 8 地域まちづくり協議会は、前項の規定による届出をするときは、規則で定める者の2分の1以上の同意を得なければならない。
- 9 市長は、第10条第6項及び第7項の規定により地域まちづくり協議会の認定を取り消したとき又は第7項の規定による届出があったときは、当該地域まちづくり協議会が市長の認定を受けた地域まちづくり計画又は当該届出に係る地域まちづくり計画の認定を取り消すものとする。
- 10 市長は、前項の規定により地域まちづくり計画の認定を取り消したときは、当該地域まちづくり計画の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

(地域まちづくり協定の締結)

第13条 地域まちづくり協議会は、前条第1項の規定により地域まちづくり計画の認定を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、市長と当該地域まちづくり計画を内容とするまちづくりに関する協定（以下「地域まちづくり協定」という。）を締結することができる。

- (1) 当該地域まちづくり計画区域内に住所を有する18歳以上の者その他規則

で定める者の3分の2以上の者の同意を得たとき。

- (2) 当該地域まちづくり計画区域内において、前号の規定による同意をした者が所有する土地の面積と同号の規定による同意をした者が有する借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権をいう。以下同じ。）の目的となっている土地の面積との合計が、当該地域まちづくり計画区域内の全ての土地の面積と対抗要件を備えた借地権の目的となっている全ての土地の面積との合計の3分の2以上となるとき。
- 2 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり協定の締結を求めるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出があった場合において、地域まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ厚木市まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、地域まちづくり協定を締結したときは、当該地域まちづくり協定の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。
- 5 地域まちづくり協定を締結した地域まちづくり協議会は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域まちづくり協定の変更又は廃止を市長に申し出ることができる。
- 6 第1項から第4項までの規定は、地域まちづくり協定を変更し、又は廃止する場合について準用する。この場合において、地域まちづくり協定を廃止するときにおける第1項の規定の適用については、同項中「3分の2以上」とあるのは、「2分の1以上」と読み替えるものとする。

第14条第2項中「当該地域まちづくり協定」を「、当該地域まちづくり協定」に改め、「事業者」の次に「及び工事施行者」を加え、「講ずることを勧告する」を「講ずることについて、指導又は助言をする」に改める。

第15条中「第13条第3項の規定により地域まちづくり協定が締結されたときは、」を削り、「地域まちづくり協議会は」の次に「、第13条第1項の規定により地域まちづくり協定が締結されたときは」を加え、「当該協定」を「当該地域まちづくり協定」に、「都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画（以下「地区計画等」という。）」を「地区計画等」に改める。

第16条及び第17条を削る。

第18条第1項を次のように改める。

第13条第3項及び第26条第3項の規定による意見を聴くため、厚木市まちづくり審議会（以下「まちづくり審議会」という。）を設置する。

第18条第2項中「審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に、「審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第16条とする。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 都市計画決定等における住民参加

第19条第1項ただし書中「軽易な変更と認められるもの」を「軽易な変更として規則で定めるもの」に改め、同条第2項中「市内に住所を有する者」を「住民等」に、「前項の」を「前項に規定する」に、「経過する日までの間に、意見書

を」を「経過する日までに、規則で定めるところにより原案に対する意見書を市長に」に改め、同条第4項中「公告の日から」を「公告の日の翌日から起算して」に改め、第2章第3節中同条を第17条とする。

第58条を第68条とする。

第57条中「第52条」を「第63条」に改め、同条を第67条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第56条を第66条とする。

第55条第1項第1号中「第49条」を「第59条」に、「第50条」を「第60条」に改め、同項第2号中「第52条」を「第63条」に改め、同条第2項中「事業者又は工事施行者」を「同項各号に該当する者」に改め、同条を第65条とする。

第54条第1項中「（以下「立入検査」という。）」を削り、同条第3項中「立入検査」を「第1項の規定による立入検査」に改め、同条を第64条とし、同条の前に次の1条を加える。

（命令）

第63条 市長は、前条の規定による勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うよう命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第53条を削る。

第52条の見出しを「（勧告）」に改め、同条各号列記以外の部分中「行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて」を「行為を停止し、又は」に、「講ずることを命ずる」を「講ずるよう勧告する」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第31条又は第34条第2項の規定による承認を受けた内容と異なる特定開発事業を行った事業者又は工事施行者

(2) 第32条の規定に違反した事業者又は工事施行者

第52条第3号中「第33条」を「第37条」に改め、同条を第62条とし、第51条を第61条とする。

第4章を第5章とする。

第3章第3節中第50条を第60条とし、第49条を第59条とする。

第48条第1項及び第2項中「第46条第5項」を「第56条第5項」に改め、同条を第58条とし、第47条を第57条とし、第43条から第46条までを10条ずつ繰り下げる。

第3章第2節に次の3条を加える。

（埋蔵文化財に係る協議）

第50条 事業者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内及びその周辺で特定開発事業を行うときは、市長と埋蔵文化財の保護について協議しなければならない。

（教育委員会との協議）

第51条 事業者は、住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、当該住宅に居住することとなる児童及び生徒の小学校及び中学校への受入れ等について、厚木市教育委員会と必要な協議をしなければならない。

(自治会への加入促進の協力)

第52条 事業者は、住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、当該住宅の入居者に対し、自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）への加入促進に努めなければならない。

第42条を第49条とし、第41条を第48条とし、第40条を第47条とする。

第39条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「当該開発区域内に防犯灯の設置等必要な措置」を「当該開発区域内における防犯灯の設置その他必要な措置」に改め、同条を第46条とし、第38条を第45条とし、同条の前に次の3条を加える。

(脱炭素の取組等)

第42条 事業者は、特定開発事業を行うときは、市長が別に定める基準に適合する脱炭素社会の取組を実施するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により脱炭素社会の取組を実施する事業者については、第39条第3号に規定する緑化に関する基準にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該緑化に関する基準を緩和して適用することができる。

(バス停留所に係る措置)

第43条 事業者は、開発区域周辺にバス停留所があり、バス運行事業者又は市長からその位置の変更又はバス利用環境の改善について要請があった場合は、移設先の確保、環境整備等に努めなければならない。

(公共の用に供する施設の整備計画との適合)

第44条 事業者は、開発区域内に公共の用に供する施設を整備する計画があるときは、特定開発事業の内容を当該計画に適合させるよう努めなければならない。

第37条第4項中「引継ぎ施設の用地については」を「事業者は、引継ぎ施設の用地について」に改め、同条を第41条とする。

第36条第1号ア中「開発区域内」を「開発区域内の道路」に改め、同条第3号に次のただし書を加える。

ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

第36条第3号イ中「一箇所」を「1箇所」に改め、同条第4号中「防災施設」を「消防施設」に改め、同条第5号中「ごみ集積所」を「ごみ及び資源集積所」に改め、「（資源集積所との兼用のものを含む。）」を削り、同条第6号を削り、同条を第40条とする。

第35条第4号を削り、同条を第39条とする。

第3章第2節の前に次の1条を加える。

(特定開発事業の取りやめ等)

第38条 事業者は、承認申請書、第28条第1項に規定する開発（建築）計画書又は第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書を提出後、特定開発事業を中止したときは、直ちに特定開発事業取りやめ届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場

合において、当該届出書に係る特定開発事業について、土砂の流出その他の災害発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し土砂の除去その他安全のために必要な措置を講ずるよう命じることができる。

- 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定開発事業を取りやめたものとみなす。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

(1) 第28条第3項の規定による指導又は助言があった日から起算して2年以内に、第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書を提出しないとき。

(2) 第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書の提出をした日から起算して2年以内に、承認申請書を提出しないとき。

(3) 第31条及び第34条第2項の規定による承認をした日から起算して2年以内に、当該特定開発事業の工事(変更の工事を含む。)に着手しないとき。

- 4 第2項の規定は、前項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合について準用する。この場合において、第2項中「前項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場合」とあるのは「次項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合」と、「当該届出書に係る特定開発事業」とあるのは「当該特定開発事業」と読み替えるものとする。

- 5 第31条又は第34条第2項の規定による承認は、第1項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場合又は第3項第3号の規定に該当して同項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合においては、その効力を失うものとする。

第34条を削り、第33条を第37条とする。

第32条第1項を次のように改める。

事業者は、特定開発事業の工事が完了したときは、当該工事が完了した日の翌日から起算して8日(休日等を除く。)以内に、工事完了届出書に規則で定める図書を添付して市長に提出しなければならない。

第32条第2項中「届出があった日から起算して2週間以内」を「届出があった日の翌日から起算して12日(休日等を除く。)以内」に、「承認」を「第31条又は第34条第2項の規定による承認」に改め、同条第3項中「承認」を「第31条又は第34条第2項の規定による承認」に改め、同条を第36条とする。

第31条第1項中「第27条」を「第31条」に改め、同条第2項中「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第35条とする。

第30条第1項中「第27条」を「第31条」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「市長は、」の次に「前項の規定により」を加え、「提出を受けた場合において」を「提出があった場合は」に、「次に掲げる変更承認基準」を「第31条各号(第1号を除く。)に掲げる基準」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第34条とする。

第29条中「1週間以内」を「5日(厚木市の休日を定める条例(平成元年厚木市条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。)を除く。)以内」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第33条とす

る。

第28条第2項中「第30条第2項」を「第34条第2項」に改め、同条を第32条とする。

第27条各号列記以外の部分中「承認申請書の提出を受けた場合において」を「第27条第1項の規定により承認申請書の提出があった場合は」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 大規模特定開発事業にあつては、第28条第1項の規定による協議が整っていること。
- (2) 第29条第1項に規定する標識が適正に設置されていること。
- (3) 前条の規定による説明が適正になされていること。
- (4) 第39条及び第40条に規定する基準に適合すること。

第27条を第31条とする。

第26条第1項中「承認申請書を提出する前に」を「前条第1項の規定による標識の設置に関する届出書を提出後、第27条第1項の規定により承認申請書を提出する前までに」に改め、「近隣住民」の次に「、周辺住民（当該特定開発事業の計画について説明を求める周辺住民に限る。）及び土地の利害関係者」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「次条の規定による承認を受けた」を削り、「内容」を「計画の内容」に改め、「、第30条に規定する特定開発事業変更承認申請書を提出する前に、前2項に規定する方法により」を削り、「又は周辺住民」を「、周辺住民」に、「限る。）に」を「限る。）及び土地の利害関係者に対して、規則で定める方法により」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第30条とし、同条の前に次の1条を加える。

（標識の設置）

第29条 事業者は、次条第1項の規定による計画の説明を行う前に、開発区域内の見やすい位置に規則で定める特定開発事業の概要を記載した標識を設置するとともに、標識の設置に関する届出書に規則で定める図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、大規模特定開発事業においては、前条第1項の規定による開発（建築）計画書を提出する前に標識を設置するものとし、同項の協議完了後、この項本文の規定により市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項に規定する標識に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を標識に記載し、標識の設置に関する届出書を市長に提出しなければならない。

3 標識は、風雨等に強い構造及び材質とし、その設置期間は、第1項の規定により標識を設置した日から、第36条第3項に規定する特定開発事業に関する工事の検査済証が交付される日までとする。

4 市長は、第1項の規定により提出された届出書の写し又はその内容を明らかにしたものを、公衆の縦覧に供しなければならない。

第25条を削る。

第24条の見出し中「事前協議」を「事前協議等」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大規模特定開発事業を行おうとする事業者は、次条第1項ただし書の規定

による標識の設置後、前項の規定により開発（建築）計画書を提出する前までに、近隣住民及び土地の利害関係者に対して、規則で定める方法により当該大規模特定開発事業の計画について事前に周知しなければならない。

第24条を第28条とする。

第23条第2項中「第25条第4項」を「第29条第1項」に、「届け出た」を「提出した」に改め、同条を第27条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 大規模土地取引行為の届出

第26条 5,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下これらを「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結して土地に関する権利を移転しようとする者は、当該大規模土地取引行為の日の6月前までに、規則で定めるところにより市長に届け出るよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、都市計画マスタープラン及び第9条各号に掲げる計画等に照らし、当該届出を行った者に対し、必要な助言を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による助言を行おうとするときは、必要に応じてまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第2章第3節に次の1条を加える。

（地区計画等の住民原案の申出手続等）

第25条 地区計画等申出者は、規則で定めるところにより地区計画等の住民原案を市長に提出しなければならない。

2 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、速やかに第23条に定める手続を進めるものとする。

3 市長は、前項の規定による手続を進めるときは、その旨を地区計画等申出者に対して通知するものとする。

4 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、都市計画審議会の意見を聴いた上で、理由書を添付して地区計画等申出者に通知するものとする。

第22条の見出し中「案の申出」を「原案の申出要件等」に改め、同条第1項中「第13条第3項」を「第13条第1項」に改め、「規定により」の次に「市長と」を加え、「締結している」を「締結した」に改め、「地区計画等の原案」の次に「（以下これらを「地区計画等の住民原案」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申出に係る地区計画等の住民原案は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（1）地区計画等の住民原案が都市計画法その他関係法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。

（2）地区計画等の住民原案に係る区域の土地が一団の土地であり、かつ、当該

区域の面積が1,000平方メートル以上であること。

- (3) 地区計画等の住民原案に係る区域の土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。)において、土地の所有権又は対抗要件を備えた借地権を有する者の3分の2以上の同意を得ていること。
- (4) 地区計画等の住民原案に同意した者が所有する当該区域内の土地の面積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の面積の合計が、当該区域内の土地の総面積と対抗要件を備えた借地権の目的となっている土地の総面積との合計の3分の2以上となること。
- (5) 地区計画等の住民原案の申出をしようとする者(以下「地区計画等申出者」という。)が、地区計画等の住民原案に係る区域の住民等を対象とした説明会を開催し、当該住民等の意見を聴取していること。

第22条を第24条とする。

第21条の見出し中「案の作成手続」を「原案の提示方法等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「当該公告の日から3週間」を「当該公告の日の翌日から起算して2週間」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「市長は」の次に「、前項に規定するもののほか」を加え、「説明会」を「住民説明会」に改め、「その他」の次に「当該地区計画等の原案を周知するために」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項の規定による縦覧期間満了の日までの間に、」を「第1項の規定による公告があったときは、同条第3号の縦覧期間の満了の日までに、規則で定めるところにより縦覧に供された」に改め、「意見書を」の次に「市長に」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「公告の日から」を「公告の日の翌日から起算して」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第23条とする。

第20条を削る。

第17条の次に次の5条を加える。

(都市計画提案面積の最低規模等)

第18条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条ただし書に規定する条例で定める規模は、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域における地区計画等に限り、1,000平方メートルとする。

(都市計画を提案することができる団体)

第19条 都市計画法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体は、第10条第1項の規定により認定された地域まちづくり協議会とする。

(提案することができる都市計画)

第20条 前条の規定により地域まちづくり協議会が提案することができる都市計画は、都市計画法第15条第1項の規定により本市が定める都市計画とする。

(計画提案に係る資料提出)

第21条 市長は、都市計画法第21条の3の規定による判断をするため必要があると認めるときは、計画提案(同法第21条の2第4項に規定する計画提案をいう。次条において同じ。)をした者に対し、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第13条の4の規定によるもののほか、規則で定める資料の提出を求めることができる。

(都市計画の原案の作成手続)

第22条 市長は、計画提案に基づき、都市計画の原案を作成しようとするときは、住民説明会の開催等の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、この条例による改正前の厚木市住みよいまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項の規定により策定されたまちづくり基本計画は、この条例による改正後の厚木市住みよいまちづくり条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により策定された厚木市都市計画マスタープランとみなす。

3 施行日前に、旧条例第11条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり協議会は、新条例第10条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり協議会とみなす。

4 施行日前に、旧条例第12条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり計画は、新条例第12条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり計画とみなす。

5 この条例の施行の際、現に都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧期間を満了している都市計画の案の作成手続については、なお従前の例による。

6 新条例第4章の規定は、施行日以後に新条例第28条第1項の規定により協議がされる大規模特定開発事業又は新条例第29条第1項の規定により提出される標識の設置に関する届出書に係る特定開発事業について適用し、施行日前に旧条例第24条第1項の規定により協議がされた大規模特定開発事業又は旧条例第25条第4項の規定により届出のあった標識の設置に関する届出書に係る特定開発事業については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、施行日前に旧条例第24条第1項の規定による協議がされた大規模特定開発事業又は旧条例第25条第4項の規定により届出のあった標識の設置に関する届出書に係る特定開発事業であって、施行日から起算して2年以内に当該特定開発事業に係る旧条例第23条の規定による承認申請書の提出がないものにあつては、当該特定開発事業を取りやめたものとみなす。

8 施行日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(厚木市景観条例の一部改正)

9 厚木市景観条例（平成22年厚木市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第7条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
目次 第1章 総則(第1条～<u>第7条</u>) 第2章 市民参加のまちづくり 第1節 <u>都市計画マスタープラン(第8条・第9条)</u> 第2節 <u>住民等によるまちづくり(第10条～第16条)</u> 第3節 <u>都市計画決定等における住民参加(第17条～第25条)</u> 第3章 <u>大規模土地取引行為の届出(第26条)</u> 第4章 特定開発事業 第1節 特定開発事業の手続等(<u>第27条～第38条</u>) 第2節 特定開発事業の基準等(<u>第39条～第52条</u>) 第3節 紛争の調整(<u>第53条～第60条</u>) 第5章 雑則(<u>第61条～第66条</u>) 第6章 罰則(<u>第67条・第68条</u>) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、<u>本市のまちづくりにおける基本原則を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、まちづくりにおける市民参加及び適正な土地利用のための手続並びに特定開発事業における手続等及び基準等を定めることにより、持続可能な住みよいまちづくりの実現に寄与する</u>ことを目的とする。 (基本原則) 第2条 まちづくりは、本市の恵まれた河川、里山等の自然環境と調和したまちなみや風景を守り<u>育みながら、新たな魅力を創出し、これらが次世代に継承されていくように行われなければならない。</u> 2 まちづくりは、<u>全ての市民が健康で文化的な生活を享受し、将来にわたり快適に暮らせるよう行われなければならない。</u> 3 略 4 <u>まちづくりは、厚木市環境基本条例(平成30年厚木市条例第4号)の理念を踏まえ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとなるよう行われなければならない。</u>	目次 第1章 総則(第1条～<u>第9条</u>) 第2章 市民参加のまちづくり 第1節 <u>まちづくり基本計画(第10条)</u> 第2節 <u>住民等によるまちづくり(第11条～第18条)</u> 第3節 <u>都市計画の案の作成手続(第19条～第22条)</u> 第3章 特定開発事業 第1節 特定開発事業の手続等(<u>第23条～第34条</u>) 第2節 特定開発事業の基準等(<u>第35条～第42条</u>) 第3節 紛争の調整(<u>第43条～第50条</u>) 第4章 雑則(<u>第51条～第56条</u>) 第5章 罰則(<u>第57条・第58条</u>) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、<u>市民参加によるまちづくりを推進するための基本となる事項並びにより快適で住みよいまちづくりの推進及び良好な近隣関係の保持を図るために土地利用に関する手続及び基準を定め、もって総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とする。</u> (基本原則) 第2条 まちづくりは、本市の恵まれた河川、里山等の自然環境と調和したまちなみや風景を守り<u>育んでいくよう行われなければならない。</u> 2 まちづくりは、<u>すべての市民が、将来にわたり快適に暮らせるよう行われなければならない。</u> 3 略

(定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民等 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内に存する土地又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。

(2) 略

(3) 特定開発事業 開発事業のうち次に掲げるものをいう。

ア～ウ 略

エ 開発区域に隣接した土地において、同時又は連続して行う開発事業であって、全体として一体的土地利用又は一体的造成を行うとみなされるもの(規則で定めるものを除く。)で、全体の開発規模が500平方メートル以上のもの

(4)及び(5) 略

(6) 近隣住民 開発区域の境界から規則で定める距離以内の区域(次号において「近隣区域」という。)において土地又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者をいう。

(7) 周辺住民 近隣区域の境界から規則で定める距離以内の区域において土地又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者をいう。

(8) 公共公益施設 次に掲げる施設をいう。

ア 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設

イ 消防施設

ウ ごみ及び資源集積所

(9) 紛争 特定開発事業に伴って生じる日照、通風及び採光の障害、テレビ電波障害、工事中の騒音、振動等により日常生活に影響を及ぼされる近隣住民又は周辺住民と事業者又は工事施行者(以下これらを「当事者」という。)との間の紛争をいう。

(事業者等の責務)

第6条 略

2 事業者及び工事施行者は、開発事業を行うときは、本市が実施する脱炭素社会に向けた施策その他のまちづくりに関する施策に協力す

(定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民等 市内に住所を有する者、市内に存する土地又は建築物の所有者又は占有者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。

(2) 略

(3) 特定開発事業 開発事業のうち次に掲げるものをいう。

ア～ウ 略

エ 隣接した土地において、同時又は連続して行う開発事業であって、全体として一体的土地利用又は一体的造成を行うとみなされるもの(規則で定めるものを除く。)で、全体の開発規模が500平方メートル以上のもの

(4)及び(5) 略

(6) 近隣住民 開発区域の付近に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者で、規則で定める範囲内のものをいう。

(7) 周辺住民 近隣住民の周辺に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者で、規則で定める範囲内のものをいう。

(8) 公共公益施設 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設並びに防災施設、ごみ集積所及び文教施設をいう。

(9) 紛争 特定開発事業に伴って生じる日照、通風及び採光の障害、テレビ電波障害、工事中の騒音、振動等により日常生活に影響を及ぼされる近隣住民又は周辺住民と事業者又は工事施行者(以下「当事者」という。)との間の紛争をいう。

(事業者等の責務)

第6条 略

2 事業者及び工事施行者は、本市が実施するまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

るよう努めなければならない。

(防災及び減災のまちづくりの推進)

第7条 市及び市民は、震災等の災害から生命、身体及び財産を守るため、防災及び減災(災害による被害を可能な限り最小化することをいう。次項において同じ。)のまちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、開発事業を行うときは、防災及び減災の推進に積極的に取り組むとともに、本市が実施する防災及び減災に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 市民参加のまちづくり

第1節 都市計画マスタープラン

(都市計画マスタープランの策定)

第8条 市長は、基本原則に基づく良好なまちづくりを計画的に推進するため、都市計画法第18条の2に規定する基本方針として、厚木市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するものとする。

2 市長は、都市計画マスタープランを策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、都市計画マスタープランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ厚木市都市計画審議会条例(昭和44年厚木市条例第38号)第1条に規定する厚木市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(防災のまちづくりの推進)

第7条 市及び市民は、震災等の災害から生命、身体及び財産を守るため、防災のまちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、開発事業の計画に当たっては、十分な安全対策を講じなければならない。

(緑地の保全と創出)

第8条 市は、斜面に存する緑地(以下「斜面緑地」という。)の保全及び公共施設の緑化の推進等により、環境と調和するまちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、開発事業を計画するに当たっては、斜面緑地その他の緑地が限られた貴重な資源であることを認識し、その保全に努めなければならない。

(都市景観の形成)

第9条 市、市民及び事業者は、厚木市の歴史、風土及び文化に配慮した良好な都市景観の形成に努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者と協働して、優れた都市景観の形成を実現するため、都市景観に関する知識の普及を図るとともに、まちなみ、色彩等に配慮したまちづくりに努めなければならない。

第2章 市民参加のまちづくり

第1節 まちづくり基本計画

(まちづくり基本計画の策定)

第10条 市長は、基本原則に基づく良好なまちづくりを計画的に推進するため、都市計画法第18条の2に規定する基本方針として、まちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、提案の募集、説明会の開催等の措置を講じ、市民と協働して行うものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、厚木市まちづくり審議会の意見を聴いた上で、当該基本計画を公表するものとする。

(まちづくりの計画等)

第9条 まちづくりは、都市計画マスタープランのほか、次に掲げる計画等により行わなければならない。

- (1) 都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画(以下「地区計画等」という。)
- (2) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- (3) 厚木市景観条例(平成22年厚木市条例第3号)第5条第1項に規定する景観計画
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画
- (5) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画
- (6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市が策定した方針、計画等のうち、まちづくりに関するもの

第2節 住民等によるまちづくり

(地域まちづくり協議会)

第10条 市長は、一定の地域の住民等により組織され、当該地域を対象とする地域まちづくりの推進を目的として、地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めたまちづくりの計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定しようとする団体であつて、規則で定める要件を満たすものを地域まちづくり協議会として認定することができる。

- 2 地域まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請を行った地域まちづくり協議会に通知するとともに、その認定の内容その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり協議会(次項及び第7項において「認定を受けた地域まちづくり協議会」という。)は、第2項に規定する申請の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

第2節 住民等によるまちづくり

5 認定を受けた地域まちづくり協議会を解散したときは、当該認定を受けた地域まちづくり協議会の代表者であった者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該地域まちづくり協議会の認定を取り消すものとする。

7 前項に定めるもののほか、市長は、認定を受けた地域まちづくり協議会が、第1項の団体に該当しなくなったと認めるときその他規則で定める事由に該当したときは、その認定を取り消すものとする。

(地域まちづくり協議会に対する支援)

第11条 市長は、地域まちづくり協議会に対し、規則で定めるところにより必要な支援を行うことができる。

(地域まちづくり計画の認定)

第12条 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画が次の各号のいずれにも該当するときは、当該地域まちづくり計画について、市長の認定を受けることができる。

(地域まちづくり協議会)

第11条 市長は、一定の地域の住民等(以下「地元住民等」という。)により組織され、当該地域を対象としたまちづくりの計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定しようとする組織のうち、次の各号のいずれにも該当するものを地域まちづくり協議会として認定することができる。

(1) 地元住民等を中心に構成されていること。

(2) 当該地域まちづくり計画の策定に当たり、地元住民等の自発的な参加の機会が保障されていること。

(3) 当該組織の活動の目的又は方針が基本原則に即していること。

(4) 当該組織の構成員に意思決定に参加する権利を保障する規約を有し、かつ、代表者の定めのあること。

2 地域まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、地域まちづくり協議会に対し、まちづくりに関する情報の提供、技術者の派遣その他必要な支援を行うものとする。

5 市長は、地域まちづくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することができる。

(地域まちづくり計画の策定)

第12条 地域まちづくり協議会は、次に掲げる事項のうち必要なものについて、地域まちづくり計画を策定したときは、市長に申請し、その認定を受けることができる。

(1) <u>当該地域まちづくり計画の対象となる地域(以下「地域まちづくり計画区域」という。)内に住所を有する18歳以上の者その他規則で定める者の2分の1以上の者の同意を得ていること。</u> (2) <u>当該地域まちづくり計画区域の面積が1,000平方メートル以上であること。</u> (3) <u>都市計画マスタープランに整合していること。</u> (4) <u>その他規則で定める要件を満たしていること。</u> 2 <u>地域まちづくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</u> 3 <u>市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請を行った地域まちづくり協議会に通知するとともに、認定を受けた地域まちづくり計画の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。</u> 4 <u>第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり計画に係る地域まちづくり計画区域内で特定開発事業を行う事業者及び工事施行者は、当該地域まちづくり計画を遵守するよう努めなければならない。</u> 5 <u>地域まちづくり協議会は、第1項の規定によ</u>	(1) <u>土地利用に関する事項</u> (2) <u>建築物及び工作物に関する事項</u> (3) <u>景観及びまちなみに関する事項</u> (4) <u>緑地等の保全及び緑化に関する事項</u> (5) <u>防災及び防犯に関する事項</u> (6) <u>その他まちづくりを推進するために必要な事項</u> 2 <u>前項の規定による申請は、次に掲げるところに従って、規則で定めるところにより行わなければならない。</u> (1) <u>当該地域まちづくり計画の区域(以下「地域まちづくり区域」という。)内に住所を有する18歳以上の者、当該地域まちづくり区域内において事業を営む者及び当該地域まちづくり区域内の権利者(土地について所有権又は借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第2条第1号に規定する借地権をいう。以下同じ。))を有する者をいう。以下同じ。))のうち、半数以上のものから当該地域まちづくり計画を定めることについて同意が得られていること。</u> (2) <u>当該地域まちづくり区域が道路、河川、鉄道その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより区分されていること。</u> (3) <u>当該地域まちづくり区域の面積がおおむね5,000平方メートル以上であること。</u> 3 <u>前項(第1号を除く。)の規定にかかわらず、道路の両側において当該道路に接して存する土地の区域で、一体的かつ総合的なまちづくりを行うことが適切であると認められるものについては、第1項の規定による申請を行うことができる。</u> 4 <u>市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該地域まちづくり計画の内容が基本原則及び基本計画に即していると認めるときは、当該地域まちづくり計画を認定し、その旨を公表するとともに、当該地域まちづくり計画の内容の周知に努めなければならない。</u> 5 <u>地域まちづくり協議会は、前項の規定による</u>
---	--

る認定を受けた地域まちづくり計画を変更しようとするとき(規則で定める軽易な変更であるときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。

6 第1項から第3項までの規定は、地域まちづくり計画を変更する場合について準用する。

7 地域まちづくり協議会は、第1項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた地域まちづくり計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

8 地域まちづくり協議会は、前項の規定による届出をするときは、規則で定める者の2分の1以上の同意を得なければならない。

9 市長は、第10条第6項及び第7項の規定により地域まちづくり協議会の認定を取り消したとき又は第7項の規定による届出があったときは、当該地域まちづくり協議会が市長の認定を受けた地域まちづくり計画又は当該届出に係る地域まちづくり計画の認定を取り消すものとする。

10 市長は、前項の規定により地域まちづくり計画の認定を取り消したときは、当該地域まちづくり計画の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

(地域まちづくり協定の締結)

第13条 地域まちづくり協議会は、前条第1項の規定により地域まちづくり計画の認定を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、市長と当該地域まちづくり計画を内容とするまちづくりに関する協定(以下「地域まちづくり協定」という。)を締結することができる。

(1) 当該地域まちづくり計画区域内に住所を有する18歳以上の者その他規則で定める者の3分の2以上の者の同意を得たとき。

(2) 当該地域まちづくり計画区域内において、前号の規定による同意をした者が所有する土地の面積と同号の規定による同意をした者が有する借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第2条第1号に規定する借地権をいう。以下同じ。)の目的となっている土地の面積との合計が、当該地域まちづくり計画区域内の全ての土地の面積と対抗要件を備えた借地権の目的となっている全ての土地の面積との合計の3分の2以上となるとき。

認定を受けた地域まちづくり計画を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

6 第1項から第4項までの規定は、地域まちづくり計画を変更する場合について準用する。

7 市長は、地域まちづくり計画を認定したときは、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たり、当該地域まちづくり計画の内容に十分配慮しなければならない。

8 市長は、地域まちづくり区域内において特定開発事業が行われるときは、当該特定開発事業を行おうとする事業者に対し、当該地域まちづくり計画の内容に配慮するよう要請するものとする。

(地域まちづくり協定の締結)

第13条 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を内容とする協定(以下「地域まちづくり協定」という。)を締結するよう市長に申し出ることができる。

2 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり協定の締結を求めるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があった場合において、地域まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ厚木市まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、地域まちづくり協定を締結したときは、当該地域まちづくり協定の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

5 地域まちづくり協定を締結した地域まちづくり協議会は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域まちづくり協定の変更又は廃止を市長に申し出ることができる。

6 第1項から第4項までの規定は、地域まちづくり協定を変更し、又は廃止する場合について準用する。この場合において、地域まちづくり協定を廃止するときにおける第1項の規定の適用については、同項中「3分の2以上」とあるのは、「2分の1以上」と読み替えるものとする。

(地域まちづくり協定の遵守)

第14条 略

2 市長は、協定区域内において行われる特定開発事業が、当該地域まちづくり協定の内容に適合しないと認めるときは、当該特定開発事業を行おうとする事業者及び工事施行者に対し、設計の変更その他必要な措置を講ずることについて、指導又は助言をすることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げるところに従って、規則で定めるところにより行わなければならない。

(1) 当該地域まちづくり区域内に住所を有する18歳以上の者、当該地域まちづくり区域内において事業を営む者及び当該地域まちづくり区域内の権利者のうち、5分の4以上のものから当該地域まちづくり協定を締結することについて同意が得られていること。

(2) 当該地域まちづくり区域内において、前号の規定による同意をした者が所有する土地の面積と同号の規定による同意をした者が有する借地権の目的となっている土地の面積との合計が、当該地域まちづくり区域内のすべての土地の面積と借地権の目的となっているすべての土地の面積との合計の5分の4以上であること。

3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、厚木市まちづくり審議会の意見を聴いた上で、当該地域まちづくり協定を締結し、その旨を告示するとともに、当該地域まちづくり計画の内容の周知に努めなければならない。

4 地域まちづくり協定を締結した地域まちづくり協議会は、必要があると認めるときは、当該地域まちづくり協定の変更又は廃止を市長に申し出ることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、地域まちづくり協定を変更する場合について準用する。

6 第2項の規定は、地域まちづくり協定を廃止する場合について準用する。この場合において、同項中「5分の4以上」とあるのは「半数以上」と読み替えるものとする。

(地域まちづくり協定の遵守)

第14条 略

2 市長は、協定区域内において行われる特定開発事業が当該地域まちづくり協定の内容に適合しないと認めるときは、当該特定開発事業を行おうとする事業者に対し、設計の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(建築協定、地区計画等の活用)

第15条 市長及び地域まちづくり協議会は、第13条第1項の規定により地域まちづくり協定が締結されたときは、当該地域まちづくり協定の実効性を確保するため、協働して建築基準法第4章に定める建築協定及び地区計画等の制度の活用に努めなければならない。

(建築協定、地区計画等の活用)

第15条 第13条第3項の規定により地域まちづくり協定が締結されたときは、市長及び地域まちづくり協議会は、当該協定の実効性を確保するため、協働して建築基準法第4章に定める建築協定及び都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画(以下「地区計画等」という。)の制度の活用に努めなければならない。

(まちづくり市民組織)

第16条 市長は、基本原則に基づき、本市のまちづくりを推進することを目的とした住民等の組織のうち、次の各号のいずれにも該当する組織をまちづくり市民組織として認定することができる。

- (1) 住民等の自発的な参加の機会が保障されていること。
- (2) 当該組織の活動の目的又は方針が基本原則に即していること。
- (3) 当該組織の構成員に意思決定に参加する権利を保障する規約を有し、かつ、代表者の定めのあること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする組織は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による認定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、まちづくり市民組織に対し、まちづくりに関する情報の提供、技術者の派遣その他必要な支援を行うものとする。

(まちづくり推進計画の提案)

第17条 まちづくり市民組織は、基本計画にその内容を反映するため、まちづくり推進計画を市長に提案することができる。

- 2 前項の規定による提案は、次に掲げるところに従って、規則で定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 市内に住所を有する18歳以上の者のうち、100分の1以上のものから当該まちづくり推進計画を提案することについて同意が得られていること。
 - (2) 当該まちづくり推進計画の内容が基本原則に即していること。
 - (3) 当該まちづくり推進計画の内容が土地利用の制限に関するものである場合には、当該土地利用の制限を受ける者の意見が十分に反映されていること。
- 3 市長は、第1項の規定によるまちづくり推進

(審議会の設置)

第16条 第13条第3項及び第26条第3項の規定による意見を聴くため、厚木市まちづくり審議会(以下「まちづくり審議会」という。)を設置する。

2 まちづくり審議会は、前項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じてまちづくりに関する基本的事項その他のまちづくりに関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することができる。

3 まちづくり審議会は、委員9人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、まちづくり審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第3節 都市計画決定等における住民参加

(住民説明会の開催等)

第17条 市長は、本市が定める都市計画(神奈川県が決定しようとする都市計画と関連して、一連の手続で行われる都市計画及び地区計画等に関する都市計画を除く。)の案の内容となるべき事項(以下「原案」という。)を作成するときは、住民等の意見を反映させるため住民説明会を開催しなければならない。ただし、都市計画の名称の変更その他軽易な変更として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 住民等及び規則で定める利害を有する者は、

計画の提案があった場合において、遅滞なく当該提案を踏まえた基本計画の決定又は変更を行う必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、厚木市まちづくり審議会の意見を聴いた上で、基本計画の決定又は変更を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による基本計画の決定又は変更を行うときは、第10条第2項及び第3項に規定する手続を省略することができる。

5 市長は、第1項の規定による提案を踏まえた基本計画の決定又は変更を行う必要がないと判断したときは、厚木市まちづくり審議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該まちづくり市民組織に通知しなければならない。

(審議会の設置)

第18条 第10条第3項、第13条第3項及び前条第3項の規定による市長の意見の求めに応じるため、厚木市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じてまちづくりに関する基本的事項その他のまちづくりに関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することができる。

3 審議会は、前項の調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 審議会は、委員9人以内をもって組織する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第3節 都市計画の案の作成手続

(住民説明会の開催等)

第19条 市長は、本市が定める都市計画(神奈川県が決定しようとする都市計画と関連して、一連の手続で行われる都市計画及び地区計画等に関する都市計画を除く。)の案の内容となるべき事項(以下「原案」という。)を作成するときは、住民等の意見を反映させるため住民説明会を開催しなければならない。ただし、都市計画の名称の変更その他軽易な変更と認められるものについては、この限りでない。

2 市内に住所を有する者及び規則で定める利害

前項に規定する住民説明会が開催された日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、規則で定めるところにより原案に対する意見書を市長に提出することができる。

3 略

- 4 市長は、前項の規定により回答書を作成したときは、その旨を公告し、当該回答書を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(都市計画提案面積の最低規模等)

第18条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条ただし書に規定する条例で定める規模は、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域における地区計画等に限り、1,000平方メートルとする。

(都市計画を提案することができる団体)

第19条 都市計画法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体は、第10条第1項の規定により認定された地域まちづくり協議会とする。

(提案することができる都市計画)

第20条 前条の規定により地域まちづくり協議会が提案することができる都市計画は、都市計画法第15条第1項の規定により本市が定める都市計画とする。

(計画提案に係る資料提出)

第21条 市長は、都市計画法第21条の3の規定による判断をするため必要があると認めるときは、計画提案(同法第21条の2第4項に規定する計画提案をいう。次条において同じ。)をした者に対し、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第13条の4の規定によるもののほか、規則で定める資料の提出を求めることができる。

(都市計画の原案の作成手続)

第22条 市長は、計画提案に基づき、都市計画の原案を作成しようとするときは、住民説明会の開催等の措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法等)

第23条

を有する者は、前項の住民説明会が開催された日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

3 略

- 4 市長は、前項の規定により回答書を作成したときは、その旨を公告し、当該回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(都市計画の案の提案)

第20条 都市計画法第21条の2第1項の規定により都市計画の決定又は変更をすることを提案できる団体として、同条第2項の規定により条例で定める団体は、地域まちづくり協議会及びまちづくり市民組織とする。

(地区計画等の案の作成手続)

第21条 都市計画法第16条第2項の規定により条例で定める地区計画等の原案の提示方法及び意見の提出方法は、次項から第6項までに定め

市長は、地区計画等の原案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1)～(3) 略

2 市長は、前項に規定するもののほか、地区計画等の原案の提示に当たって必要があると認めるときは、住民説明会の開催その他当該地区計画等の原案を周知するために必要な措置を講ずるものとする。

3 都市計画法第16条第2項に規定する者は、第1項の規定による公告があったときは、同項第3号の縦覧期間の満了の日までに、規則で定めるところにより縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見書を市長に提出することができる。

4 略

5 市長は、前項の規定により回答書を作成したときは、その旨を公告し、当該回答書を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(地区計画等の原案の申出要件等)

第24条 第13条第1項の規定により市長と地域まちづくり協定を締結した地域まちづくり協議会は、都市計画法第16条第3項の規定による地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案(以下これらを「地区計画等の住民原案」という。)を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出に係る地区計画等の住民原案は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 地区計画等の住民原案が都市計画法その他関係法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。

(2) 地区計画等の住民原案に係る区域の土地が一団の土地であり、かつ、当該区域の面積が1,000平方メートル以上であること。

(3) 地区計画等の住民原案に係る区域の土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。)において、土地の所有権又は対抗要件を備えた借地権を有する者の3分の2以上の同意を得ていること。

(4) 地区計画等の住民原案に同意した者が所

るとおりとする。

2 市長は、地区計画等の原案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日から3週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1)～(3) 略

3 市長は、地区計画等の原案の提示に当たって必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

4 都市計画法第16条第2項に規定する者は、第2項の規定による縦覧期間満了の日までの間に、地区計画等の原案に対する意見書を提出することができる。

5 略

6 市長は、前項の規定により回答書を作成したときは、その旨を公告し、当該回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(地区計画等の案の申出)

第22条 第13条第3項の規定により地域まちづくり協定を締結している地域まちづくり協議会は、都市計画法第16条第3項の規定による地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該原案を審査し、必要な修正等を行った上で、速やかに前条に定める手続を行うものとする。

有する当該区域内の土地の面積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の面積の合計が、当該区域内の土地の総面積と対抗要件を備えた借地権の目的となっている土地の総面積との合計の3分の2以上となること。

- (5) 地区計画等の住民原案の申出をしようとする者(以下「地区計画等申出者」という。)
が、地区計画等の住民原案に係る区域の住民等を対象とした説明会を開催し、当該住民等の意見を聴取していること。

(地区計画等の住民原案の申出手続等)

第25条 地区計画等申出者は、規則で定めるところにより地区計画等の住民原案を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、速やかに第23条に定める手続を進めるものとする。

- 3 市長は、前項の規定による手続を進めるときは、その旨を地区計画等申出者に対して通知するものとする。

- 4 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、都市計画審議会の意見を聴いた上で、理由書を添付して地区計画等申出者に通知するものとする。

第3章 大規模土地取引行為の届出

第26条 5,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下これらを「土地に関する権利」という。)の移転又は設定(対価を得て行われる移転又は設定に限る。)を行う契約(予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。)を締結して土地に関する権利を移転しようとする者は、当該大規模土地取引行為の日の6月前までに、規則で定めるところにより市長に届け出るよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、都市計画マスタープラン及び第9条各号に掲げる計画等に照らし、当該届出を行った者に対し、必要な助言を行うことができる。

- 3 市長は、前項の規定による助言を行おうとするときは、必要に応じてまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第4章 特定開発事業

第1節 特定開発事業の手続等

第3章 特定開発事業

第1節 特定開発事業の手続等

(特定開発事業承認申請)

第27条 略

- 2 承認申請書の提出は、第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書を提出した日の翌日から起算して2週間を経過した日以後でなければならない。

(大規模特定開発事業の事前協議等)

第28条 略

- 2 大規模特定開発事業を行おうとする事業者は、次条第1項ただし書の規定による標識の設置後、前項の規定により開発(建築)計画書を提出する前までに、近隣住民及び土地の利害関係者に対して、規則で定める方法により当該大規模特定開発事業の計画について事前に周知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による協議を行うに当たっては、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

(標識の設置)

- 第29条 事業者は、次条第1項の規定による計画の説明を行う前に、開発区域内の見やすい位置に規則で定める特定開発事業の概要を記載した標識を設置するとともに、標識の設置に関する届出書に規則で定める図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、大規模特定開発事業においては、前条第1項の規定による開発(建築)計画書を提出する前に標識

(特定開発事業承認申請)

第23条 略

- 2 承認申請書の提出は、第25条第4項に規定する標識の設置に関する届出書を届け出た日の翌日から起算して2週間を経過した日以後でなければならない。

(大規模特定開発事業の事前協議)

第24条 略

- 2 市長は、前項の規定による協議を行うに当たっては、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

(標識の設置)

- 第25条 事業者は、次条第1項の規定による計画の説明を行う前に、開発区域内の見やすい位置に規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。ただし、大規模特定開発事業においては、前条第1項の規定による協議が整った後に標識を設置するものとする。

- 2 事業者は、第27条の規定による承認を受けた特定開発事業の内容を変更する場合において、前項に規定する標識に記載した事項に変更が生じるときは、次条第3項の規定による計画の説明を行う前に、開発区域内の見やすい位置に、当該変更が生じる事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 3 第1項又は前項に規定する標識は、風雨等に強い構造及び材質とし、その設置期間は、第32条第3項に規定する特定開発事業に関する工事の検査済証が交付されるまでとする。

- 4 事業者は、第1項又は第2項に規定する標識を設置したときは、速やかに標識の設置に関する届出書を市長に届け出なければならない。

を設置するものとし、同項の協議完了後、この項本文の規定により市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項に規定する標識に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を標識に記載し、標識の設置に関する届出書を市長に提出しなければならない。

3 標識は、風雨等に強い構造及び材質とし、その設置期間は、第1項の規定により標識を設置した日から、第36条第3項に規定する特定開発事業に関する工事の検査済証が交付される日までとする。

4 市長は、第1項の規定により提出された届出書の写し又はその内容を明らかにしたものを、公衆の縦覧に供しなければならない。

(計画の説明)

第30条 事業者は、前条第1項の規定による標識の設置に関する届出書を提出後、第27条第1項の規定により承認申請書を提出する前までに、近隣住民、周辺住民(当該特定開発事業の計画について説明を求める周辺住民に限る。)及び土地の利害関係者に対して、規則で定める方法により当該特定開発事業の計画について説明しなければならない。

2 事業者は、特定開発事業の計画の内容を変更(規則で定める変更を除く。)しようとするときは、近隣住民、周辺住民(当該変更に係る特定開発事業について説明を求める周辺住民に限る。)及び土地の利害関係者に対して、規則で定める方法により当該変更に係る特定開発事業の計画について説明しなければならない。

(特定開発事業の承認)

第31条 市長は、第27条第1項の規定により承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、次に掲げる承認基準に適合するときは、当該特定開発事業を承認しなければならない。

- (1) 大規模特定開発事業にあっては、第28条第1項の規定による協議が整っていること。
- (2) 第29条第1項に規定する標識が適正に設置されていること。

(計画の説明)

第26条 事業者は、承認申請書を提出する前に、近隣住民に対して、規則で定める方法により当該特定開発事業の計画について説明しなければならない。

2 事業者は、承認申請書を提出する前に、当該特定開発事業の計画について、周辺住民から説明を求められたときは、前項に規定する方法により説明しなければならない。

3 事業者は、次条の規定による承認を受けた特定開発事業の内容を変更(規則で定める変更を除く。)しようとするときは、第30条に規定する特定開発事業変更承認申請書を提出する前に、前2項に規定する方法により、近隣住民又は周辺住民(当該変更に係る特定開発事業について説明を求める周辺住民に限る。)に当該変更に係る特定開発事業の計画について説明しなければならない。

(特定開発事業の承認)

第27条 市長は、承認申請書の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、次に掲げる承認基準に適合するときは、当該特定開発事業を承認しなければならない。

- (1) 第35条(第4号を除く。)及び第36条に規定する基準に適合すること。
- (2) 第24条第1項の規定による協議が整っていること。

(3) 前条の規定による説明が適正になされていること。

(4) 第39条及び第40条に規定する基準に適合すること。

(工事着手の制限)

第32条 略

2 事業者及び工事施行者は、前条の規定による承認を受けた後、特定開発事業の内容を変更しようとするときは、第34条第2項の規定による特定開発事業の変更の承認を受けた以後でなければ当該変更に係る特定開発事業の工事に着手してはならない。

(工事着手の届出)

第33条 事業者は、特定開発事業の工事に着手したときは、着手した日の翌日から起算して5日(厚木市の休日定める条例(平成元年厚木市条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。))を除く。))以内に工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

(特定開発事業の変更)

第34条 事業者は、第31条の規定による承認を受けた特定開発事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ特定開発事業変更承認申請書(以下「変更承認申請書」という。)に規則で定める図書を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、第31条各号(第1号を除く。))に掲げる基準に適合するときは、特定開発事業の変更について承認しなければならない。

3 事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ変更届出書を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第35条 第31条の規定による承認を受けた事業者の相続人その他の一般承継人又は同条の規定による承認を受けた事業者から開発区域内の土地の所有権その他特定開発事業を行う権

(3) 第25条第1項に規定する標識が適正に設置されていること。

(4) 前条第1項及び第2項の規定による説明が適正になされていること。

(工事着手の制限)

第28条 略

2 事業者及び工事施行者は、前条の規定による承認を受けた後、特定開発事業の内容を変更しようとするときは、第30条第2項の規定による特定開発事業の変更の承認を受けた以後でなければ当該変更に係る特定開発事業の工事に着手してはならない。

(工事着手の届出)

第29条 事業者は、特定開発事業の工事に着手したときは、着手した日の翌日から起算して1週間以内に工事着手届出書を市長に届け出なければならない。

(特定開発事業の変更)

第30条 事業者は、第27条の規定による承認を受けた特定開発事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ特定開発事業変更承認申請書(以下「変更承認申請書」という。)に規則で定める図書を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、変更承認申請書の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、次に掲げる変更承認基準に適合するときは、特定開発事業の変更について承認しなければならない。

(1) 第35条(第4号を除く。))及び第36条に規定する基準に適合すること。

(2) 第25条第2項に規定する標識が適正に設置されていること。

(3) 第26条第3項の規定による説明が適正になされていること。

3 事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ変更届出書を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第31条 第27条の規定による承認を受けた事業者の相続人その他の一般承継人又は同条の規定による承認を受けた事業者から開発区域内の土地の所有権その他特定開発事業を行う権

原を取得した者は、市長の承認を受けて、同条の規定による承認を受けた事業者が有していた当該承認に基づく地位を承継することができる。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする者は、特定開発事業承継申請書に規則で定める図書を添付して市長に提出しなければならない。

(工事の完了及び検査)

第36条 事業者は、特定開発事業の工事が完了したときは、当該工事が完了した日の翌日から起算して8日(休日等を除く。)以内に、工事完了届出書に規則で定める図書を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出があった日の翌日から起算して12日(休日等を除く。)以内に、当該特定開発事業が第31条又は第34条第2項の規定による承認の内容に適合しているかどうかについて、検査しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による検査の結果、第31条又は第34条第2項の規定による承認の内容に適合していると認めるときは、特定開発事業に関する工事の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するものとする。

第37条 略

(特定開発事業の取りやめ等)

第38条 事業者は、承認申請書、第28条第1項に規定する開発(建築)計画書又は第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書を提出後、特定開発事業を中止したときは、直ちに

原を取得した者は、市長の承認を受けて、同条の規定による承認を受けた事業者が有していた当該承認に基づく地位を承継することができる。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする者は、特定開発事業承継申請書に規則で定める図書を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の完了及び検査)

第32条 事業者は、特定開発事業の工事を完了したときは、完了した日の翌日から起算して10日以内に工事完了届出書を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出があった日から起算して2週間以内に、当該特定開発事業が承認の内容に適合しているかどうかについて、検査しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による検査の結果、承認の内容に適合していると認めるときは、特定開発事業に関する工事の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するものとする。

第33条 略

(特定開発事業の取りやめ等)

第34条 事業者は、承認申請書を提出後、特定開発事業を中止したときは、直ちに特定開発事業取りやめ届出書を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定開発事業について、土砂の流出その他の災害発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し土砂の除去その他安全のために必要な措置を講ずるよう命じることができる。

- 3 第27条の規定による承認は、当該承認の日から起算して2年以内に当該特定開発事業の工事に着手しないときは、その効力を失うものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

特定開発事業取りやめ届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場合において、当該届出書に係る特定開発事業について、土砂の流出その他の災害発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し土砂の除去その他安全のために必要な措置を講ずるよう命じることができる。
- 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定開発事業を取りやめたものとみなす。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。
- (1) 第28条第3項の規定による指導又は助言があった日から起算して2年以内に、第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書を提出しないとき。
- (2) 第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書の提出をした日から起算して2年以内に、承認申請書を提出しないとき。
- (3) 第31条及び第34条第2項の規定による承認をした日から起算して2年以内に、当該特定開発事業の工事(変更の工事を含む。)に着手しないとき。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合について準用する。この場合において、第2項中「前項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場合」とあるのは「次項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合」と、「当該届出書に係る特定開発事業」とあるのは「当該特定開発事業」と読み替えるものとする。
- 5 第31条又は第34条第2項の規定による承認は、第1項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場合又は第3項第3号の規定に該当して同項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合においては、その効力を失うものとする。

第2節 特定開発事業の基準等

(特定開発事業の基準)

第39条 事業者は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するように特定開発事業を行わなければならない。

(1)～(3) 略

第2節 特定開発事業の基準等

(特定開発事業の基準)

第35条 事業者は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するように特定開発事業を行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 埋蔵文化財の保護に関する事項 開発区域内の埋蔵文化財の保護について、規則で

(公共公益施設の整備等)

第40条 事業者は、特定開発事業を行うときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準により、公共公益施設を整備しなければならない。

(1) 道路の整備等に関する事項

ア 開発区域内の道路又は開発区域に接する道路について、関係法令及び規則で定めるところにより整備すること。

イ 略

(2) 略

(3) 公園等の整備等に関する事項 特定開発事業のうち開発規模が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、開発区域内に次に掲げる基準に適合するように公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)を設置すること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

ア 略

イ 設置すべき公園等の1箇所当たりの面積が、120平方メートル以上あること。

ウ及びエ 略

(4) 消防施設の整備等に関する事項 災害時において消防活動等を有効に行うため、消防活動場所の確保、消防水利施設の設置等規則で定める措置を講ずること。

(5) ごみ及び資源集積所の整備等に関する事項 開発区域内の居住者の利便に供するため、規則で定めるごみ及び資源集積所を設置すること。

(公共公益施設の引継ぎ)

第41条 略

2及び3 略

4 事業者は、引継ぎ施設の用地について、市長が指定する境界標を設置しなければならない。

5 略

(脱炭素の取組等)

第42条 事業者は、特定開発事業を行うときは、市長が別に定める基準に適合する脱炭素社会の取組を実施するよう努めなければならない。

定める措置を講ずること。

(公共公益施設の整備等)

第36条 事業者は、特定開発事業を行うときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準により、公共公益施設を整備しなければならない。

(1) 道路の整備等に関する事項

ア 開発区域内又は開発区域に接する道路について、関係法令及び規則で定めるところにより整備すること。

イ 略

(2) 略

(3) 公園等の整備等に関する事項 特定開発事業のうち開発規模が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、開発区域内に次に掲げる基準に適合するように公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)を設置すること。

ア 略

イ 設置すべき公園等の1箇所当たりの面積が、120平方メートル以上あること。

ウ及びエ 略

(4) 防災施設の整備等に関する事項 災害時において消防活動等を有効に行うため、消防活動場所の確保、消防水利施設の設置等規則で定める措置を講ずること。

(5) ごみ集積所の整備等に関する事項 開発区域内の居住者の利便に供するため、規則で定めるごみ集積所(資源集積所との兼用のものを含む。)を設置すること。

(6) 文教施設の整備等に関する事項 住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、市長及び厚木市教育委員会と協議し、規則で定める措置を講ずること。

(公共公益施設の引継ぎ)

第37条 略

2及び3 略

4 引継ぎ施設の用地については、市長が指定する境界標を設置しなければならない。

5 略

ない。

- 2 市長は、前項の規定により脱炭素社会の取組を実施する事業者については、第39条第3号に規定する緑化に関する基準にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該緑化に関する基準を緩和して適用することができる。

(バス停留所に係る措置)

第43条 事業者は、開発区域周辺にバス停留所があり、バス運行事業者又は市長からその位置の変更又はバス利用環境の改善について要請があった場合は、移設先の確保、環境整備等に努めなければならない。

(公共の用に供する施設の整備計画との適合)

第44条 事業者は、開発区域内に公共の用に供する施設を整備する計画があるときは、特定開発事業の内容を当該計画に適合させるよう努めなければならない。

第45条 略

(防犯灯の設置等)

第46条 事業者は、特定開発事業を行うときは、開発区域内の夜間における防犯対策及び通行の安全確保のため、当該開発区域内における防犯灯の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第47条～第49条 略

(埋蔵文化財に係る協議)

第50条 事業者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内及びその周辺で特定開発事業を行うときは、市長と埋蔵文化財の保護について協議しなければならない。

(教育委員会との協議)

第51条 事業者は、住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、当該住宅に居住することとなる児童及び生徒の小学校及び中学校への受入れ等について、厚木市教育委員会と必要な協議をしなければならない。

(自治会への加入促進の協力)

第52条 事業者は、住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、当該住宅の入居者に対し、自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)への加入促進に努めなければならない。

第3節 紛争の調整

第53条～第57条 略

第38条 略

(防犯灯の設置)

第39条 事業者は、特定開発事業を行うときは、開発区域内の夜間における防犯対策及び通行の安全確保のため、当該開発区域内に防犯灯の設置等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第40条～第42条 略

第3節 紛争の調整

第43条～第47条 略

(調停委員会の設置)

第58条 第56条第5項の規定による市長の意見の求めに応じるため、厚木市特定開発事業紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置する。

2 調停委員会は、第56条第5項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じて紛争の調整に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することができる。

3～5 略

第59条及び第60条 略

第5章 雑則

第61条 略

(勧告)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為を停止し、又は違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第31条又は第34条第2項の規定による承認を受けた内容と異なる特定開発事業を行った事業者又は工事施行者
- (2) 第32条の規定に違反した事業者又は工事施行者
- (3) 第37条の規定に違反した事業者

(命令)

第63条 市長は、前条の規定による勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うよう命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(立入検査等)

第64条 市長は、この条例の施行について必要な限度において、事業者若しくは工事施行者から特定開発事業に係る工事その他の行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員を特定開発事業の区域内に立ち入らせ、工事その他の行為の状況を検査させることができる。

(調停委員会の設置)

第48条 第46条第5項の規定による市長の意見の求めに応じるため、厚木市特定開発事業紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置する。

2 調停委員会は、第46条第5項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じて紛争の調整に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することができる。

3～5 略

第49条及び第50条 略

第4章 雑則

第51条 略

(命令)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- (1) 第28条の規定に違反した事業者又は工事施行者
- (2) 第27条又は第30条第2項の規定による承認を受けた内容と異なる特定開発事業を行った事業者又は工事施行者
- (3) 第33条の規定に違反した事業者

(勧告)

第53条 市長は、前条の規定による命令を行う前に、同条各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為を停止し、又は違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入検査等)

第54条 市長は、この条例の施行について必要な限度において、事業者若しくは工事施行者から特定開発事業に係る工事その他の行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員を特定開発事業の区域内に立ち入らせ、工事その他の行為の状況を検査(以下「立入検査」という。)させることができ

2 略 3 <u>第1項の規定による立入検査</u>の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (公表) <u>第65条</u> 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。 (1) <u>第59条</u>の規定による出頭若しくは関係図書の提出を求め、又は<u>第60条</u>の規定による工事の着手の延期若しくは工事の停止の要請をした場合において、その求め又はその要請に正当な理由なく応じない者 (2) <u>第63条</u>の規定による命令を受けた事業者又は工事施行者 (3) 略 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめその<u>同項各号に該当する者</u>に意見を述べる機会を与えなければならない。 <u>第66条</u> 略 <u>第6章</u> 罰則 (罰則) <u>第67条</u> <u>第63条</u>の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 <u>第68条</u> 略 厚木市景観条例の一部改正（附則第9項関係） (景観計画の策定等を提案できる団体) 第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)<u>第10条第1項</u>に規定する地域まちづくり協議会とする。	る。 2 略 3 <u>立入検査</u>の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (公表) <u>第55条</u> 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。 (1) <u>第49条</u>の規定による出頭若しくは関係図書の提出を求め、又は<u>第50条</u>の規定による工事の着手の延期若しくは工事の停止の要請をした場合において、その求め又はその要請に正当な理由なく応じない者 (2) <u>第52条</u>の規定による命令を受けた事業者又は工事施行者 (3) 略 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめその<u>事業者又は工事施行者</u>に意見を述べる機会を与えなければならない。 <u>第56条</u> 略 <u>第5章</u> 罰則 (罰則) <u>第57条</u> <u>第52条</u>の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 <u>第58条</u> 略 厚木市景観条例の一部改正（附則第9項関係） (景観計画の策定等を提案できる団体) 第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)<u>第11条第1項</u>に規定する地域まちづくり協議会とする。
---	--

議案第65号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 荻野運動公園体育館棟メインアリーナ特定天井ほか
改修（電気）工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市中荻野1500番地 |
| 3 契約金額 | 171,589,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市岡田3082-2
佐藤電工（株）
代表取締役 佐藤 慎哉 様 |
| 5 履行期限 | 令和10年2月1日 |

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）		荻野運動公園体育館棟メインアリーナ特定天井ほか改修（電気）工事
工事場所		厚木市中荻野1500番地
電気工事 （議案第65号）	契約の相手方	厚木市岡田3082－2 佐藤電工（株） 代表取締役 佐藤 慎哉 様
	契約金額	171,589,000円
本体工事 （令和8年6月23日 議案第42号をもって 議決を経た契約）	契約の相手方 （構成員代表者）	愛甲建設・小宮山工務店特別共同企業体 厚木市飯山南5－18－3 愛甲建設（株） 代表取締役 井上 伸裕 様
	契約金額	998,938,600円
空調工事	契約の相手方	厚木市妻田西3－24－34 オリエンタル設備工業（株） 代表取締役 長友 正次 様
	契約金額	121,000,000円
履行期限		令和10年2月1日

1 契約の目的（工事名）

荻野運動公園体育館棟メインアリーナ特定天井ほか改修（電気）工事

2 工事概要等

（1）建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

イ 階数 地上2階地下1階建て

ウ 延べ面積 10,941.20㎡

（2）工事概要

電気設備工事

ア 動力設備工事

イ 電灯設備工事

ウ 放送設備工事

エ 自動火災報知設備工事

オ 雷保護設備工事

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

（1）電気工事

開札日：令和8年7月9日

番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	佐藤電工（株）	155,990,000	落札 171,589,000円
2	（株）ケンモチ電機	177,850,000	

※ 予定価格（消費税抜き）は、163,790,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、155,400,000円。落札価格（171,589,000円）は、入札価格（155,990,000円）に消費税額（15,599,000円）を加算した金額です。

(2) 空調工事

開札日：令和8年7月2日

番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	オリエンタル設備工業（株）	110,000,000	落札 121,000,000円
2	(有)大貫設備	111,360,000	
3	(株)新日本工業	115,000,000	
4	神央設備(株)	117,750,000	
5	(株)第三設備	118,000,000	

※ 予定価格（消費税抜き）は、112,290,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、106,180,000円。落札価格（121,000,000円）は、入札価格（110,000,000円）に消費税額（11,000,000円）を加算した金額です。

5 仮契約日

令和8年7月22日

※ 本体工事は令和8年6月23日に本契約済み

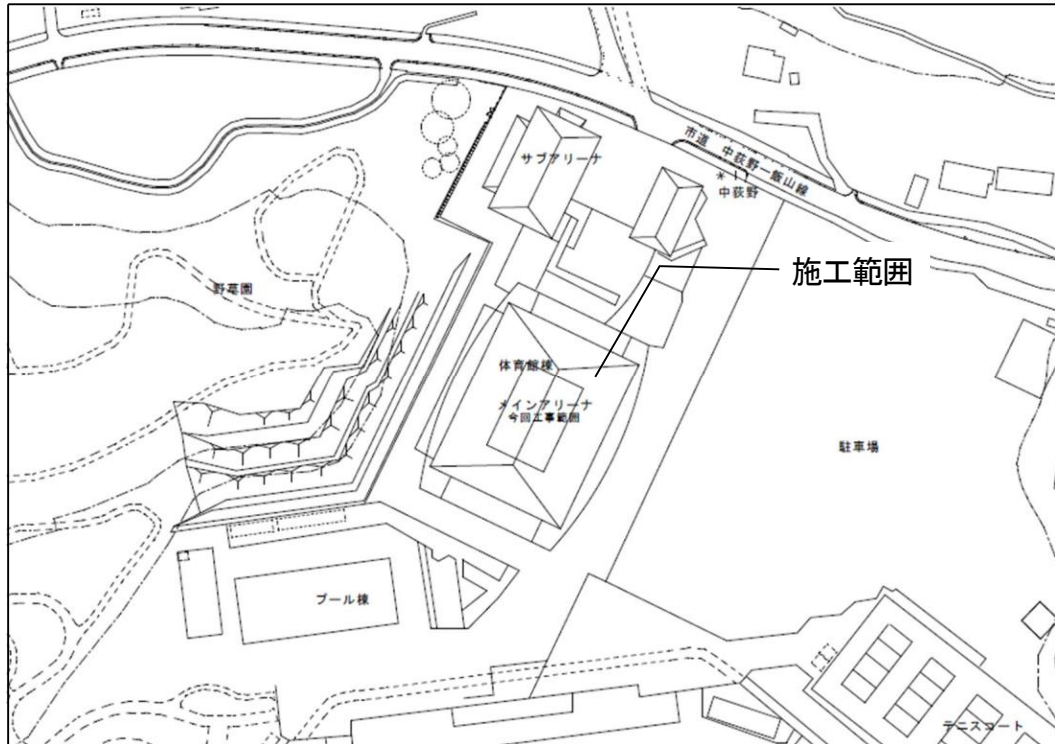
※ 空調工事は令和8年7月15日に契約済み

荻野運動公園体育館棟メインアリーナ特定天井ほか改修（電気）工事

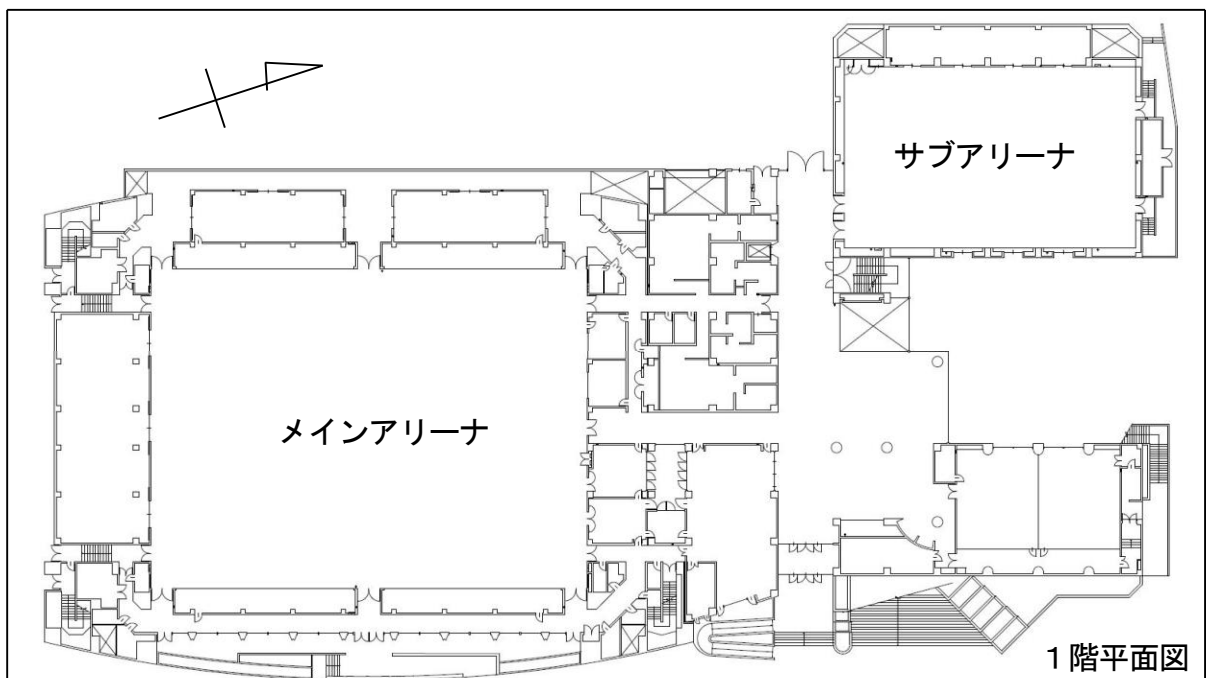
位置図

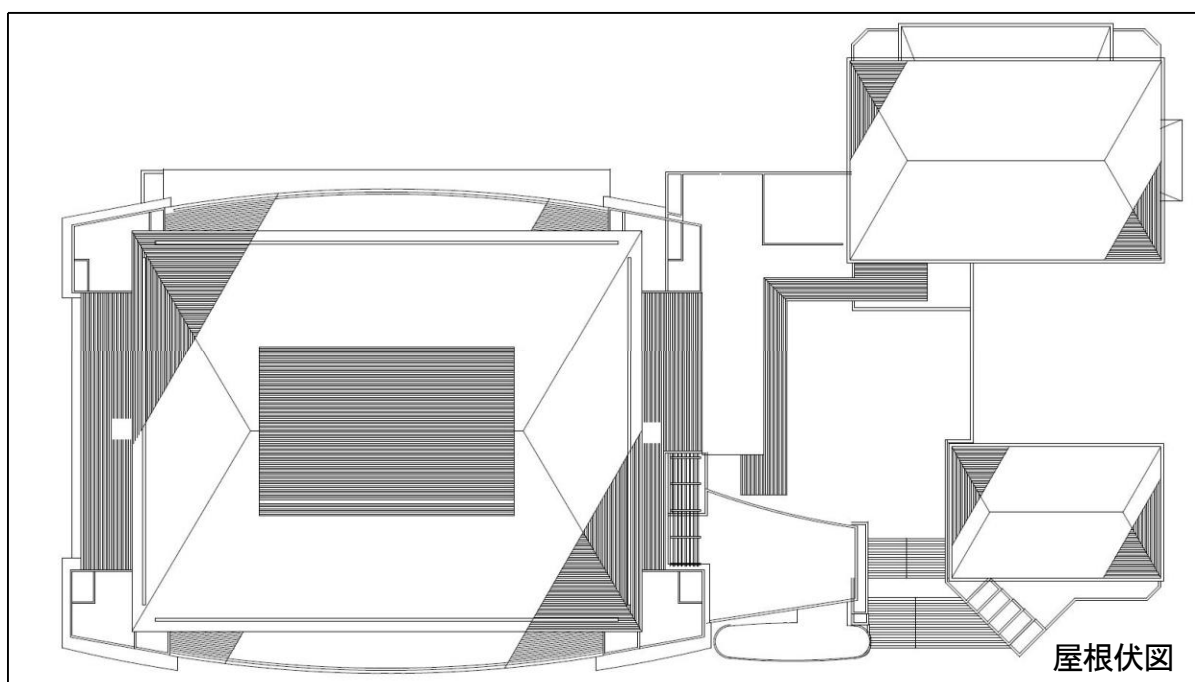
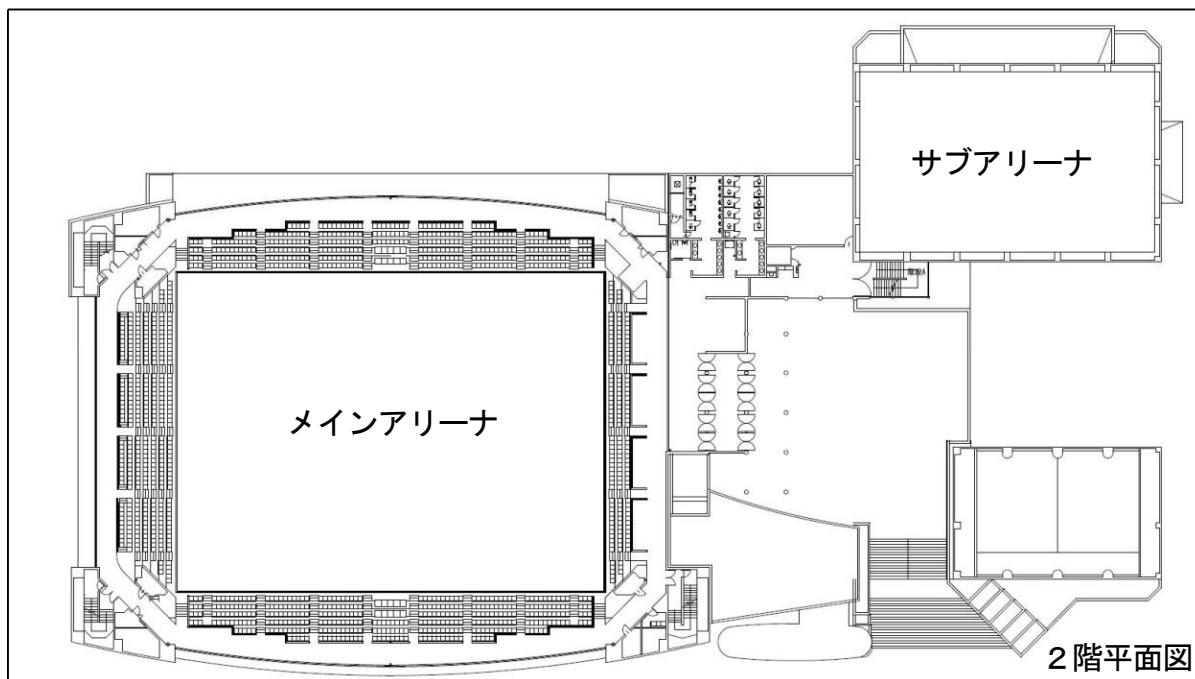


配置図



平面図





議案第66号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 北小学校施設整備工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市山際658番地 |
| 3 契約金額 | 2,869,724,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市船子1251
常濃・シグマ特別共同企業体
構成員代表者
常濃建設(株)
代表取締役 成井 雄幸 様 |
| 5 履行期限 | 令和11年1月10日 |

令和8年8月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）		北小学校施設整備工事
工事場所		厚木市山際658番地
本体工事 （議案第66号）	契約の相手方 （構成員代表者）	常濃・シグマ特別共同企業体 厚木市船子1251 常濃建設（株） 代表取締役 成井 雄幸 様
	（構成員）	厚木市三田2574－3 （株）シグマ 代表取締役 井上 満雄 様
	契約金額	2,869,724,000円
衛生・空調工事 （議案第67号）	契約の相手方 （構成員代表者）	第三・神央特別共同企業体 厚木市長谷358－2 （株）第三設備 代表取締役 佐伯 泰信 様
	（構成員）	厚木市厚木町2－8 神央設備（株） 代表取締役 横田 生樹 様
	契約金額	429,000,000円
電気工事 （議案第68号）	契約の相手方 （構成員代表者）	山本・森田特別共同企業体 厚木市関口69－4 （株）山本電機 代表取締役 山本 晃一 様
	（構成員）	厚木市山際780－3 （株）森田電設 代表取締役 森田 博 様
	契約金額	378,180,000円
履行期限		令和11年1月10日

1 契約の目的（工事名）
北小学校施設整備工事

2 工事概要

(1) 既存校舎等解体工事

ア 南棟校舎

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

(イ) 階数 地上3階建て

(ウ) 延べ面積 2,599.89㎡

イ プール

(ア) 構造 コンクリートブロック造

(イ) 延べ面積 88.78㎡

(2) 新校舎建設工事

南棟校舎

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 階数 地上3階建て

ウ 建築面積 1,873.56㎡

エ 延べ面積 3,811.54㎡

(3) 既存校舎長寿命化（機能向上）改修工事

北棟校舎

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 階数 地上4階建て

ウ 延べ面積 3,658.26㎡

(4) 既存校舎改修工事

西棟校舎

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 階数 地上4階建て

ウ 延べ面積 633.08㎡

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

開札日：令和8年7月9日

番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	常濃・シグマ特別共同企業体	2,608,840,000	落 札 2,869,724,000 円
2	山王・小宮山共同企業体	2,672,000,000	

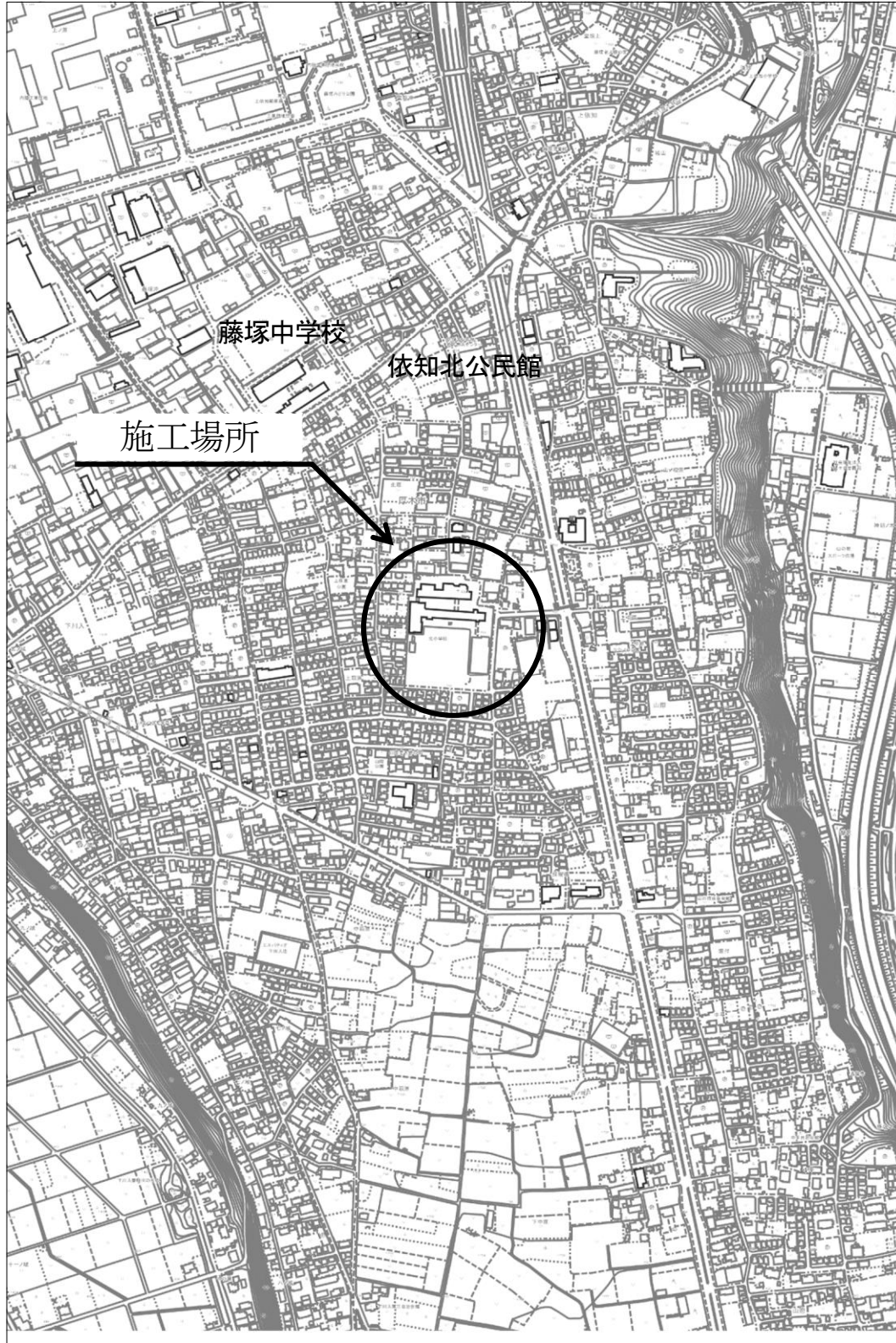
※ 予定価格（消費税抜き）は、2,643,020,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、2,510,869,000円。落札価格（2,869,724,000円）は、入札価格（2,608,840,000円）に消費税額（260,884,000円）を加算した金額です。

5 仮契約日

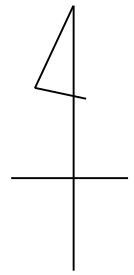
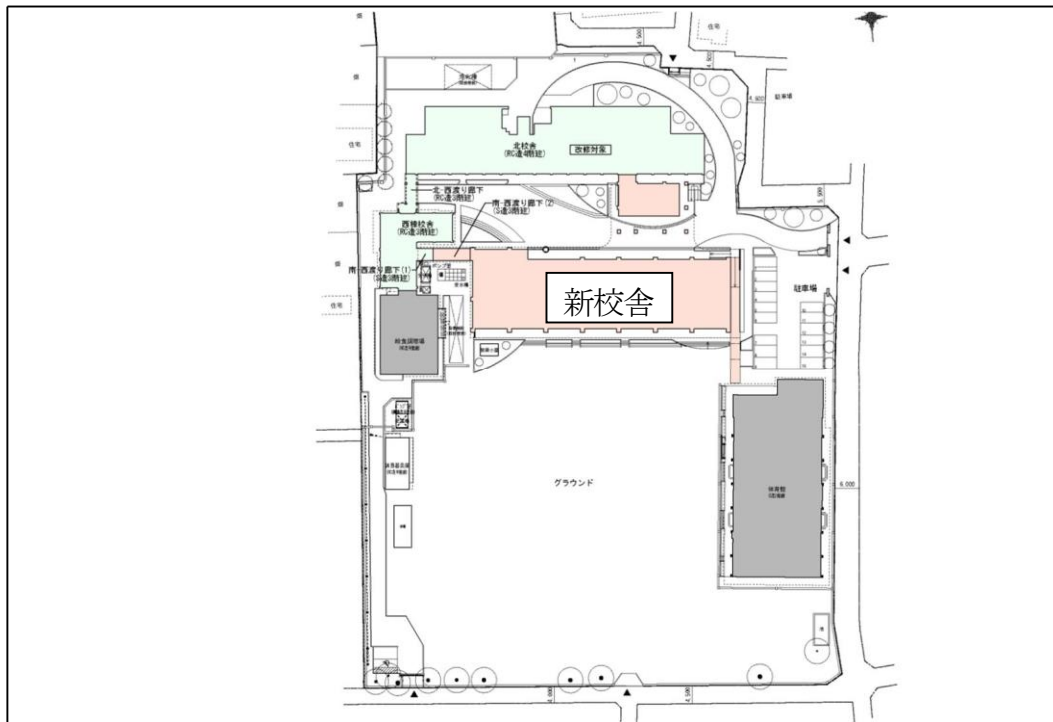
令和8年7月21日

北小学校施設整備工事

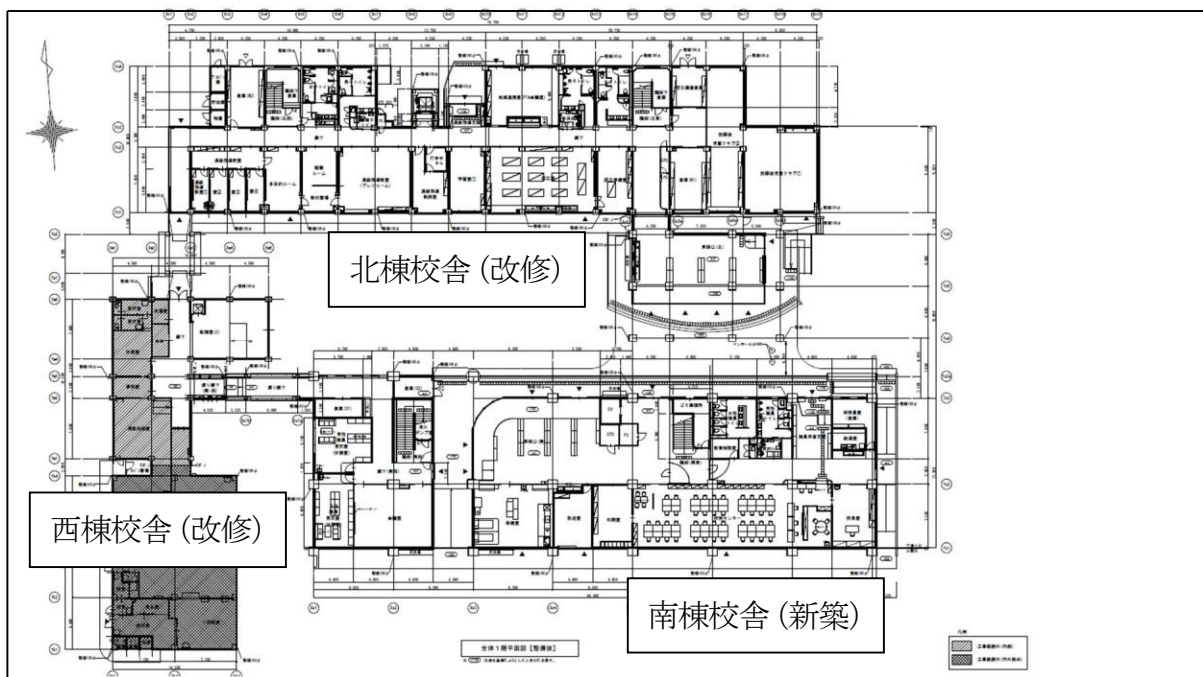
位置図



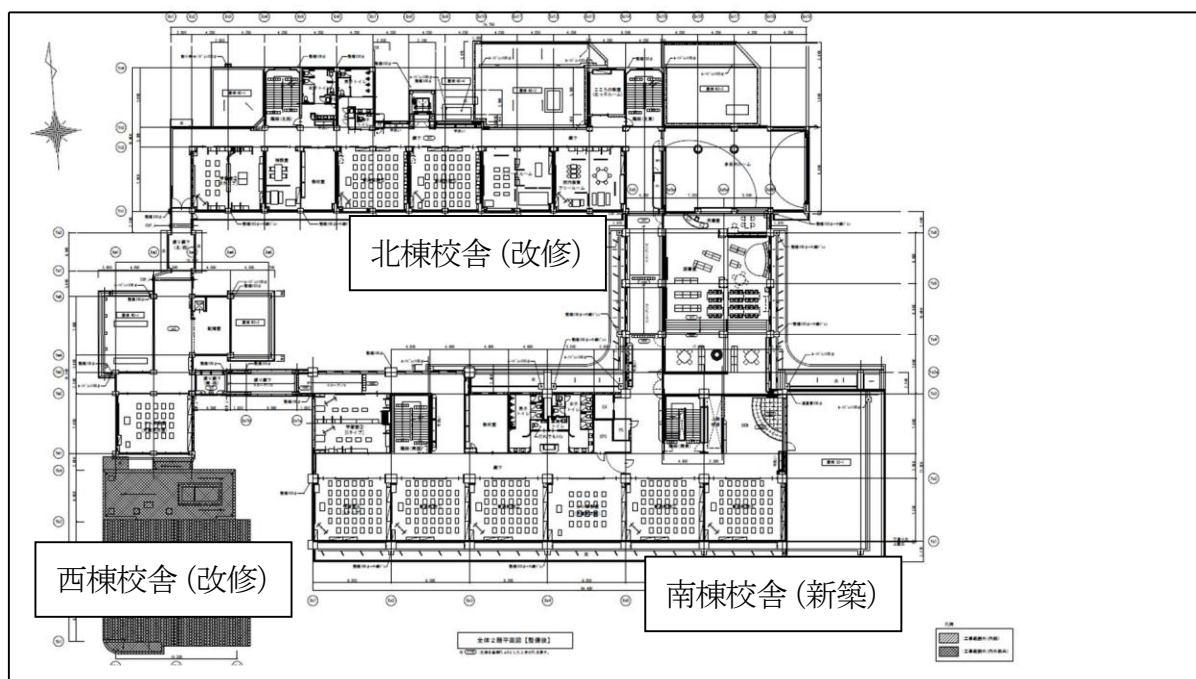
配置図



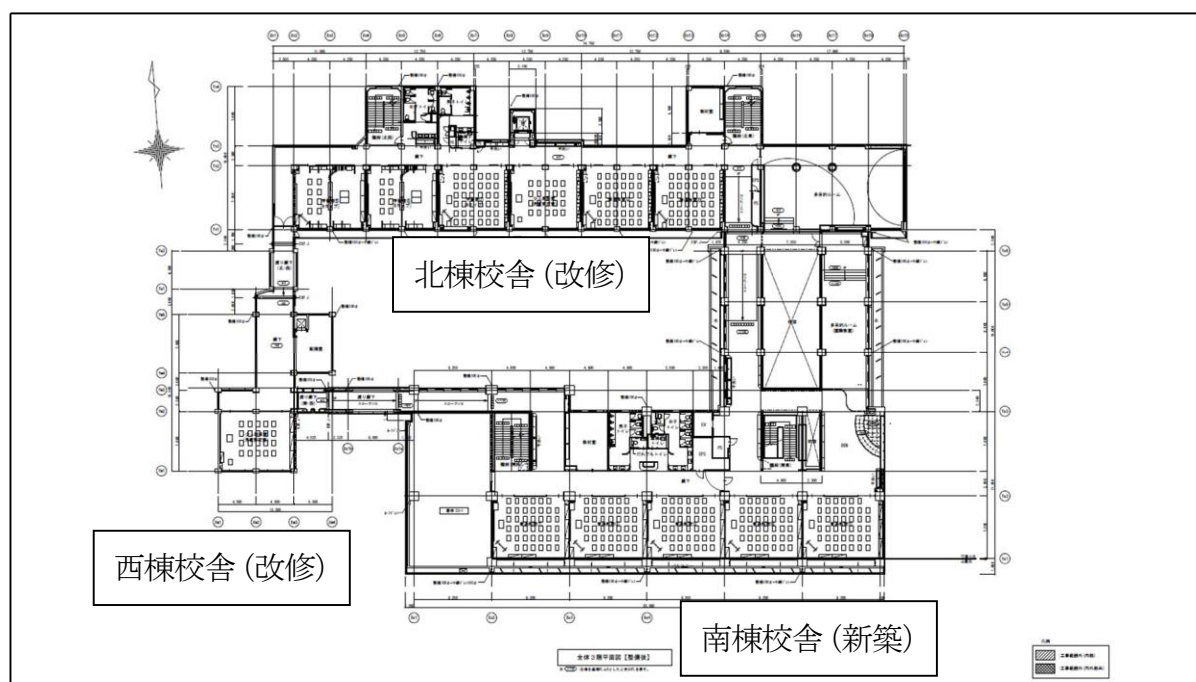
平面図



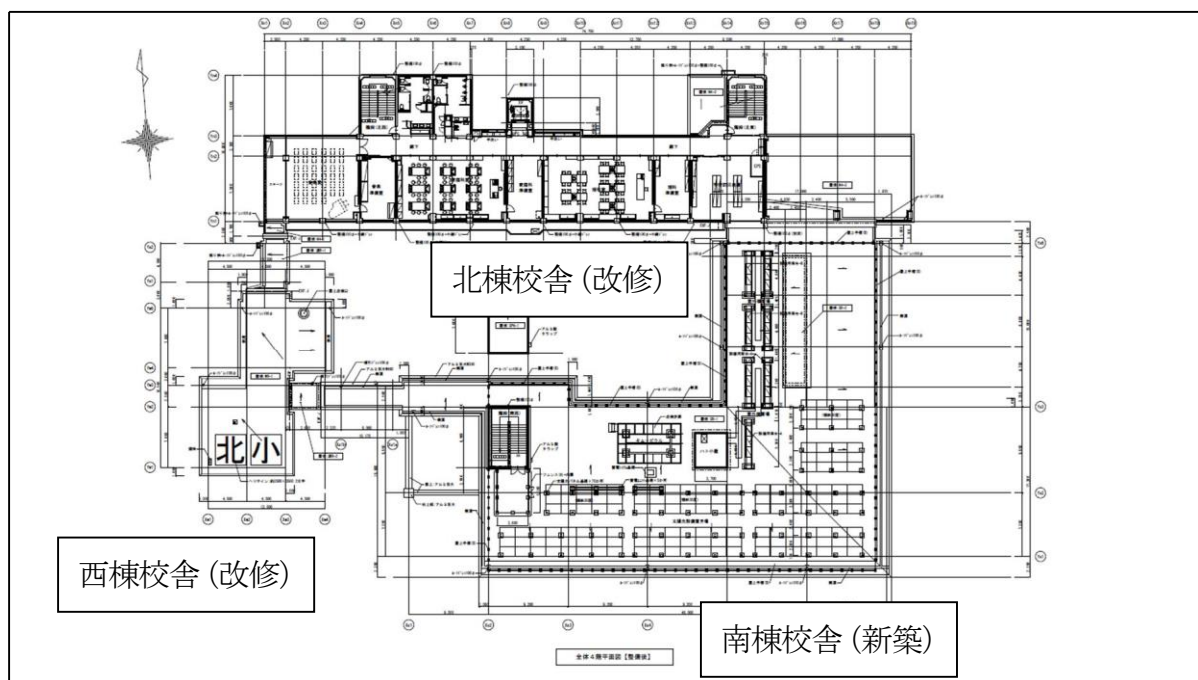
1 階平面図



2階平面図



3階平面図



4階平面図

議案第67号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 北小学校施設整備（衛生・空調）工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市山際658番地 |
| 3 契約金額 | 429,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市長谷358-2
第三・神央特別共同企業体
構成員代表者
（株）第三設備
代表取締役 佐伯 泰信 様 |
| 5 履行期限 | 令和11年1月10日 |

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 契約の目的（工事名）

北小学校施設整備（衛生・空調）工事

2 工事概要

(1) 南棟校舎新築工事

- ア 衛生器具設備工事
- イ 給水設備工事
- ウ 排水設備工事
- エ 給湯設備工事
- オ 消火設備工事
- カ ガス設備工事
- キ 冷暖房設備工事
- ク 換気設備工事
- ケ 制御設備工事

(2) 西棟校舎改修工事

- ア 給水設備工事
- イ 排水設備工事
- ウ 消火設備工事
- エ 冷暖房設備工事
- オ 換気設備工事
- カ 制御設備工事

(3) 北棟校舎長寿命化（機能向上）改修工事

- ア 衛生器具設備工事
- イ 給水設備工事
- ウ 排水設備工事
- エ 給湯設備工事
- オ 消火設備工事
- カ ガス設備工事
- キ 冷暖房設備工事
- ク 換気設備工事
- ケ 制御設備工事

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

開札日：令和8年8月6日

番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	第三・神央特別共同企業体	390,000,000	落 札 429,000,000 円

※ 予定価格（消費税抜き）は、400,390,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、380,370,500円。落札価格（429,000,000円）は、入札価格（390,000,000円）に消費税額（39,000,000円）を加算した金額です。

5 仮契約日

令和8年8月17日

※ 位置図、配置図、平面図等については、議案第66号の参考資料を参照してください。

議案第68号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 北小学校施設整備（電気）工事 |
| 2 工事場所 | 厚木市山際658番地 |
| 3 契約金額 | 378,180,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市関口69-4
山本・森田特別共同企業体
構成員代表者
(株) 山本電機
代表取締役 山本 晃一 様 |
| 5 履行期限 | 令和11年1月10日 |

令和8年8月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 契約の目的（工事名）

北小学校施設整備（電気）工事

2 工事概要

(1) 南棟校舎新築工事

- ア 電力引込・受変電設備工事
- イ 構内配電線路・通信線路設備工事
- ウ ケーブルラック・防火区画貫通処理工事
- エ 幹線設備工事
- オ 電灯・コンセント・動力設備工事
- カ 弱電設備工事
- キ 自動火災報知・自動閉鎖設備工事

(2) 西棟校舎改修工事

- ア 防火区画貫通処理工事
- イ 電灯・コンセント・動力設備工事
- ウ 弱電設備工事
- エ 自動火災報知・自動閉鎖設備工事
- オ 撤去工事

(3) 体育館改修工事

- ア 電灯・コンセント設備工事
- イ 弱電設備工事
- ウ 自動火災報知設備工事
- エ 撤去工事

(4) 北棟校舎長寿命化（機能向上）改修工事

- ア ケーブルラック・防火区画貫通処理工事
- イ 幹線設備工事
- ウ 電灯・コンセント・動力設備工事
- エ 弱電設備工事
- オ 自動火災報知・自動閉鎖設備工事
- カ 撤去工事

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

4 開札結果

開札日：令和8年8月7日

番号	事業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	山本・森田特別共同企業体	343,800,000	落 札 378,180,000 円

※ 予定価格（消費税抜き）は、356,300,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、338,485,000円。落札価格（378,180,000円）は、入札価格（343,800,000円）に消費税額（34,380,000円）を加算した金額です。

5 仮契約日

令和8年8月18日

※ 位置図、配置図、平面図等については、議案第66号の参考資料を参照してください。

議案第69号

工事請負契約の変更について

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務（第Ⅲ期業務）に係る工事請負契約（令和5年10月5日議決、令和6年8月6日変更議決、令和7年6月23日変更議決、令和8年1月30日変更専決処分）の契約金額を「29,998,508,100円」から「30,079,733,200円」に変更する。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

公共工事設計に係る労務単価等の改定に伴い、議決を経た契約の契約金額を変更するため、厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 契約の目的（工事名）

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務（第Ⅲ期業務）

2 工事場所

厚木市中町1丁目717番地1ほか

3 契約の相手方

横浜市中区吉田町65番地

清水・小島・山王建設共同企業体

構成員代表者

清水建設（株）横浜支店

執行役員支店長 富永 秀行 様

4 変更金額

変更前	29,998,508,100円
変更後	30,079,733,200円
増額	81,225,100円
令和7年6月23日変更議決からの増額	171,356,900円

※ 令和7年6月23日変更議決以降における契約金額の変更経緯

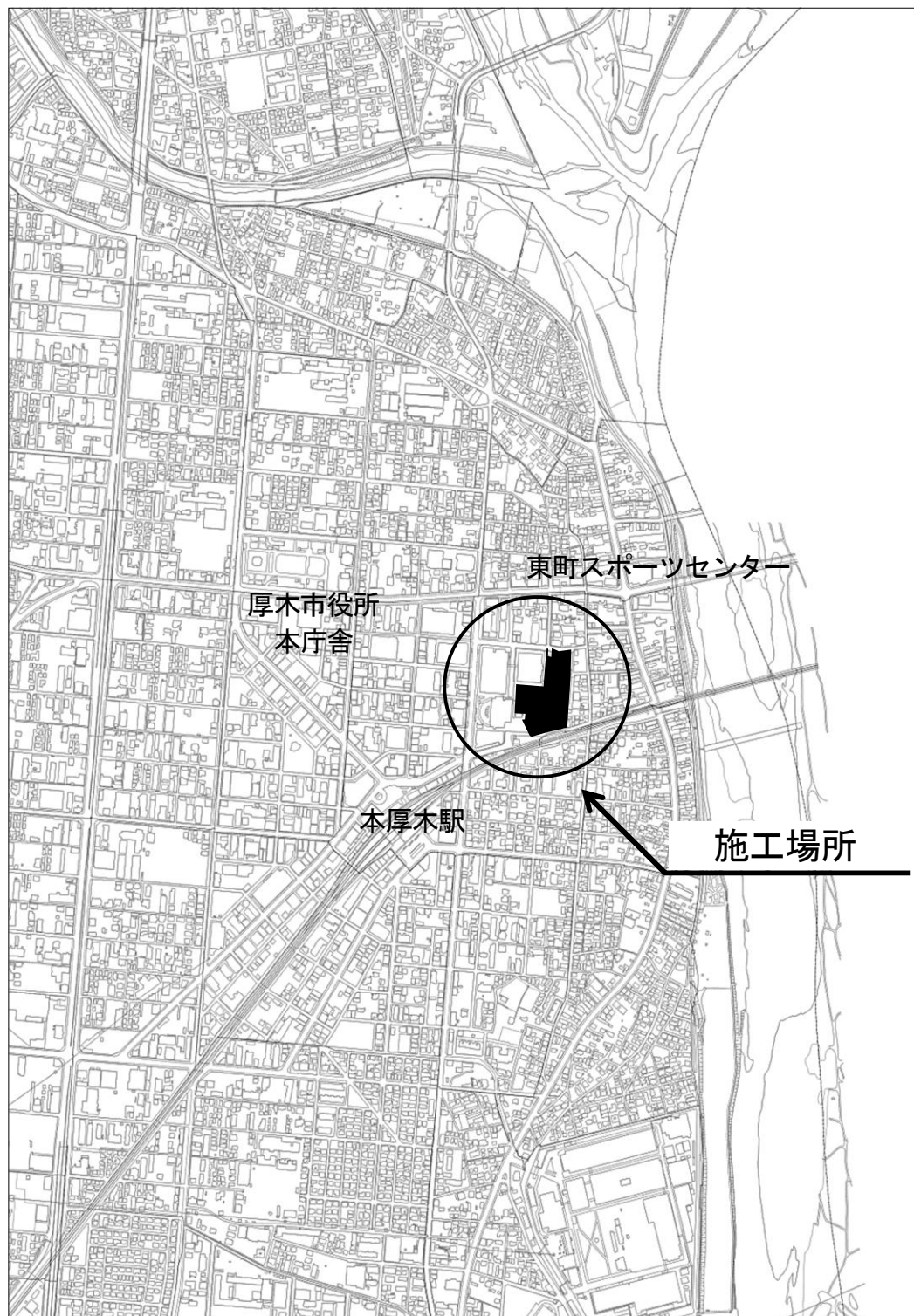
29,908,376,300円（令和7年6月23日変更議決）

29,998,508,100円（令和8年1月30日変更専決処分）

5 変更概要

公共工事設計労務単価等の改定に伴う契約金額の増額

位置図



議案第70号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	図面番号
		終 点 (地 先)	
E-493	松枝二丁目2号線	松枝二丁目31番22	1～3
		松枝二丁目31番16	

令和8年8月27日提出

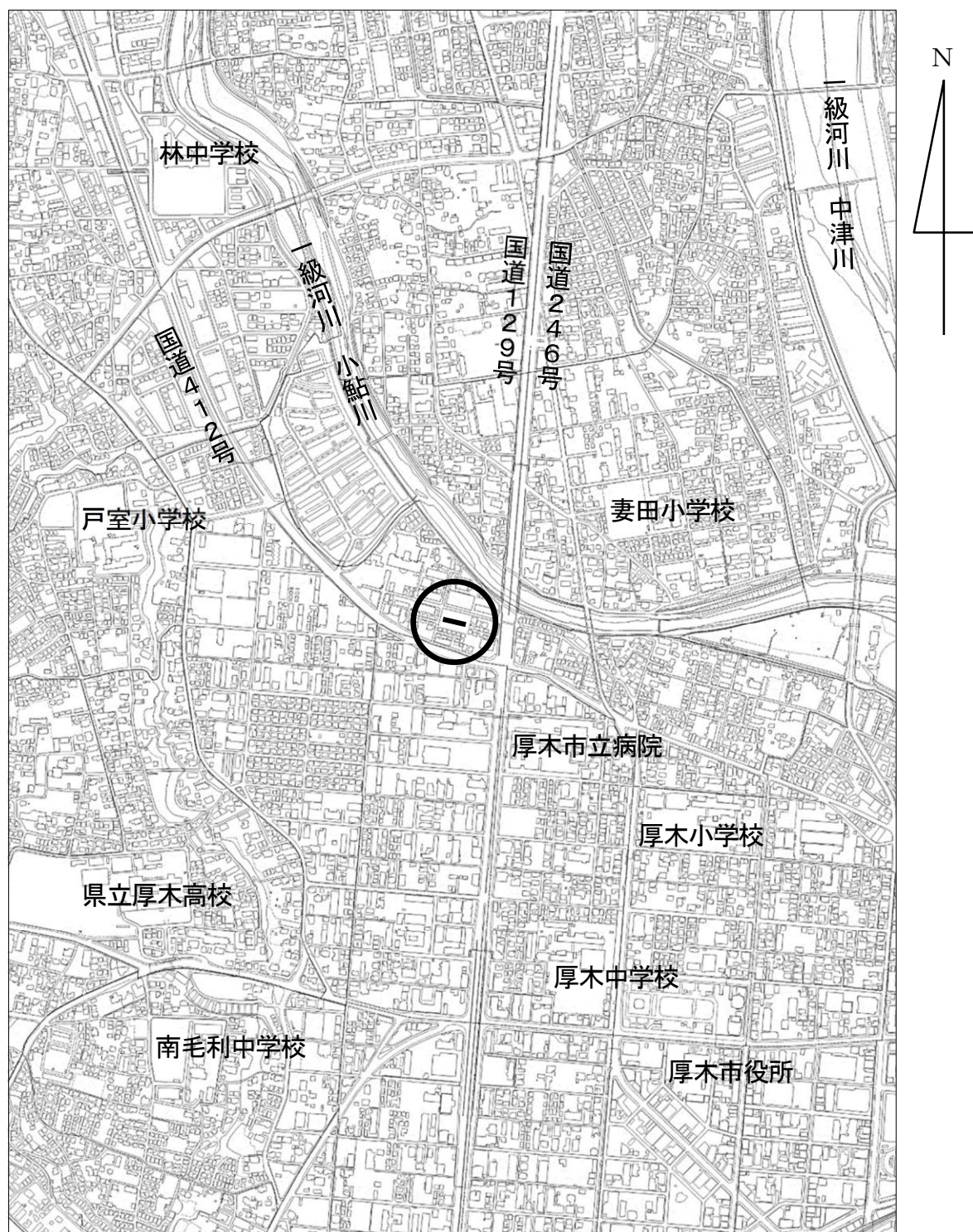
厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

図面番号 1

位置図

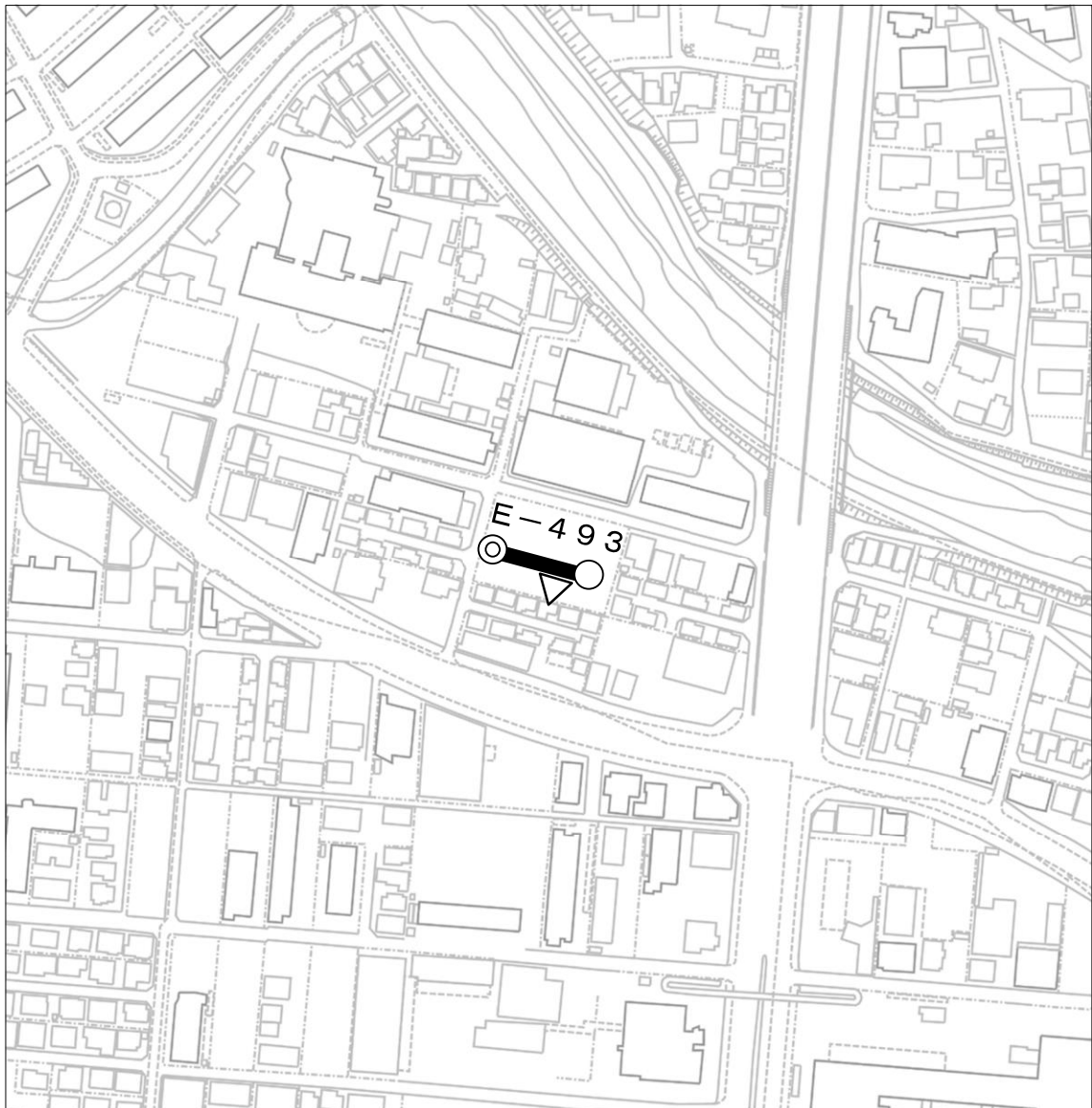


図面番号 2

市道路線認定図

Eブロック

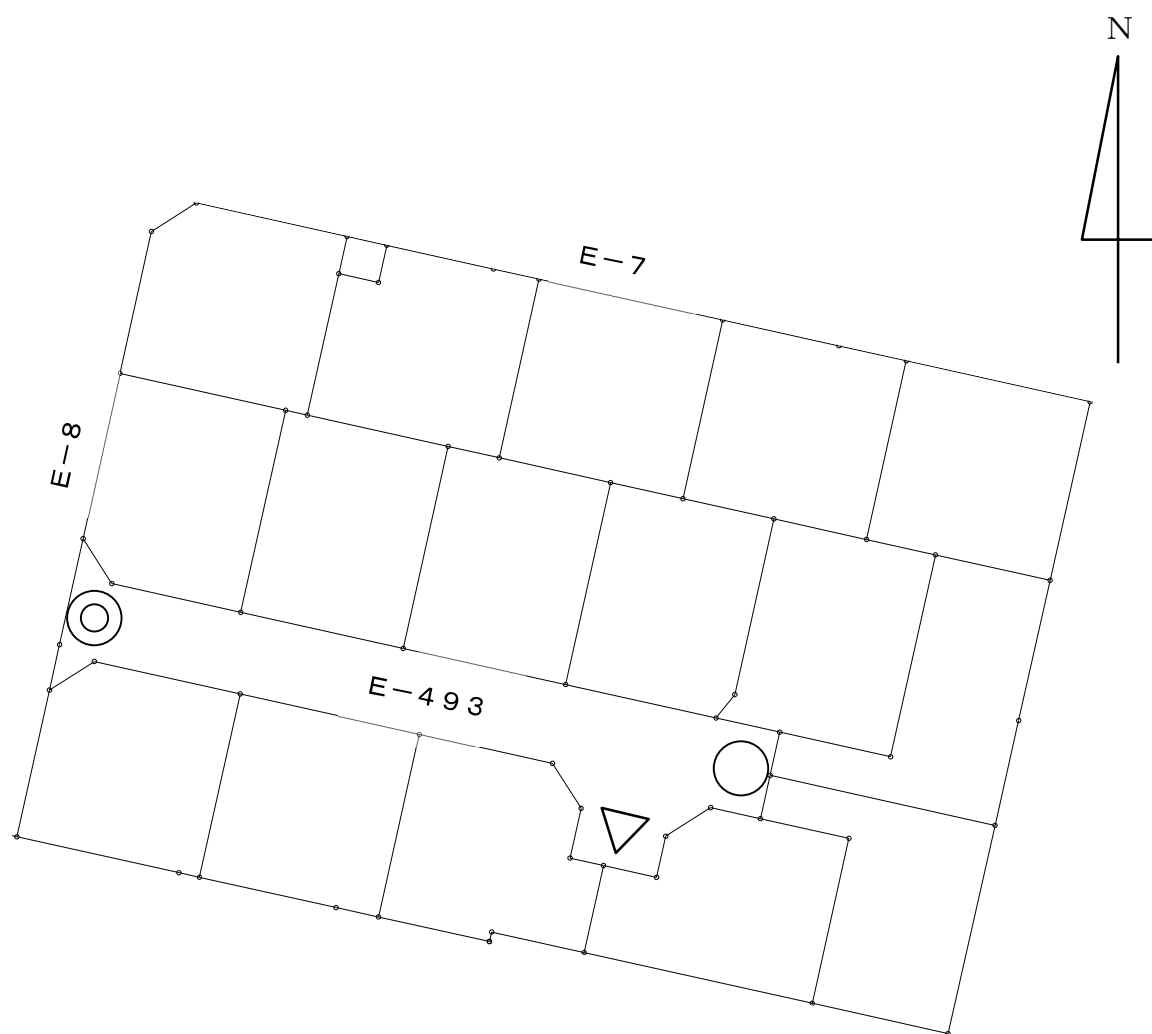
凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点
	転回広場



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 E-493	松枝二丁目2号線	40.7	4.5～5.0

参 考 図



E-493

延長=40.7m

幅員=4.5~5.0m

◎ 起点

○ 終点

△ 転回広場

議案第 71 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	図面番号
		終 点 (地 先)	
I－809	宮の里一丁目2号線	宮の里一丁目1243番228	1・2
		宮の里一丁目1243番233	

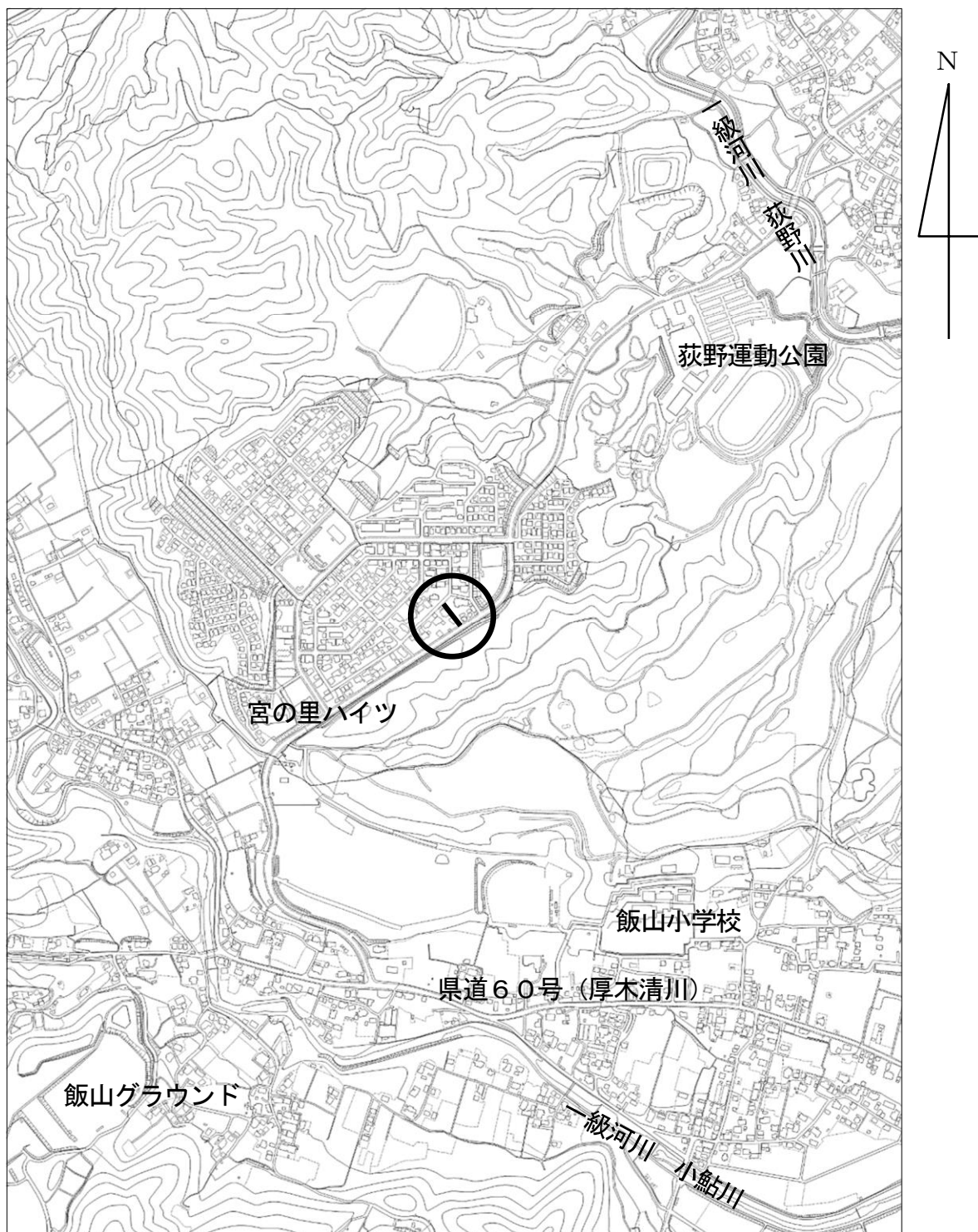
令和8年8月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

位 置 図

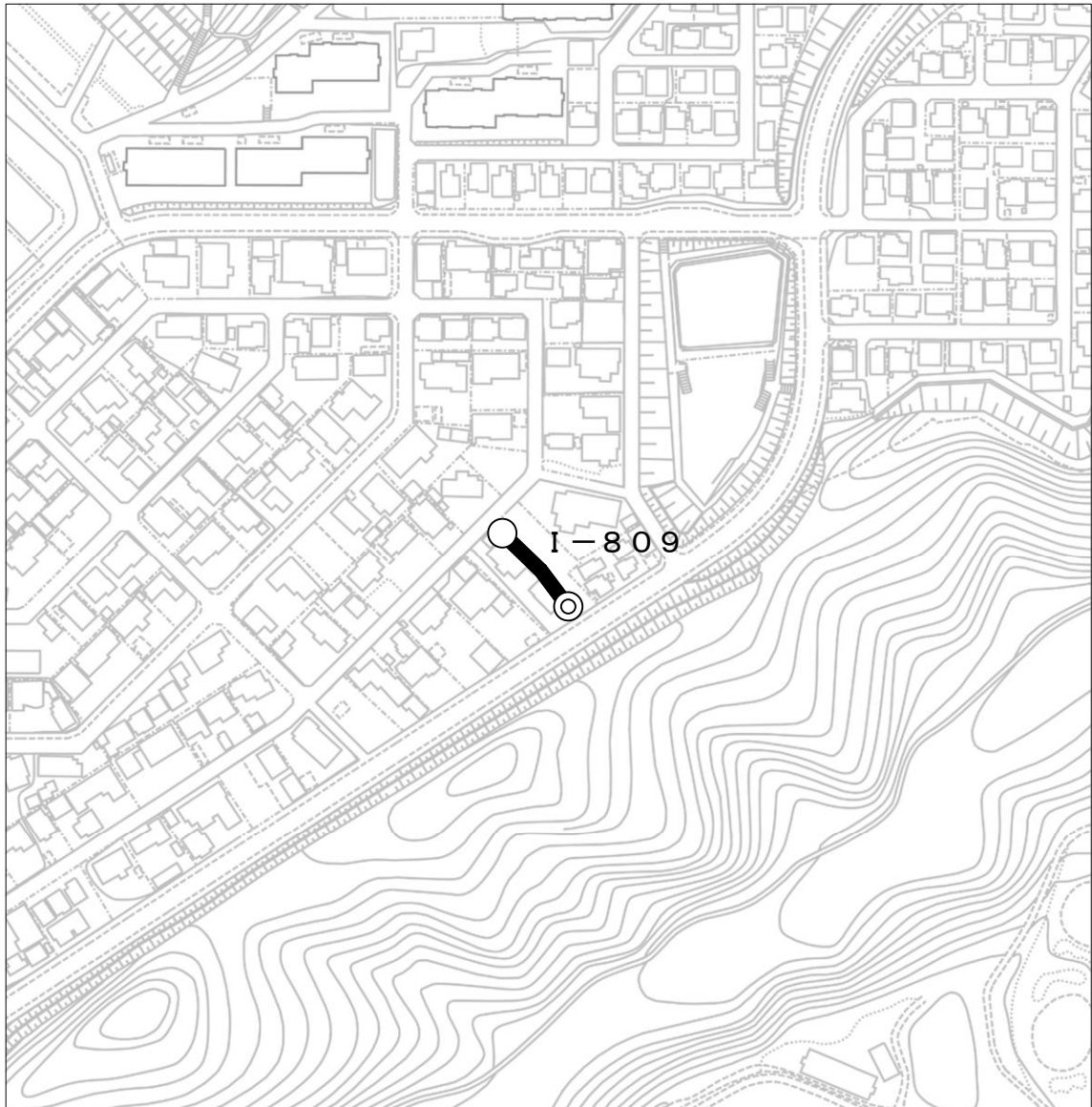


図面番号 2

市道路線認定図

I ブロック

凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 I-809	宮の里一丁目2号線	50.5	4.5

議案第 7 2 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	図面番号
		終 点 (地 先)	
F－9 4 1	船子宮ノ里 1 3 号線	船子字宮之里 1 5 2 0 番 1	1 ～ 3
		船子字宮之里 1 5 2 0 番 9	

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求める。

位置図

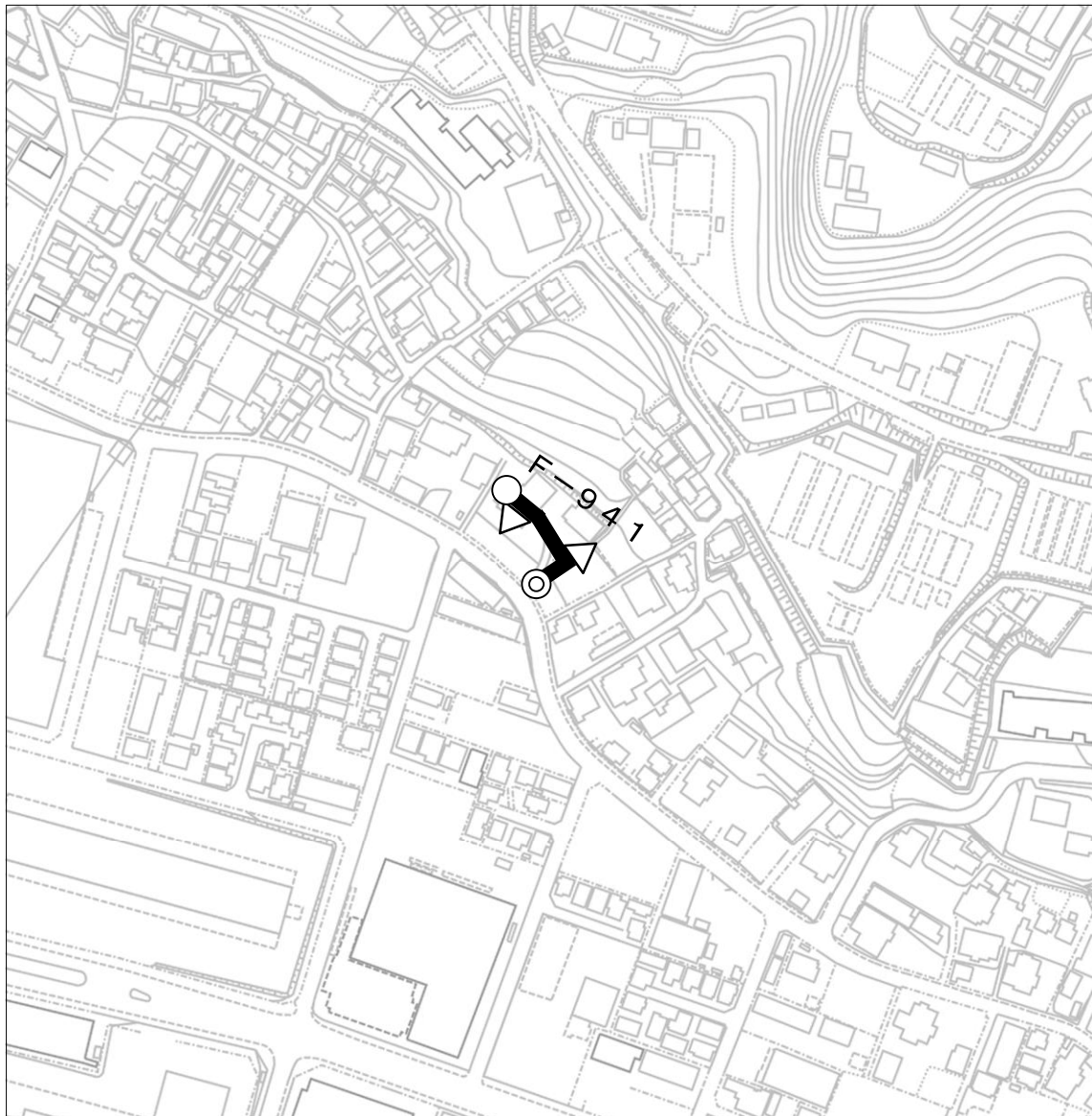


図面番号 2

市道路線認定図

Fブロック

凡 例	
	認定路線
◎	起 点
○	終 点
△	転回広場

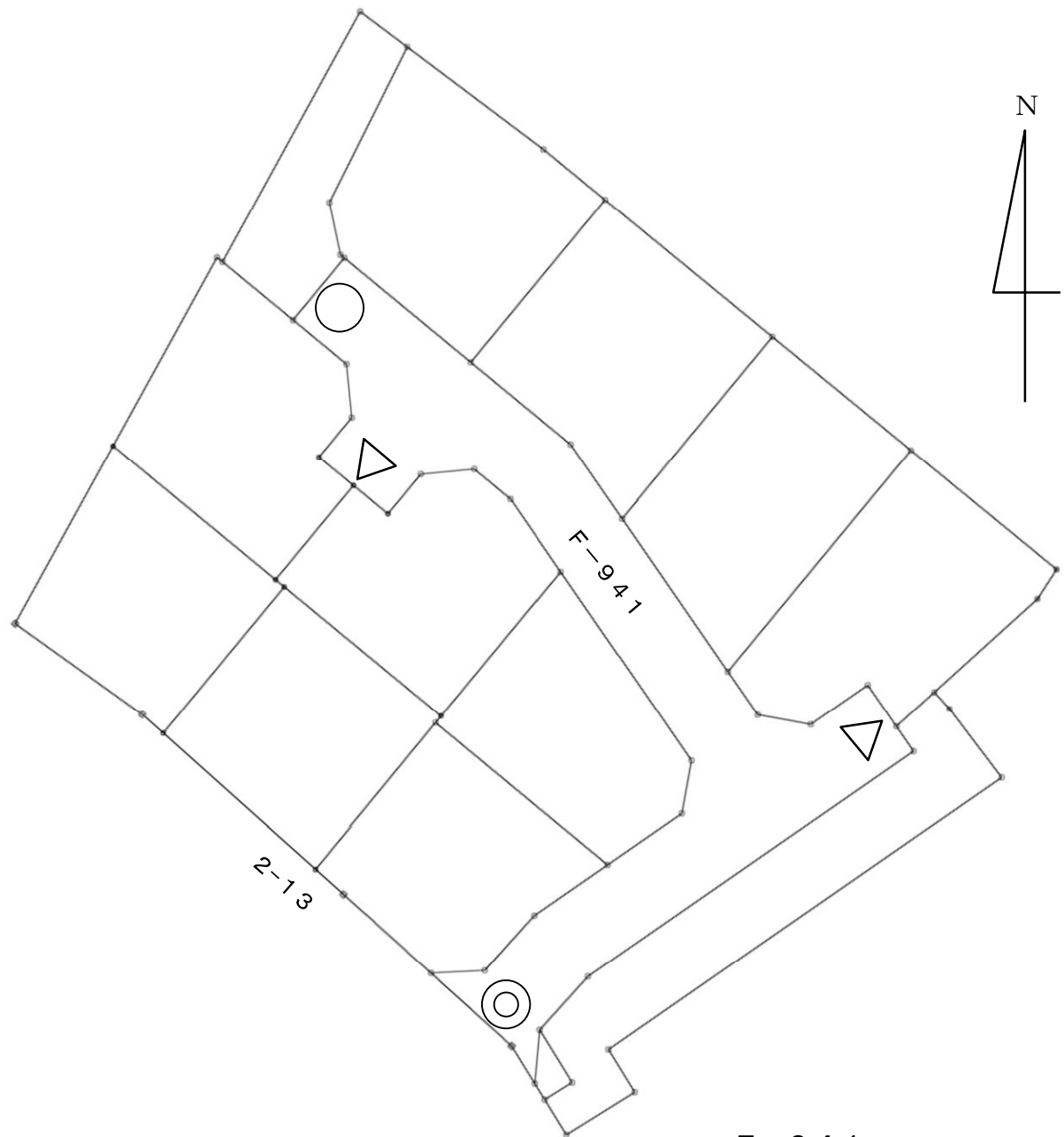


市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 F-941	船子宮ノ里13号線	58.7	4.5

図面番号 3

参 考 図



F-941

延長=58.7m

幅員=4.5m

◎ 起点

○ 終点

△ 転回広場

(議案第73号)

令和8年厚木市議会第5回会議（9月定例会議）

令和8年度

厚木市一般会計補正予算（第2号）

議案第73号

令和8年度厚木市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度の厚木市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,010,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,685,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		21,717,270	103,595	21,820,865
	10 国庫補助金	8,721,895	103,595	8,825,490
60 県支出金		6,896,978	1,262	6,898,240
	10 県補助金	1,494,115	1,262	1,495,377
80 繰越金		2,400,000	1,852,325	4,252,325
	5 繰越金	2,400,000	1,852,325	4,252,325
90 市債		18,264,300	53,500	18,317,800
	5 市債	18,264,300	53,500	18,317,800
歳入合計		126,674,483	2,010,682	128,685,165

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 0 総務費		11,891,214	9,161	11,900,375
	1 0 企画文化費	1,531,391	9,161	1,540,552
1 5 民生費		46,278,363	250,490	46,528,853
	5 社会福祉費	20,235,492	140,976	20,376,468
	1 0 児童福祉費	18,960,326	109,514	19,069,840
2 0 衛生費		11,779,802	101,554	11,881,356
	5 保健衛生費	6,755,515	80,746	6,836,261
	1 0 清掃費	5,024,287	20,808	5,045,095
3 0 農林水産業費		723,681	77,563	801,244
	5 農業費	673,209	77,563	750,772
3 5 商工費		3,129,658	35,858	3,165,516
	5 商工費	3,129,658	35,858	3,165,516
4 0 土木費		29,878,092	155,594	30,033,686
	5 土木管理費	1,268,623	1,694	1,270,317
	2 0 都市計画費	24,428,242	153,900	24,582,142
5 0 教育費		11,876,736	1,380,462	13,257,198
	5 教育総務費	2,553,887	1,300,000	3,853,887
	1 0 小学校費	5,423,781	66,490	5,490,271
	2 0 社会教育費	1,702,120	13,972	1,716,092
歳 出 合 計		126,674,483	2,010,682	128,685,165

第2表 継続費補正

1 追加 (単位：千円)					
款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	三田放課後児童クラブ施設整備事業	232,871	令和8年度	23,175
				令和9年度	209,696
		(仮称)三田児童館等複合施設整備事業	232,871	令和8年度	23,175
				令和9年度	209,696

第3表 繰越明許費

(単位：千円)			
款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	保育所維持補修事業	50,000
35 商工費	5 商工費	アミューあつぎ維持補修事業	38,500
50 教育費	10 小学校費	単独調理場維持管理事業	130,033

第4表 債務負担行為補正

1 追加 (単位：千円)		
事項	期間	限度額
複合施設構内電話縦配線整備委託経費	令和9年度	63,879
松蓮寺自転車駐車場改修工事負担金	令和9年度	29,040
厚木シティプラザ物件補償調査委託経費	令和9年度	22,000

第5表 地方債補正

1 変 更					(単位：千円)			
補 正 前					補 正 後			
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
児 童 館 業 整 備 事	79,500	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	102,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 施 設 整 備 事 業	47,400				64,000			
土 地 改 良 事 業	86,500				100,500			

令和 8 年度
厚木市一般会計補正予算
(第 2 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 市税	47,106,936
10 地方譲与税	533,412
15 利子割交付金	22,000
18 配当割交付金	431,500
21 株式等譲渡所得割交付金	695,233
23 法人事業税交付金	1,035,000
24 地方消費税交付金	6,877,388
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
33 地方特例交付金	399,709
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	30,000
45 分担金及び負担金	408,114
50 使用料及び手数料	968,497
55 国庫支出金	21,717,270
60 県支出金	6,896,978
65 財産収入	329,568
70 寄附金	1,400,000
75 繰入金	13,907,720
80 繰越金	2,400,000
85 諸収入	3,082,858
90 市債	18,264,300
歳 入 合 計	126,674,483

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	47,106,936	36.6
	533,412	0.4
	22,000	0.0
	431,500	0.3
	695,233	0.5
	1,035,000	0.8
	6,877,388	5.4
	138,000	0.1
	399,709	0.3
	30,000	0.0
	30,000	0.0
	408,114	0.3
	968,497	0.8
103,595	21,820,865	17.0
1,262	6,898,240	5.4
	329,568	0.3
	1,400,000	1.1
	13,907,720	10.8
1,852,325	4,252,325	3.3
	3,082,858	2.4
53,500	18,317,800	14.2
2,010,682	128,685,165	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	454,466		454,466
1 0 総務費	11,891,214	9,161	11,900,375
1 5 民生費	46,278,363	250,490	46,528,853
2 0 衛生費	11,779,802	101,554	11,881,356
2 5 労働費	315,247		315,247
3 0 農林水産業費	723,681	77,563	801,244
3 5 商工費	3,129,658	35,858	3,165,516
4 0 土木費	29,878,092	155,594	30,033,686
4 5 消防費	4,291,807		4,291,807
5 0 教育費	11,876,736	1,380,462	13,257,198
6 0 公債費	5,955,417		5,955,417
7 0 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	126,674,483	2,010,682	128,685,165

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
					0.4
				9,161	9.3
55,890	1,262	39,500		153,838	36.2
				101,554	9.2
					0.2
42,421		14,000		21,142	0.6
5,284				30,574	2.5
				155,594	23.3
					3.3
				1,380,462	10.3
					4.6
					0.1
103,595	1,262	53,500		1,852,325	100.0

2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
55	国庫支出金		21,717,270	103,595	21,820,865
	10	国庫補助金	8,721,895	103,595	8,825,490
		15 民生費国庫補助金	4,307,347	55,890	4,363,237
		94 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	403,467	47,705	451,172
60	県支出金		6,896,978	1,262	6,898,240
	10	県補助金	1,494,115	1,262	1,495,377
		15 民生費県補助金	1,092,743	1,262	1,094,005
80	繰越金		2,400,000	1,852,325	4,252,325
	5	繰越金	2,400,000	1,852,325	4,252,325
		5 繰越金	2,400,000	1,852,325	4,252,325
90	市債		18,264,300	53,500	18,317,800
	5	市債	18,264,300	53,500	18,317,800
		15 民生債	685,600	39,500	725,100
		30 農林債	86,500	14,000	100,500
歳 入 合 計			126,674,483	2,010,682	128,685,165

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉費補助金	50,842	1 介護保険事業費補助金 ……………	【介護福祉課】 18,697
		2 地域介護・福祉空間整備等交付金 ……………	【介護福祉課】 14,677
		3 地域診療情報連携推進費補助金 ……………	【地域包括ケア推】 17,468
10 児童福祉費補助金	5,048	1 子ども・子育て支援施設整備交付金 ……………	【こども育成課】 5,048
5 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	47,705	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金増	【財政課】 47,705
10 児童福祉費補助金	1,262	1 子ども・子育て支援施設整備交付金 ……………	【こども育成課】 1,262
5 繰越金	1,852,325	1 前年度繰越金増 ……………	【財政課】 1,852,325
10 児童福祉債	39,500	1 児童館整備事業債増 ……………	【青少年課】 22,900
		2 放課後児童クラブ施設整備事業債増 ……………	【こども育成課】 16,600
5 農業債	14,000	1 土地改良事業債増 ……………	【農業政策課】 14,000

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金 8 0 繰越金 9 0 市債

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 総務費	11,891,214	9,161	11,900,375		
10 企画文化費	1,531,391	9,161	1,540,552		
59 七沢自然ふれあいセンター費	163,200	9,161	172,361	一般財源	9,161
15 民生費	46,278,363	250,490	46,528,853		
5 社会福祉費	20,235,492	140,976	20,376,468		
5 社会福祉総務費	6,726,238	100,669	6,826,907	国庫支出金	36,165
				一般財源	64,504
15 老人福祉費	569,420	14,677	584,097	国庫支出金	14,677
28 障害者福祉費	8,957,943	16,486	8,974,429	一般財源	16,486
60 保健福祉センター費	202,561	5,500	208,061	一般財源	5,500
65 後期高齢者医療費	3,089,574	3,644	3,093,218	一般財源	3,644
10 児童福祉費	18,960,326	109,514	19,069,840		
5 児童福祉総務費	5,005,784	36,339	5,042,123	国庫支出金	5,048
				県支出金	1,262
				市 債	16,600
				一般財源	13,429
20 保育所費	1,280,987	50,000	1,330,987	一般財源	50,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	9,161	1 七沢自然ふれあいセンター維持補修事業費増 ……………	【生涯学習課】 9,161
12 役務費	57	1 福祉総合情報システム管理事業費増 ……	【地域包括ケア推】 34,936
13 委託料	34,936	(1) 福祉総合情報システム整備事業費増	34,936
19 負担金、補助及び交付金	27,468	2 介護保険事業特別会計繰出金増 ……………	【介護福祉課】 38,208
28 繰出金	38,208	3 介護保険指定事業所物価高騰対応支援事業費 ……………	【介護福祉課】 27,525
19 負担金、補助及び交付金	14,677	1 地域介護・福祉空間整備等補助金 ……	【介護福祉課】 14,677
12 役務費	48	1 障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援事業費 ……………	【障がい福祉課】 16,486
19 負担金、補助及び交付金	16,438		
11 需用費	5,500	1 保健福祉センター維持補修事業費増 ……	【健康医療課】 5,500
23 償還金、利子及び割引料	3,644	1 子ども・子育て支援事業費補助金過年度返還金 ……………	【国保年金課】 3,644
13 委託料	648	1 放課後児童対策事業費増 ……………	【こども育成課】 23,175
15 工事請負費	22,527	(1) 三田放課後児童クラブ施設整備事業費（継続費）	23,175
19 負担金、補助及び交付金	13,164	2 民間保育施設等物価高騰対応支援事業費 ……	【保育課 ほか】 13,164
11 需用費	50,000	1 保育所維持補修事業費増 ……………	【保育課】 50,000

10 総務費 15 民生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		30 児童館費	177,719	23,175	200,894	市 債	22,900
						一般財源	275
	20	衛生費	11,779,802	101,554	11,881,356		
		5 保健衛生費	6,755,515	80,746	6,836,261		
		5 保健衛生総務費	1,408,835	80,746	1,489,581	一般財源	80,746
		10 清掃費	5,024,287	20,808	5,045,095		
		15 し尿処理費	210,612	20,808	231,420	一般財源	20,808
	30	農林水産業費	723,681	77,563	801,244		
		5 農業費	673,209	77,563	750,772		
		15 農業振興費	94,038	42,563	136,601	国庫支出金	42,421
						一般財源	142
		35 土地改良事業費	186,517	35,000	221,517	市 債	14,000
						一般財源	21,000
	35	商工費	3,129,658	35,858	3,165,516		
		5 商工費	3,129,658	35,858	3,165,516		
		10 商工振興費	2,698,626	35,858	2,734,484	国庫支出金	5,284
						一般財源	30,574

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	648	1 児童館整備事業費増 …………… 【青少年課】 23,175
15 工事請負費	22,527	(1) (仮称) 三田児童館等複合施設整備事業費(継続 費) 23,175
12 役務費	78	1 医療機関等物価高騰対応支援事業費 …… 【健康医療課】 80,746
19 負担金、補助及び交付金	80,668	
11 需用費	20,808	1 衛生プラント維持補修事業費増 …………… 【生活環境課】 20,808
19 負担金、補助及び交付金	42,563	1 農業経営安定対策事業費増 …………… 【農業政策課】 20,000 (1) 農業者経営継続支援事業支援金 20,000 2 飼料価格高騰対策交付金 …………… 【農業政策課】 22,563
11 需用費	15,000	1 道水路等維持補修事業費増 …………… 【農業政策課】 35,000
15 工事請負費	20,000	
11 需用費	38,500	1 商業活動振興事業費減 …………… 【商業観光課】 △2,642
19 負担金、補助及び交付金	△2,642	(1) 商店街等プレミアム商品券支援事業補助金 減 △7,926 (2) 商店街等プレミアム商品券支援事業補助金(その 2) 5,284 2 アミューあつぎ運営管理事業費増 …………… 【生涯学習課】 38,500 (1) アミューあつぎ維持補修事業費増 38,500

1 5 民生費 2 0 衛生費 3 0 農林水産業費 3 5 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
40 土木費	29,878,092	155,594	30,033,686		
5 土木管理費	1,268,623	1,694	1,270,317		
10 国土調査費	27,414	1,694	29,108	一般財源	1,694
20 都市計画費	24,428,242	153,900	24,582,142		
10 市街地再開発事業費	17,880,254	17,000	17,897,254	一般財源	17,000
25 公園緑地費	1,792,013	125,000	1,917,013	一般財源	125,000
45 運動公園費	801,528	4,400	805,928	一般財源	4,400
50 ぼうさいの丘公園費	206,662	7,500	214,162	一般財源	7,500
50 教育費	11,876,736	1,380,462	13,257,198		
5 教育総務費	2,553,887	1,300,000	3,853,887		
10 事務局費	1,965,266	1,300,000	3,265,266	一般財源	1,300,000
10 小学校費	5,423,781	66,490	5,490,271		
5 学校管理費	3,440,634	66,490	3,507,124	一般財源	66,490
20 社会教育費	1,702,120	13,972	1,716,092		
20 公民館費	710,284	13,972	724,256	一般財源	13,972

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	1,694	1 国土調査事業費増 …………… 【道路総務課】 1,694
13 委託料	17,000	1 本厚木駅北口周辺整備事業費増 …………… 【市街地整備課】 17,000 (1) 本厚木駅北口周辺整備事業費増 17,000
11 需用費	60,000	1 公園緑地維持管理事業費増 …………… 【公園緑地課】 65,000
12 役務費	5,000	2 公園緑地維持補修事業費増 …………… 【公園緑地課】 60,000
13 委託料	60,000	
11 需用費	3,500	1 運動公園維持管理事業費増 …………… 【公園緑地課】 900
18 備品購入費	900	(1) 運動公園維持管理事業費増 900 2 運動公園維持補修事業費 …………… 【公園緑地課】 3,500
11 需用費	7,500	1 ぼうさいの丘公園維持補修事業費増 …… 【公園緑地課】 7,500
25 積立金	1,300,000	1 学校施設整備基金積立金増 …………… 【教育総務課】 1,300,000
11 需用費	51,695	1 小学校維持管理事業費増 …………… 【学校施設課】 14,795
12 役務費	14,795	2 小学校維持補修事業費増 …………… 【学校施設課】 51,695
11 需用費	11,551	

4 0 土木費 5 0 教育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		(公民館費)					
歳 出 合 計			126,674,483	2,010,682	128,685,165		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	176	1 公民館維持管理事業費増 【市民協働推進課】 2,421
13 委託料	600	2 公民館維持補修事業費増 【市民協働推進課】 11,551
18 備品購入費	1,645	

5 0 教育費

継続費についての令和6年度末までの
令和8年度以降の支出予定額並びに事

款	項	事業名	全 体 計				
			年 度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国県支出金	市 債
15 民生費	10 児童福祉費	三田放課後児童クラブ施設整備事業	令和8年度		23,175	6,310	16,600
			令和9年度		209,696	57,274	150,800
			計		232,871	63,584	167,400
		(仮称)三田児童館等複合施設整備事業	令和8年度		23,175		22,900
			令和9年度		209,696		207,500
			計		232,871		230,400

支出額、令和7年度末までの支出額及び
業の進行状況等に関する調書（補正）

（単位：千円・％）

画		令和 6 年度末 までの支出額	令和 7 年度末 までの支出額	令和 8 年度 支出予定額	令和 8 年度末ま での支出予定額	令和 9 年度以 降支出予定額	継続費の総 額に対する 進 捗 率
源 内 訳							
源	一 般 財 源						
そ の 他							
	265			23, 175	23, 175		10. 0
	1, 622					209, 696	90. 0
	1, 887			23, 175	23, 175	209, 696	100. 0
	275			23, 175	23, 175		10. 0
	2, 196					209, 696	90. 0
	2, 471			23, 175	23, 175	209, 696	100. 0

債務負担行為で令和 9 年度以降に
までの支出額及び令和 8 年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
複合施設構内電話縦配線整備委託経費	63,879
松蓮寺自転車駐車場改修工事負担金	29,040
厚木シティプラザ物件補償調査委託経費	22,000

わたるものについての令和7年度末
の支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和7年度末までの支出額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和9年度	63,879	一般財源等
		令和9年度	29,040	一般財源等
		令和9年度	22,000	一般財源等

地方債の令和6年度末及び令和
令和8年度末における現在高の

区 分	令和6年度末 現 在 高	令和7年度末 現 在 高	令 和 7 年 度 中		
			令 和 8 年 度 中 起 債 見 込 額		
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	63,935,364	69,553,355	18,264,300	53,500	18,317,800
(1) 総 務	5,089,659	5,068,317	203,200		203,200
(2) 民 生	1,153,489	1,171,783	685,600	39,500	725,100
(3) 衛 生	3,005,978	3,119,574	267,800		267,800
(4) 農 林	678,745	684,322	86,500	14,000	100,500
(5) 商 工	1,015,562	1,027,167	144,100		144,100
(6) 土 木	39,443,595	43,576,795	13,844,500		13,844,500
(7) 公 営 住 宅	1,354,275	1,357,073	17,800		17,800
(8) 消 防	1,992,001	1,947,958	693,900		693,900
(9) 教 育	10,202,060	11,600,366	2,320,900		2,320,900
2 減 税 補 て ん 債	64,803	24,920			
3 臨 時 財 政 対 策 債	3,325,860	2,589,258			
4 減 収 補 て ん 債	652,335	526,476			
5 調 整 債	5,257,965	7,566,328			
合 計	73,236,327	80,260,337	18,264,300	53,500	18,317,800

7 年度末における現在高並びに
見込みに関する調書（補正）

増 減 見 込 額			令和8 年度末現在高（見込み）			(参考)繰越額 を含めた令和 8 年度末現在 高（見込み）
令和 8 年度中元金償還見込額			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,957,212		3,957,212	83,860,443	53,500	83,913,943	85,934,343
40,508		40,508	5,231,009		5,231,009	5,359,909
92,644		92,644	1,764,739	39,500	1,804,239	1,804,239
115,002		115,002	3,272,372		3,272,372	3,477,072
60,425		60,425	710,397	14,000	724,397	741,297
80,641		80,641	1,090,626		1,090,626	1,090,626
2,503,083		2,503,083	54,918,212		54,918,212	55,729,012
105,128		105,128	1,269,745		1,269,745	1,269,745
140,282		140,282	2,501,576		2,501,576	2,520,276
819,499		819,499	13,101,767		13,101,767	13,942,167
24,920		24,920				
636,381		636,381	1,952,877		1,952,877	1,952,877
128,122		128,122	398,354		398,354	398,354
325,606		325,606	7,240,722		7,240,722	7,240,722
5,072,241		5,072,241	93,452,396	53,500	93,505,896	95,526,296

令和 8 年厚木市議会第 5 回会議（9 月定例会議）

令 和 8 年 度
厚木市一般会計・特別会計補正予算

参 考 資 料

【歳入歳出予算事項別明細書（ほか一覧）関係】

議案 第 7 3 号 関連

〔一般会計〕歳出

(単位：千円)

款 項 目		説 明 欄
15	民生費	
10	児童福祉費	
5	児童福祉総務費	〔13ページ〕 【金 額】 民間保育施設等物価高騰対応支援事業費 13,164 保育課 7,540 こども育成課 5,624

令和 8 年厚木市議会第 5 回会議（9 月定例会議）

令 和 8 年 度
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料

【15 節工事請負費関係】

〔一般会計〕

(単位：千円)

款	項	目	15節 工事請負費	概	要
15	民生費		45,054		
	10	児童福祉費	45,054		
		5	児童福祉総務費	22,527	〔13ページ〕 三田放課後児童クラブ施設整備事業費（継続費） 三田放課後児童クラブ施設整備事業費（継続費）【こども育成課】 〔内容〕（仮称）三田児童館等複合施設新築工事 〔箇所〕三田小学校プール跡地 （厚木市三田513-7）
		30	児童館費	22,527	〔15ページ〕 （仮称）三田児童館等複合施設整備事業費（継続費） （仮称）三田児童館等複合施設整備事業費（継続費）【青少年課】 〔内容〕（仮称）三田児童館等複合施設新築工事 〔箇所〕三田小学校プール跡地 （厚木市三田513-7）
30	農林水産業費		20,000		
	5	農業費	20,000		
		35	土地改良事業費	20,000	〔15ページ〕 道水路等維持補修事業費 道水路等維持補修事業費【農業政策課】 〔内容〕農業施設構造物損傷箇所復旧工事 〔箇所〕市内全域

(議案第 74 号)

令和 8 年厚木市議会第 5 回会議（9 月定例会議）

令和 8 年度

厚木市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第 1 号）

議案第 74 号

令和 8 年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,712,858千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 27 日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 5 繰越金		100,000	18,858	118,858
	5 繰越金	100,000	18,858	118,858
歳入合計		21,694,000	18,858	21,712,858

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 0 諸支出金		18,086	18,858	36,944
	5 償還金及び還付加算金	18,086	18,858	36,944
歳出合計		21,694,000	18,858	21,712,858

令和 8 年度

厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,523,411
15 国庫支出金	36,872
25 県支出金	14,637,708
35 財産収入	1,062
40 繰入金	2,331,758
45 繰越金	100,000
50 諸収入	63,189
歳入合計	21,694,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	495,653		495,653
10 保険給付費	14,423,286		14,423,286
22 国民健康保険事業費納付金	6,323,978		6,323,978
27 保健事業費	241,229		241,229
30 基金積立金	181,768		181,768
40 諸支出金	18,086	18,858	36,944
45 予備費	10,000		10,000
歳出合計	21,694,000	18,858	21,712,858

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 5 2 3, 4 1 1	2 0. 8
	3 6, 8 7 2	0. 2
	1 4, 6 3 7, 7 0 8	6 7. 4
	1, 0 6 2	0. 0
	2, 3 3 1, 7 5 8	1 0. 7
1 8, 8 5 8	1 1 8, 8 5 8	0. 6
	6 3, 1 8 9	0. 3
1 8, 8 5 8	2 1, 7 1 2, 8 5 8	1 0 0. 0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
					2.3
					66.4
					29.1
					1.1
					0.8
				18,858	0.2
					0.1
				18,858	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
45 繰越金	100,000	18,858	118,858
5 繰越金	100,000	18,858	118,858
5 繰越金	100,000	18,858	118,858
歳 入 合 計	21,694,000	18,858	21,712,858

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
40 諸支出金	18,086	18,858	36,944		
5 償還金及び還付加算金	18,086	18,858	36,944		
15 償還金	2	18,858	18,860	一般財源	18,858
歳 出 合 計	21,694,000	18,858	21,712,858		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 繰越金	18,858	1 前年度繰越金増 【国保年金課】 18,858

4 5 繰越金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子及び割引料	18,858	1 国庫支出金等精算返納金増 【国保年金課】 18,858

4 0 諸支出金

(議案第75号)

令和8年厚木市議会第5回会議（9月定例会議）

令和8年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

議案第75号

令和8年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,081,035千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月27日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		3,535,599	41,035	3,576,634
	5 一般会計繰入金	3,085,599	38,208	3,123,807
	10 基金繰入金	450,000	2,827	452,827
歳入合計		20,040,000	41,035	20,081,035

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		509,558	37,535	547,093
	5 総務管理費	334,157	37,535	371,692
18 地域支援事業費		601,739	3,500	605,239
	10 包括的支援事業・任意事業費	75,304	3,500	78,804
歳出合計		20,040,000	41,035	20,081,035

令和 8 年度

厚木市介護保険事業特別会計

補正予算（第 1 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 保険料	4,878,049
15 国庫支出金	3,565,007
20 支払基金交付金	5,220,390
25 県支出金	2,781,282
30 財産収入	12,994
40 繰入金	3,535,599
45 繰越金	42,968
50 諸収入	3,711
歳入合計	20,040,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	509,558	37,535	547,093
10 保険給付費	18,803,079		18,803,079
18 地域支援事業費	601,739	3,500	605,239
25 基金積立金	15,663		15,663
30 諸支出金	99,961		99,961
35 予備費	10,000		10,000
歳出合計	20,040,000	41,035	20,081,035

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 8 7 8, 0 4 9	2 4. 3
	3, 5 6 5, 0 0 7	1 7. 8
	5, 2 2 0, 3 9 0	2 6. 0
	2, 7 8 1, 2 8 2	1 3. 8
	1 2, 9 9 4	0. 1
4 1, 0 3 5	3, 5 7 6, 6 3 4	1 7. 8
	4 2, 9 6 8	0. 2
	3, 7 1 1	0. 0
4 1, 0 3 5	2 0, 0 8 1, 0 3 5	1 0 0. 0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				37,535	2.7
					93.6
				3,500	3.0
					0.1
					0.5
					0.1
				41,035	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	3,535,599	41,035	3,576,634
5 一般会計繰入金	3,085,599	38,208	3,123,807
7 地域支援事業費繰入金	80,638	673	81,311
10 その他一般会計繰入金	488,724	37,535	526,259
10 基金繰入金	450,000	2,827	452,827
5 介護保険事業基金繰入金	450,000	2,827	452,827
歳 入 合 計	20,040,000	41,035	20,081,035

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	509,558	37,535	547,093		
5 総務管理費	334,157	37,535	371,692		
5 一般管理費	334,157	37,535	371,692	一般財源	37,535
18 地域支援事業費	601,739	3,500	605,239		
10 包括的支援事業・任意事業費	75,304	3,500	78,804		
5 包括的支援事業・任意事業費	75,304	3,500	78,804	一般財源	3,500
歳 出 合 計	20,040,000	41,035	20,081,035		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 現年度分	673	1 地域支援事業費繰入金増 【地域包括ケア推】 673
5 職員給与費等繰入金	37,535	1 職員給与費等繰入金増 【介護福祉課】 37,535
5 介護保険事業基金繰入金	2,827	1 介護保険事業基金繰入金増 【介護福祉課】 2,827

4 0 繰入金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	37,535	1 介護保険事務経費増 【介護福祉課】 37,535
13 委託料	3,500	1 包括の支援事業費増 【地域包括ケア推】 3,500 (1) 認知症総合支援事業費増 3,500

5 総務費 1 8 地域支援事業費

令和 8 年厚木市議会第 5 回会議（9 月定例会議）

令 和 7 年 度

厚木市一般会計・特別会計歳入歳出決算書

参 考 資 料

歳入歳出予算事項別明細書関係

【歳入「ほか」一覧（その他雑入以外）】

【歳入 その他雑入「ほか」一覧】

【歳出「ほか」一覧】

1 歳入「ほか」一覧（その他雑入以外）

(1) 一般会計

（単位：円）

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
05	05	05	05	個人市民税現年課税分	市民税課	0
				個人市民税現年課税分	収納課	16,280,925,443
				個人市民税現年課税分 合計		16,280,925,443
			10	法人市民税現年課税分	市民税課	0
				法人市民税現年課税分	収納課	7,313,895,057
				法人市民税現年課税分 合計		7,313,895,057
			10	固定資産税現年課税分	資産税課	0
				固定資産税現年課税分	収納課	21,947,110,995
				固定資産税現年課税分 合計		21,947,110,995
			10	国有資産等所在市町村交付金	資産税課	0
				国有資産等所在市町村交付金	収納課	82,200,800
				国有資産等所在市町村交付金 合計		82,200,800
			15	環境性能割	市民税課	0
				環境性能割	収納課	53,998,700
				環境性能割 合計		53,998,700
			15	種別割現年課税分	市民税課	0
				種別割現年課税分	収納課	509,495,195
				種別割現年課税分 合計		509,495,195
			20	市たばこ税現年課税分	市民税課	0
				市たばこ税現年課税分	収納課	1,982,080,657
				市たばこ税現年課税分 合計		1,982,080,657
			30	入湯税現年課税分	市民税課	0
				入湯税現年課税分	収納課	2,544,150
				入湯税現年課税分 合計		2,544,150
			35	都市計画税現年課税分	資産税課	0
				都市計画税現年課税分	収納課	2,630,408,033
				都市計画税現年課税分 合計		2,630,408,033
50	05	10	10	行政財産使用料	生涯学習課	462,850
				行政財産使用料	くらし交通安全課	147,260
				行政財産使用料	文化魅力創造課	93,600
				行政財産使用料 合計		703,710
			15	行政財産使用料	福祉総合支援課	39,840
				行政財産使用料	地域包括ケア推進課	7,000
				行政財産使用料	障がい福祉課	3,576,990
				行政財産使用料	健康医療課	538,810
				行政財産使用料 合計		4,162,640
			10	行政財産使用料	保育課	12,300
				行政財産使用料	青少年課	32,320
				行政財産使用料 合計		44,620
			20	行政財産使用料	市民課	412,641
				行政財産使用料	環境政策課	12,570
				行政財産使用料 合計		425,211
			10	行政財産使用料	資源循環推進課	64,260
				行政財産使用料	生活環境課	33,160
				行政財産使用料 合計		97,420
			40	行政財産使用料	公園緑地課	381,620
				行政財産使用料	市街地整備課	91,000
				行政財産使用料	庁舎管理課	13,720
				行政財産使用料 合計		486,340
			45	行政財産使用料	消防総務課	106,950
				行政財産使用料	警防課	90,830
				行政財産使用料 合計		197,780
			50	行政財産使用料	学校施設課	368,040
				行政財産使用料	学校給食課	3,960
				行政財産使用料 合計		372,000
			15	行政財産使用料	学校施設課	185,510
				行政財産使用料	学校給食課	22,140
				行政財産使用料 合計		207,650
			20	行政財産使用料	市民協働推進課	138,090
				行政財産使用料	文化魅力創造課	9,900
				行政財産使用料 合計		147,990

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
50	10	10	05	諸証明手数料	荻野公民館・地区市民センター	300
				諸証明手数料	財政課	900
				諸証明手数料 合計		1,200
			15	諸証明手数料	厚木北公民館・地区市民センター	21,600
				諸証明手数料	厚木南公民館・地区市民センター	22,200
				諸証明手数料	依知南公民館・地区市民センター	105,900
				諸証明手数料	依知北公民館・地区市民センター	325,200
				諸証明手数料	睦合北公民館・地区市民センター	115,800
				諸証明手数料	睦合南公民館・地区市民センター	103,800
				諸証明手数料	荻野公民館・地区市民センター	155,700
				諸証明手数料	小鮎公民館・地区市民センター	75,600
				諸証明手数料	玉川公民館・地区市民センター	42,000
				諸証明手数料	南毛利公民館・地区市民センター	109,800
				諸証明手数料	相川公民館・地区市民センター	57,300
				諸証明手数料	緑ヶ丘公民館・地区市民センター	137,400
				諸証明手数料	愛甲公民館・地区市民センター	38,100
				諸証明手数料	森の里公民館・地区市民センター	60,900
				諸証明手数料	睦合西公民館・地区市民センター	35,100
				諸証明手数料	市民税課	10,516,800
				諸証明手数料 合計		11,923,200
			20	戸籍交付手数料	厚木北公民館・地区市民センター	44,400
				戸籍交付手数料	厚木南公民館・地区市民センター	92,850
				戸籍交付手数料	依知南公民館・地区市民センター	335,250
				戸籍交付手数料	依知北公民館・地区市民センター	642,600
				戸籍交付手数料	睦合北公民館・地区市民センター	422,550
				戸籍交付手数料	睦合南公民館・地区市民センター	463,650
				戸籍交付手数料	荻野公民館・地区市民センター	737,100
				戸籍交付手数料	小鮎公民館・地区市民センター	423,900
				戸籍交付手数料	玉川公民館・地区市民センター	196,050
				戸籍交付手数料	南毛利公民館・地区市民センター	479,250
				戸籍交付手数料	相川公民館・地区市民センター	258,750
				戸籍交付手数料	緑ヶ丘公民館・地区市民センター	359,250
				戸籍交付手数料	愛甲公民館・地区市民センター	93,150
				戸籍交付手数料	森の里公民館・地区市民センター	290,700
				戸籍交付手数料	睦合西公民館・地区市民センター	176,250
				戸籍交付手数料	市民課	22,418,700
				戸籍交付手数料 合計		27,434,400
				諸証明交付手数料	厚木北公民館・地区市民センター	114,900
				諸証明交付手数料	厚木南公民館・地区市民センター	176,700
				諸証明交付手数料	依知南公民館・地区市民センター	867,000
				諸証明交付手数料	依知北公民館・地区市民センター	1,758,900
				諸証明交付手数料	睦合北公民館・地区市民センター	892,200
				諸証明交付手数料	睦合南公民館・地区市民センター	1,208,100
				諸証明交付手数料	荻野公民館・地区市民センター	1,374,300
				諸証明交付手数料	小鮎公民館・地区市民センター	823,200
				諸証明交付手数料	玉川公民館・地区市民センター	248,400
				諸証明交付手数料	南毛利公民館・地区市民センター	1,036,800
				諸証明交付手数料	相川公民館・地区市民センター	603,900
				諸証明交付手数料	緑ヶ丘公民館・地区市民センター	845,700
				諸証明交付手数料	愛甲公民館・地区市民センター	228,300
				諸証明交付手数料	森の里公民館・地区市民センター	533,400
				諸証明交付手数料	睦合西公民館・地区市民センター	371,100
				諸証明交付手数料	市民課	42,007,261
				諸証明交付手数料 合計		53,090,161
				住基ネット手数料	依知南公民館・地区市民センター	600
				住基ネット手数料	依知北公民館・地区市民センター	10,200
				住基ネット手数料	睦合南公民館・地区市民センター	1,500
				住基ネット手数料	荻野公民館・地区市民センター	1,800
				住基ネット手数料	市民課	71,700
				住基ネット手数料 合計		85,800

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
50	10	20	10	廃棄物処理手数料	厚木北公民館・地区市民センター	44,500
				廃棄物処理手数料	厚木南公民館・地区市民センター	51,000
				廃棄物処理手数料	依知南公民館・地区市民センター	54,500
				廃棄物処理手数料	依知北公民館・地区市民センター	147,000
				廃棄物処理手数料	睦合北公民館・地区市民センター	33,500
				廃棄物処理手数料	睦合南公民館・地区市民センター	203,000
				廃棄物処理手数料	荻野公民館・地区市民センター	122,500
				廃棄物処理手数料	小鮎公民館・地区市民センター	113,000
				廃棄物処理手数料	玉川公民館・地区市民センター	52,500
				廃棄物処理手数料	南毛利公民館・地区市民センター	159,000
				廃棄物処理手数料	相川公民館・地区市民センター	65,500
				廃棄物処理手数料	緑ヶ丘公民館・地区市民センター	198,000
				廃棄物処理手数料	愛甲公民館・地区市民センター	41,000
				廃棄物処理手数料	森の里公民館・地区市民センター	114,500
				廃棄物処理手数料	睦合西公民館・地区市民センター	36,000
				廃棄物処理手数料	資源循環推進課	305,003,750
				廃棄物処理手数料 合計		306,439,250
			30	05 諸証明手数料	農業政策課	3,300
					農業委員会事務局	75,900
				諸証明手数料 合計		79,200
55	10	15	05	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	福祉総合支援課	5,000,000
				生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活福祉課	285,000
				生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 合計		5,285,000
			10	母子家庭等対策総合支援事業補助金	こども家庭センター	165,000
				母子家庭等対策総合支援事業補助金	子育て給付課	307,000
				母子家庭等対策総合支援事業補助金 合計		472,000
			40	社会資本整備総合交付金(道路事業)	道路維持課	69,688,000
				社会資本整備総合交付金(道路事業)	交通混雑対策課	9,350,000
				社会資本整備総合交付金(道路事業) 合計		79,038,000
60	10	10	35	水源環境保全・再生市町村補助金	生活環境課	5,019,000
				水源環境保全・再生市町村補助金	農業政策課	6,800,000
				水源環境保全・再生市町村補助金	河川下水道施設課	103,400,000
				水源環境保全・再生市町村補助金 合計		115,219,000
			15	高齢者在宅福祉事業費補助金	介護福祉課	115,000
				高齢者在宅福祉事業費補助金	健康医療課	1,893,000
				高齢者在宅福祉事業費補助金 合計		2,008,000
			45	神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金	危機管理課	11,394,000
				神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金	建築指導課	1,304,000
				神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金	消防総務課	23,410,000
				神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金	警防課	21,501,000
				神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金	指令課	10,000,000
				神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金	救急救命課	552,000
				神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 合計		68,161,000
65	05	05	05	土地貸付収入	財政課	32,237,392
				土地貸付収入	保育課	7,560
				土地貸付収入	区画整理課	5,760
				土地貸付収入	庁舎管理課	86,376
				土地貸付収入 合計		32,337,088
				建物貸付収入	財政課	14,015,010
				建物貸付収入	健康医療課	1,141,138
				建物貸付収入	商業観光課	39,348
				建物貸付収入 合計		15,195,496
			10	市有地売払収入	財政課	12,500,000
				市有地売払収入	道路総務課	39,875,562
				市有地売払収入	道路整備課	692,672
				市有地売払収入	河川下水道総務課	7,091,735
				市有地売払収入 合計		60,159,969

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	10	広告料収入(共通)	広報シティプロモーション課	9,590,000
				広告料収入(共通)	生涯学習課	50,000
				広告料収入(共通)	行政経営課	176,837
				広告料収入(共通)	健康医療課	710,050
				広告料収入(共通)	市民課	913,200
				広告料収入(共通)	青少年課	1,313,210
				広告料収入(共通)	農業委員会事務局	80,000
				広告料収入(共通) 合計		12,833,297
			15	広域連合後期高齢者保健事業補助金	福祉総合支援課	4,435,000
				広域連合後期高齢者保健事業補助金	国保年金課	1,110,000
				神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金 合計		5,545,000
			35	アミュールあつぎ電気ガス水道料受入金	生涯学習課	1,611,478
				アミュールあつぎ電気ガス水道料受入金	商業観光課	54,775,005
				アミュールあつぎ電気ガス水道料受入金 合計		56,386,483
90	05	40	10	道路新設改良事業債	道路総務課	64,600,000
				道路新設改良事業債	道路整備課	847,900,000
				道路新設改良事業債	道路維持課	657,800,000
				道路新設改良事業債	交通混雑対策	851,000,000
				道路新設改良事業債 合計		2,421,300,000
			20	中町第2-2地区周辺整備事業債	庁舎管理課	4,056,000,000
				中町第2-2地区周辺整備事業債	交通混雑対策課	7,600,000
				中町第2-2地区周辺整備事業債 合計		4,063,600,000
		45	05	消防施設整備事業債	消防総務課	46,800,000
				消防施設整備事業債	警防課	20,600,000
				消防施設整備事業債	消防総務課	9,900,000
				消防施設整備事業債 合計		77,300,000

(2) 公共用地取得事業特別会計

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
10	05	05	05	一般会計繰入金	市民協働推進課	12,363,762
				一般会計繰入金	道路総務課	20,276,260
				一般会計繰入金	道路整備課	39,457,127
				一般会計繰入金	市街地整備課	22,663,317
				一般会計繰入金	庁舎管理課	15,066,392
				一般会計繰入金 合計		109,826,858

(3) 介護保険事業特別会計

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
40	5	10	05	職員給与費等繰入金	地域包括ケア推進課	7,144,000
				職員給与費等繰入金	介護福祉課	210,951,000
				職員給与費等繰入金 合計		218,095,000
50	20	15	05	雇用保険料受入金等	地域包括ケア推進課	17,471
				雇用保険料受入金等	介護福祉課	201,365
				雇用保険料受入金等	職員課	16,619
				雇用保険料受入金等 合計		235,455

2 歳入「ほか」一覧（その他雑入）

(1) 一般会計

ア 総務費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	10	その他雑入(収納課分)	収納課	22,760
				自治会防犯カメラ電気料	くらし交通安全課	32,046
				配当株式譲渡所得控除返納金	収納課	16,476
				地方創生アドバイザー事業助成金	くらし交通安全課	133,000
				公衆電話料	庁舎管理課	15,850
				庁舎食堂ほか光熱水費	庁舎管理課	559,900
				実費弁償受入金(職員課き章分)	職員課	12,639
				その他雑入(事後調定・特定財源)	庁舎管理課	304,508
				複写収入(共通)	市民協働推進課	69,780
				雇用保険料受入金(共通)	生涯学習課	188,038
				雇用保険料受入金(共通)	職員課	1,838,868
				雇用保険料受入金(共通)	行政総務課	132,367
				雇用保険料受入金(共通)	契約検査課	15,455
				雇用保険料受入金(共通)	DX推進課	34,424
				雇用保険料受入金(共通)	財政課	20,587
				雇用保険料受入金(共通)	庁舎管理課	60,912
				雇用保険料受入金(共通)	収納課	99,784
				雇用保険料受入金(共通)	市民課	10,855
				雇用保険料受入金(共通)	市民協働推進課	125,937
				雇用保険料受入金(共通)	くらし交通安全課	288,605
				雇用保険料受入金(共通)	選挙管理委員会事務局	2,767
				電子申請システム電子納付収入(郵送料分)	市民税課	47,680
				電子申請システム電子納付収入(郵送料分)	市民課	6,720
				その他雑入(共通)(単件調定)	生涯学習課	58,917
				その他雑入(共通)(単件調定)	職員課	683,100
				その他雑入(共通)(単件調定)	行政総務課	316,410
				その他雑入(共通)(単件調定)	DX推進課	1,467,975
				その他雑入(共通)(単件調定)	財政課	149,500
				その他雑入(共通)(単件調定)	市民協働推進課	139,531
				その他雑入(共通)(単件調定)	商業観光課	567,096
				その他雑入(共通)(事後調定)	生涯学習課	340,833
				その他雑入(共通)(事後調定)	市民課	14,930
				その他雑入(共通)(事後調定)	くらし交通安全課	288,261
				その他雑入(共通)(事後調定)	青少年課	64,674
				その他雑入(共通)(単件調定・一般財源)	職員課	399,191
				その他雑入(共通)(単件調定・一般財源)	財政課	1,233,129
				その他雑入(共通)(事後調定・一般財源)	庁舎管理課	10,996,877
				その他雑入(共通)(事後調定・一般財源)	財政課	232,857
計						20,993,239

イ 民生費 その他雑入「ほか」

(単位:円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	15	公衆電話使用料	福祉総合支援課	960
				公衆電話使用料	健康医療課	870
				自動販売機電気使用料	障がい福祉課	28,731
				その他雑入(障がい福祉課分)	障がい福祉課	1,873,282
				その他雑入(保育課)	保育課	146,420
				講座参加者負担金(共通)	こども家庭センター	82,500
				その他雑入(共通)(事後調定・一般財源)	こども家庭センター	810
				生きがいセンター光熱水費負担金	障がい福祉課	384,382
				消費税仕入控除税受入金(共通)	介護福祉課	213,552
				雇用保険料受入金(共通)	職員課	310,851
				雇用保険料受入金(共通)	福祉総合支援課	178,087
				雇用保険料受入金(共通)	生活福祉課	104,033
				雇用保険料受入金(共通)	障がい福祉課	20,698
				雇用保険料受入金(共通)	こども育成課	961,828
				雇用保険料受入金(共通)	子育て給付課	78,543
				雇用保険料受入金(共通)	保育課	827,413
				雇用保険料受入金(共通)	こども家庭センター	622,726
				雇用保険料受入金(共通)	国保年金課	90,750
				雇用保険料受入金(共通)	青少年課	182,712
				その他雑入(共通)(単件調定)	生活福祉課	3,567,267
				その他雑入(共通)(単件調定)	こども育成課	413,380
				その他雑入(共通)(単件調定)	保育課	9,630
				その他雑入(共通)(単件調定)	国保年金課	222,897
				その他雑入(共通)(単件調定)	青少年課	7,200
				その他雑入(共通)(事後調定)	健康医療課	3,300,431
計						13,629,953

ウ 衛生費 その他雑入「ほか」

(単位:円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	20	臨時職員雇用保険料受入金(環境事業課分)	資源循環推進課	132,222
				その他雑入(市民課分)	市民課	1,000
				衛生プラント管理棟の共用に伴う諸費用	生活環境課	1,031,770
				自動販売機電気使用料	資源循環推進課	126,499
				自動販売機電気使用料	生活環境課	97,900
				その他雑入(環境事業課)	資源循環推進課	2,400,662
				その他雑入(市民課分・電気使用料)	市民課	64,052
				その他雑入(環境政策課)	環境政策課	252,492
				未病施策事業受講負担金	健康医療課	3,200
				雇用保険料受入金(共通)	職員課	376,834
				雇用保険料受入金(共通)	健康医療課	87,176
				雇用保険料受入金(共通)	健康医療課	16,621
				雇用保険料受入金(共通)	こども家庭センター	275,461
				雇用保険料受入金(生活環境課分)	生活環境課	18,962
				その他雑入(共通)(事後調定)	健康医療課	432,958
計						5,317,809

エ 農林費 その他雑入「ほか」

(単位:円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	30	複写収入(農業振興課分)	農業政策課	30
				雇用保険受入金(共通)	農業委員会事務局	15,009
計						15,039

オ 商工費 その他雑入「ほか」

(単位:円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	35	雇用保険料受入金(消費生活センター分)	市民協働推進課	64,852
				雇用保険料受入金(商業観光課分)	商業観光課	18,457
計						83,309

カ 土木費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	40	水道等使用料	公園緑地課	989,609
				雇用保険料受入金(公園緑地課分)	公園緑地課	17,680
				公衆電話料金	公園緑地課	340
				敷金運用金	住宅課	77,681
				複写収入(道路総務課道路台帳分)	道路総務課	172,670
				複写収入(建築指導課分)	建築指導課	154,300
				その他雑入(住宅課分)	住宅課	3,394,089
				複写収入(道路総務課国土調査費分)	道路総務課	8,460
				複写収入(都市計画課)	都市計画課	53,870
				複写収入(開発指導課)	開発指導課	4,400
				電気使用料(都市計画課)	都市計画課	10,762
				雇用保険料受入金(共通)	職員課	232,449
				雇用保険料受入金(共通)	都市計画課	17,551
				雇用保険料受入金(共通)	住宅課	14,397
				境界標売払収入	道路総務課	186,340
				その他雑入(共通)(単件調定)	交通混雑対策課	383,231
計						5,717,829

キ 消防費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	45	その他雑入(消防本部分)	消防総務課	1,409,784
				雇用保険料受入金(共通)	職員課	300,935
				雇用保険受入金(予防課分)	予防課	16,959
				その他雑入(警防課分)	警防課	12,200
				その他雑入(警防課分)	管理課	334,220
				雇用保険料受入金(危機管理課分)	危機管理課	30,167
				災害支援型自動販売機電気使用料	危機管理課	1,148,743
計						3,253,008

ク 教育費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属課	決算額
85	25	15	50	図書館資料複写収入	中央図書館	219,640
				その他雑入(南部学校給食センター分)	学校給食課	198,396
				その他雑入(市民協働推進課分)	市民協働推進課	1,101,053
				その他雑入(文化魅力創造課分)	文化魅力創造課	660,450
				その他雑入(スポーツ魅力創造課分)	スポーツ魅力創造課	181,739
				その他雑入(中央図書館分)	中央図書館	51,018
				雇用保険料受入金(スポーツ魅力創造課分)	スポーツ魅力創造課	59,667
				雇用保険料受入金(中央図書館分)	中央図書館	48,195
				雇用保険料受入金(文化魅力創造課分)	文化魅力創造課	46,920
				雇用保険料受入金(共通)	職員課	278,624
				その他雑入(教育総務課分)	教育総務課	693,706
				その他雑入(学校給食課分)	学校給食課	1,051,941
				雇用保険料受入金(学務課分)	学務課	14,357
				雇用保険料受入金(市民協働推進課分)	市民協働推進課	15,421
				雇用保険料受入金(教育研究所分)	教育研究所	107,712
				雇用保険料受入金(青少年教育相談センター)	青少年教育相談センター	361,338
				その他雑入(公民館太陽光発電分)	市民協働推進課	138,975
				雇用保険料受入金(教育指導課分)	教育指導課	96,620
				その他雑入(小中学校太陽光発電分)	教育総務課	826,955
				小学校給食費遅延損害金	学校給食課	40,600
				中学校給食費遅延損害金	学校給食課	14,500
				その他雑入(教育研究所分)	教育研究所	34,320
				その他雑入(学務課分)	学務課	25,740
				その他雑入(教育指導課分)	教育指導課	111,876
計						6,379,763

3 歳出「ほか」一覧

(1) 一般会計

(単位：円)

款	項	目	親事業名	子事業名	所属課	決算額		
10	05	05	共通物品調達費	共通物品調達費	行政総務課	5,002,649		
					庁舎管理課	1,031,580		
		共通物品調達費 合計					6,034,229	
		一般管理事務経費	契約事務経費	契約検査課	3,613,746			
				工事検査事務経費	契約検査課	1,253,194		
				弁護士経費	行政総務課	3,530,000		
				宿日直事務経費	職員課	11,301,112		
		一般管理事務経費 合計					19,698,052	
		40	財産維持管理事業費	財産維持管理事業費	財政課	24,185,855		
					健康医療課	1,535,450		
			財産維持管理事業費 合計					25,721,305
			庁舎資源再生事業費	庁舎資源再生事業費	行政総務課	3,265,680		
					庁舎管理課	4,568,063		
		庁舎資源再生事業費 合計					7,833,743	
	35	市民協働推進事業費	市民協働推進事業費	生涯学習課	1,800,000			
				企画政策課	1,800,000			
				市民協働推進課	293,400			
				環境政策課	800,000			
				文化魅力創造課	3,610,000			
				スポーツ魅力創造課	1,313,000			
		市民協働推進事業費 合計					9,616,400	
		55	文化事務経費	文化行政事務費	文化魅力創造課	9,304		
				友好親善事務経費	企画政策課	26,596		
		文化事務経費 合計					35,900	
15	05	05	生活保護費等国庫負担金過年度精算金	中国残留邦人等支援給付費国庫負担金等過年度精算金	生活福祉課	11,279,441		
				生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金過年度精算金	福祉総合支援課	6,162,375		
		生活保護費等国庫負担金過年度精算金 合計					17,441,816	
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金過年度精算金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金過年度精算金	福祉総合支援課	932,000			
				生活福祉課	704,000			
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金過年度精算金 合計					1,636,000	
		福祉政策事務経費	福祉政策事務経費	地域包括ケア推進課	2,186,967			
				介護福祉課	3,520,692			
		福祉政策事務経費 合計					5,707,659	

(一般会計 続き)

(単位:円)

款	項	目	親事業名	子事業名	所属課	決算額
15	05	28	障害者地域生活支援事業費	障害者相談支援事業費	障がい福祉課	198,196,900
				成年後見等利用支援事業費	福祉総合支援課	4,084,690
				地域生活支援拠点機能強化補助金	障がい福祉課	200,000
				障害者日常生活用具給付事業費	障がい福祉課	54,486,852
				障害者移動支援事業費	障がい福祉課	30,572,556
				障害者地域活動支援センター等事業費	障がい福祉課	69,228,420
				障害者意思疎通支援事業費	障がい福祉課	9,628,797
				障害者日中一時支援事業費	障がい福祉課	49,227,362
				障害者理解促進事業費	障がい福祉課	1,324,628
				障害者住宅設備等改善助成事業費	障がい福祉課	1,040,000
				重度障害者緊急通報システム事業費	障がい福祉課	63,360
				重度障害者理髪サービス事業費	障がい福祉課	506,000
				重度身体障害者寝具乾燥消毒事業費	障がい福祉課	22,176
				重度身体障害者入浴サービス事業費	障がい福祉課	19,107,146
				身体障害者自動車改造等助成事業費	障がい福祉課	300,000
				障害者福祉タクシー等助成事業費	障がい福祉課	61,293,044
				障がい者福祉計画策定事業費	障がい福祉課	215,808
				障害者施設通所交通費助成事業費	障がい福祉課	12,845,397
				障害者グループホーム家賃助成事業費	障がい福祉課	24,660,354
				重度障害者訪問看護支援事業費	障がい福祉課	18,000
			障害者地域生活支援事業費 合計			537,021,490
		45	高齢者外出支援事業費	高齢者外出支援事業費	福祉総合支援課	200,107,691
				外出支援担い手育成事業費	地域包括ケア推進課	600,160
			高齢者外出支援事業費 合計			200,707,851
	10	15	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金過年度返還金	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金過年度返還金	子育て給付課	1,527,000
				母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金過年度返還金	こども家庭センター	47,000
			母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金過年度返還金 合計			1,574,000
20	05	15	環境政策事務経費	環境政策事務経費	環境政策課	574,028
					資源循環推進課	201,524
			環境政策事務経費 合計			775,552

(一般会計 続き)

(単位:円)

款	項	目	親事業名	子事業名	所属課	決算額
35	05	10	アミューあつぎ運営管理事業費	アミューあつぎ運営事業費	商業観光課	32,143,449
				アミューあつぎ維持管理事業費	生涯学習課	372,741,814
				アミューあつぎ維持補修事業費	生涯学習課	3,664,100
			アミューあつぎ運営管理事業費 合計			408,549,363
40	05	05	土木総務事務経費	営繕関係事務経費	建築課	4,773,640
				道路管理事務経費	道路総務課	8,430,435
			土木総務事務経費 合計			13,204,075
	10	05	道路整備事務経費	道路整備事務経費	道路整備課	1,006,764
					交通混雑対策課	267,878
			道路整備事務経費 合計			1,274,642
40	20	05	公共用地取得事業特別会計繰出金	公共用地取得事業特別会計繰出金	道路総務課	20,276,260
					道路整備課	39,457,127
			公共用地取得事業特別会計繰出金 合計			59,733,387
		10	中町第2-2地区周辺整備事業費	中町第2-2地区周辺整備事業費	庁舎管理課	37,742,791
					交通混雑対策課	6,631,200
				複合施設建設事業費(継続費)	庁舎管理課	7,059,646,800
				複合施設周辺整備事業費(継続費)	交通混雑対策課	9,640,620
			中町第2-2地区周辺整備事業費 合計			7,113,661,411
		05	公共用地取得事業特別会計繰出金	公共用地取得事業特別会計繰出金	市街地整備課	22,663,317
					庁舎管理課	15,066,392
			公共用地取得事業特別会計繰出金 合計			37,729,709
45	05	10	消防団警防活動事業費	消防団警防活動事業費	警防課	8,309,056
					管理課	2,220,937
			消防団警防活動事業費 合計			10,529,993
50	05	10	事務局運営費	事務局運営費	教育総務課	136,746,596
					学校施設課	732,882
			事務局運営費 合計			137,479,478
	15	05	中学校維持補修事業費	中学校維持補修事業費	学校施設課	117,729,501
				中学校維持補修事業費	学校給食課	12,172,490
			中学校維持補修事業費 合計			129,901,991
60	05	05	市債元金償還金	市債元金償還金(財政課分)	財政課	5,109,458,853
				市債元金償還金(市民協働推進課分)	市民協働推進課	331,212
			市債元金償還金 合計			5,109,790,065
	10	05	市債利子	市債利子(財政課分)	財政課	526,192,967
				市債利子(市民協働推進課分)	市民協働推進課	23,185
			市債利子 合計			526,216,152

(2) 公共用地取得事業特別会計

(単位：円)

款	項	目	親事業名	子事業名	所属課	決算額
05	05	05	市債元金償還金	市債元金償還金	市民協働推進課	12,244,444
					道路整備課	39,226,606
					市街地整備課	22,444,444
					庁舎管理課	15,029,538
				市債元金償還金(用地国債)	道路総務課	432,933,334
			市債元金償還金 合計			521,878,366
		10	市債利子	市債利子	道路整備課	230,521
					市街地整備課	218,873
					庁舎管理課	36,854
					市民協働推進課	119,318
				市債利子(用地国債)	道路総務課	1,307,880
			市債利子 合計			1,913,446

(3) 介護保険事業特別会計

(単位：円)

款 項 目			親事業名	子事業名	所属課	決算額
18	10	05	任意事業費	任意事業費	福祉総合支援課	8,183,032
					地域包括ケア推進課	584,795
					介護福祉課	2,029,946
		任意事業費 合計				
30	05	10	国庫支出金等精算返納金	国庫支出金等精算返納金	地域包括ケア推進課	31,832,541
					介護福祉課	58,057,839
		国庫支出金等精算返納金 合計				